

【表紙】
【提出書類】 有価証券報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成27年1月30日
【計算期間】 第16期（自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日）
【ファンド名】 ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト
(Nomura Global Select Trust)
【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
(Global Funds Management S.A.)
【代表者の役職氏名】 取締役兼コンダクティング・オフィサー
ジャンフランソワ・カプラス
(Jean-François Caprasse, Director & Conducting Officer)
【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健
【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
【電話番号】 03 (6212) 8316
【縦覧に供する場所】 該当事項ありません

（注1）米ドルの円貨換算は、便宜上、平成26年11月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝118.23円）によります。以下、別段の表示がない限り、米ドルの金額表示はすべてこれによります。

（注2）豪ドルの円貨換算は、便宜上、平成26年11月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル＝100.71円）によります。以下、別段の表示がない限り、豪ドルの金額表示はすべてこれによります。

（注3）ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設定されておりますが、各ファンド証券は、米ドル建てまたは豪ドル建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り、米ドル豪ドルをもって行います。

（注4）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（注5）本書中、会計年度とは、8月1日に始まり翌年の7月31日に終わる期間を指します。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの形態

ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト（以下「トラスト」といいます。）は、ルクセンブルグ大公国（以下「ルクセンブルグ」といいます。）の民法および投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）（以下「2010年法」といいます。）のパートIIおよび2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する法律（以下「2013年法」といいます。）の第1条第39項に定義される、管理会社、保管受託銀行およびトラストの証券所持人（以下「受益者」といいます。）との間の契約（約款）によって設定されたオープン・エンド型のアンブレラ型共有持分型投資信託です。トラストのサブ・ファンドであるU. S. ドル・マネー・マーケット・ファンド（「アメリカMMF」、「America MMF」と称することがあります。）（以下「U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンド」といいます。）および豪ドル・マネー・マーケット・ファンド（「オーストラリアMMF」、「Australia MMF」と称することがあります。）（以下「豪ドル・マネー・マーケット・ファンド」といいます。）（以下総称して「ファンド」といいます。）のファンド証券は管理会社により取引日（アメリカMMF取引日およびオーストラリアMMF取引日の総称。以下同じ。）に純資産価格で発行され、また受益者の要求に応じていつでも純資産価格で買い戻す仕組となっています。

ファンドは、アンブレラ・ファンドであるトラストのサブ・ファンドです。現在、トラストは、2つのサブ・ファンド（U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンド）で構成されています。管理会社は、随時、保管受託銀行の同意を得て、他のサブ・ファンドを追加設立することができます。

② ファンドの目的および基本的性格

ファンドの投資目的は、元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益を追求することです。ファンドは、主に、高い信用度と流動性を有する短期金融商品（U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドについては米ドル建ておよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドについては豪ドル建てのもの）に分散して投資することにより、この投資目的の達成を目指します。

ファンド証券の発行限度額については特に定めがなく随時発行することができます。

なお、トラストは日本国内では税法上「公社債投資信託」に分類されます。

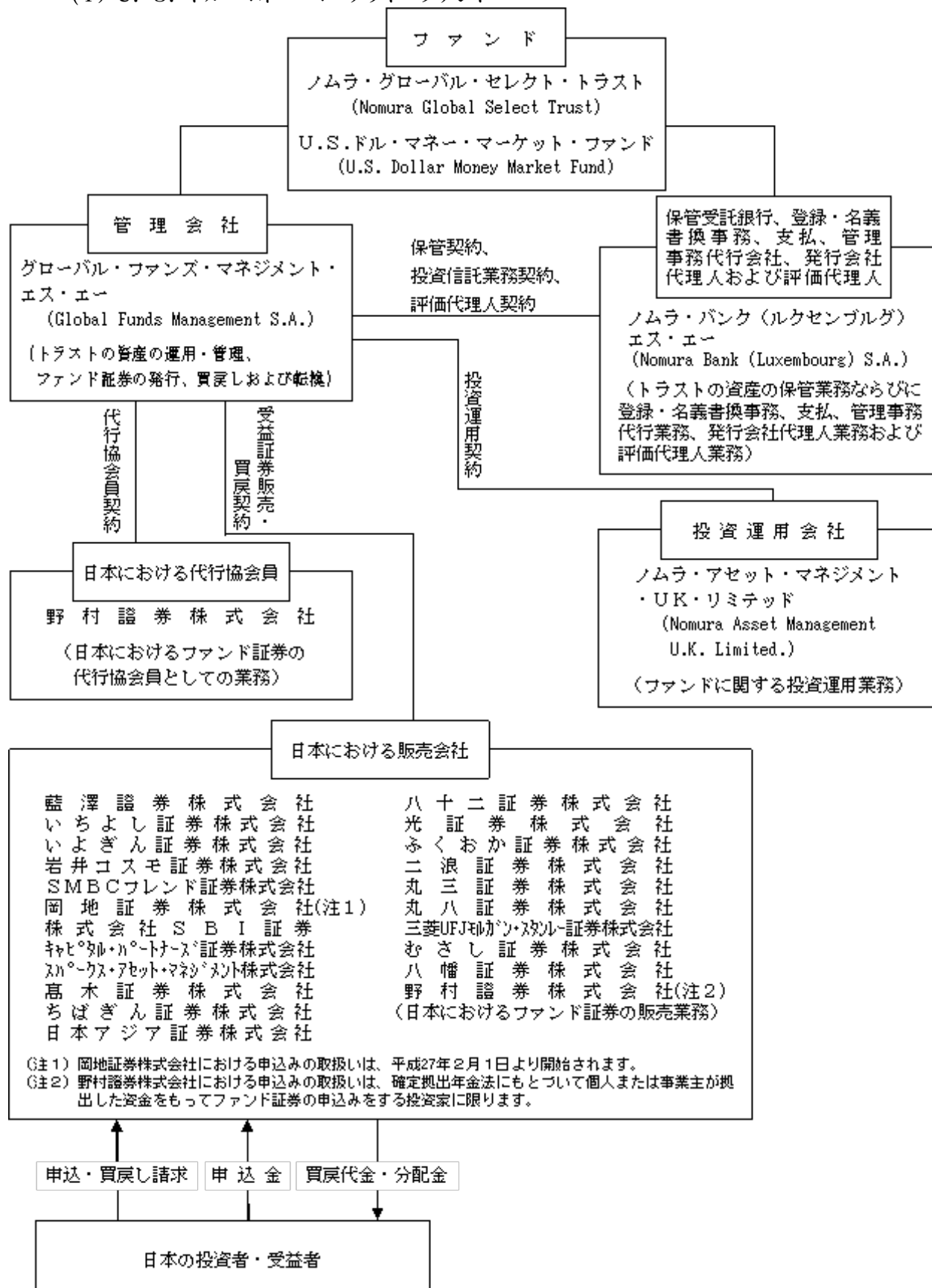
（2）【ファンドの沿革】

1991年7月8日	管理会社の設立
1998年6月19日	トラスト約款締結
1998年7月24日	U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドの運用開始
2002年9月5日	トラスト改正約款締結
2002年9月26日	ユーロ・マネー・マーケット・ファンドの運用開始
2003年11月28日	トラスト改正約款締結
2007年4月2日	トラスト改正約款締結
2007年9月14日	トラスト改正約款締結
2011年1月3日	トラスト改正約款締結
2013年3月25日	トラスト改正約款締結
2013年4月23日	豪ドル・マネー・マーケット・ファンドの運用開始
2014年3月19日	ユーロ・マネー・マーケット・ファンドの償還
2014年3月31日	トラスト改正約款締結

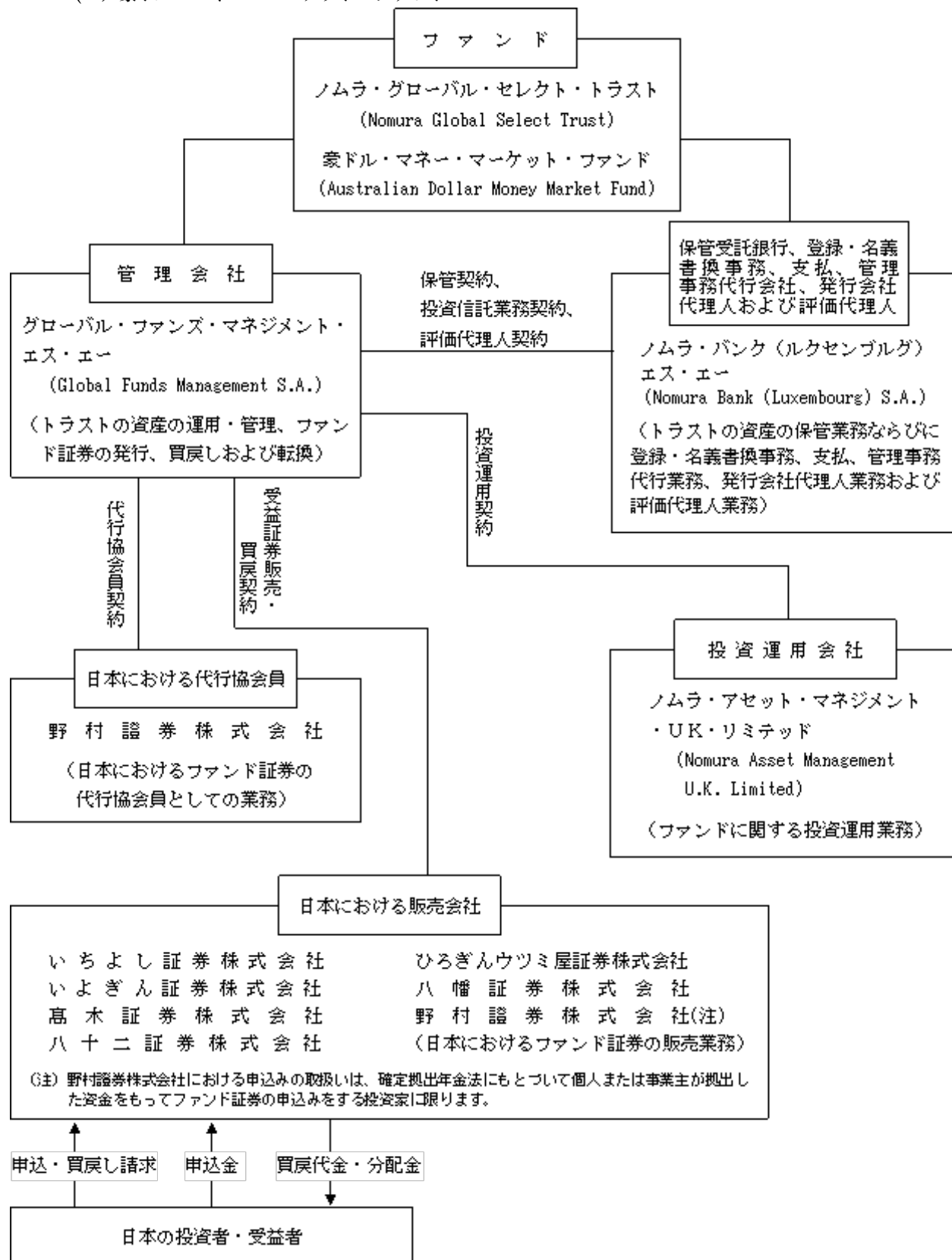
(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

(i) U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンド



(ii) 豪ドル・マネー・マーケット・ファンド



② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)	管理会社	2014年3月31日付で締結されたトラスト改正約款（2014年4月30日効力発生）。ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行、買戻し、転換、ファンドの償還等について規定しています。
ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)	保管受託銀行 登録・名義書換・支払、管理 事務代行会社 発行会社代理人 評価代理人	2014年4月30日付の管理会社との間の保管契約（注1）。ファンド資産の保管業務、支払事務代行業務について規定しています。 2014年4月30日付の管理会社との間の投資信託業務契約（注2）。ファンドの登録・名義書換事務代行業務、支払・管理事務代行業務、発行会社代理人業務およびファンド証券の純資産価格の計算業務および記帳等の管理業務について規定しています。 2014年4月30日付の管理会社との評価代理人契約（注3）。
ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッド (Nomura Asset Management U.K. Limited)	ファンドの投資運用会社	2014年4月30日付の管理会社との間の投資運用契約（注4）を締結。ファンドに関する投資運用業務について規定しています。
野村證券株式会社	代行協会員	U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドについては2003年12月12日付で、豪ドル・マネー・マーケット・ファンドについては2013年3月28日付で管理会社との間で代行協会員契約（注5）を締結。日本における代行協会員業務について規定しています。

（注1）保管契約とは、管理会社によって任命された保管受託銀行がファンド資産の保管業務および支払業務を行うことを約する契約です。

（注2）投資信託業務契約とは、管理会社によって任命された登録・名義書換事務、支払、管理事務代行会社および発行会社代理人がファンドに関する事務業務ならびに登録および名義書換業務等を行うことを約する契約です。

（注3）評価代理人契約とは、管理会社によって任命された評価代理人が、ファンドの資産および純資産額の評価を行うことを約する契約をいいます。

（注4）投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、ファンドに関する投資顧問・運用業務等を行うことを約する契約です。

（注5）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員が、ファンド証券に関する目論見書の配付、ファンド証券1口当たりの純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配付等を行うことを約する契約です。

③ 管理会社の概要

(i) 設立準拠法

ルクセンブルグの1915年8月10日付商事会社法（改正済）（以下「1915年法」といいます。）に基づき、ルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立されました。

ルクセンブルグの1915年法は、設立、運営等商事会社に関する基本的事項を規定しています。

管理会社は、2010年法の第16章に従っています。

管理会社は、2010年法第16章のもとで、管理会社として2種類の認可を取得することができます。

- ・オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EUの規定（以下「AIFMD」といいます。）に基づき、オルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」といいます。）以外の投資ビークルの運用に責任を負うか、外部のオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」といいます。）を任命しているAIFの管理会社として行為するか、または、一定の許容条件の範囲で一もしくは複数のAIFの管理に責任を負う管理会社。
- ・外部のAIFMを任命することなくAIFMDに基づくAIFの管理に責任を負う管理会社。

管理会社は、AIFMDに従うAIFMとして認可されています。

(ii) 管理会社の目的

管理会社は、2013年法第1条第46項に定義されるAIFMです。

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

- ・ルクセンブルグ国内外において設立された、AIFMDで言うところのAIFに関し、2013年法第5条第(2)項及び同法別紙Iに基づき、AIFの資産に関する運用、管理、販売及びその他の業務を行うこと。
- ・2010年法第125-2条に従い、ルクセンブルグで設立され、AIFMDで言うところのAIFとしての資格を有する契約型投資信託、変動資本を有する投資法人および固定資本を有する投資法人に関する管理会社としての役割の遂行。

(iii) 資本金の額

払込済資本金は375,000ユーロ（約5,520万円）で、2014年11月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ（約368万円）の記名株式15株を発行済です。

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、平成26年11月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝147.20円）によります。以下同じです。

(iv) 会社の沿革

1991年7月8日設立。

(v) 大株主の状況

(2014年11月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)	ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟 (Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Luxembourg)	15株	100%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

(1) トラストの名称

ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト（Nomura Global Select Trust）

(2) トラストの形態

トラストは、ルクセンブルグの民法および2010年法の規定に基づき、管理会社、保管受託銀行およびファンド証券所持人（以下「受益者」といいます。）との間の契約関係を定めた約款によって設定されたオープン・エンド型の共有持分型投資信託です。ファンド証券は需要に応じて、その時の1口当りの純資産価格（以下「純資産価格」といいます。）で販売され、また、毎評価日に、受益者の要求に応じて、その時の純資産価格で管理会社が買戻すという仕組みになっています。

(3) 準拠法

トラストの設立準拠法は、ルクセンブルグの民法です。

また、トラストは2010年法、大公国規則、およびルクセンブルグの金融監督委員会（Commission for the Supervision of the Financial Sector、以下「金融監督委員会」または「CSSF」といいます。）の規則および通達に従っており、2013年法第1条第39項に基づくAIFとしての資格を有しています。

(4) 2013年法

- (a) 2013年法は主にAIFMを規制しますがさらに、運用会社のみならず運用会社が運用する投資ビークル（AIF）に関連する多くの規定により構成されています。

2013年法は、AIFMDを施行し、主に①2010年法、②特殊投資信託（SIF）に関するルクセンブルグ法および③リスク・キャピタルに投資する投資法人（SICAR）に関するルクセンブルグ法を改訂するもので、AIFMDに関するこれらの法律における「商品」に関する要件を反映しています。

- (b) 2013年法は、AIFを、以下の投資コンパートメントを含む投資信託として定義しています。

- ① 投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資するために、多数の投資家から資金を調達し、かつ、
- ② 欧州議会および理事会の2009年7月13日付通達の2009/65/ECの要件（改正済）（以下「UCITS通達」といいます。）に基づく認可を必要としない投資信託（即ちUCITSとしての資格を有しない投資信託）。
- (c) 2013年法はさらに、AIFの販売に関する規定を含みます。AIFMは2013年法に基づく認可を一度受ければ、当該AIFMは、規制当局間の簡易通知制度を利用することにより、AIFの株式または受益証券をEUの他の加盟国で販売することができます。
- (d) 既存の運用会社に適用される経過規定は、2013年法の末尾に記載されています。①2013年7月22日現在存続するか、または②2013年7月22日よりも後かつ2014年7月22日よりも前に設定された投資信託、SIFおよびSICARに適用される経過措置は、これら各法律の末尾に記載されています。

（５）【開示制度の概要】

ルクセンブルグにおける開示

（イ）金融監督委員会に対する開示

ルクセンブルグ内において、またはルクセンブルグからルクセンブルグ外の公衆に対しファンド証券を公募する場合は、金融監督委員会への登録およびその承認が要求されます。いずれの場合でも、目論見書、年次財務報告書および半期財務報告書等を金融監督委員会に提出しなければなりません。

さらに、年次財務報告書に含まれている年次財務書類は、公認監査人により監査され、金融監督委員会に提出されなければなりません。トラストの公認監査人は、アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニム（Ernst & Young Société Anonyme）です。さらに、トラストは、金融庁（現金融監督委員会）の通達97/136（金融監督委員会の通達08/348により改正）に基づき、金融監督委員会に対して、月次報告書を提出することを要求されています。

（ロ）受益者に対する開示

トラストの監査済年次報告書および未監査半期報告書は、管理会社および保管受託銀行および支払事務代行会社の登記上の事務所において、受益者はこれを入手することができます。トラストの運用履歴、日々の純資産価格、受益証券の販売および買戻価格ならびに評価の停止といったトラストおよび管理会社に関して公表されなければならない財務情報は、管理会社、保管受託銀行の事務所において公表されます。なお、約款の全文は管理会社の登記上の事務所において無料で入手することができます。また、ルクセンブルグ商業および法人登記所において、約款（その変更を含みます。）を閲覧することができ、その写しを入手することができます。

受益者に対する通知は、受益者名簿に記載される住所宛に送付され、ルクセンブルグの法律により要求される範囲においてルクセンブルグの「メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン」（以下「メモリアル」といいます。）に公告されます。

いかなる受益者に対しても、優遇措置は付与されないものとします。受益者の権利については、トラストの英文目論見書（以下「英文目論見書」といいます。）および約款に記載されています。

2013年法に従い、および英文目論見書に開示されない範囲について、以下の情報は、トラストの年次および半期報告書における開示により、または管理会社のウェブサイトにおいて、受益者に対し定期的に提供され、また、重要と判断される場合、受益者に対して通知がなされます。

- ・ファンド資産のうち、その非流動性により特別な指針の対象となる資産の比率
- ・ファンドの流動性の管理に係る新規の指針
- ・ファンドのリスク特性の変更および管理会社がそのリスクの管理に用いるリスク管理システムの変更
- ・(1) ファンドのために管理会社が使用することができるレバレッジの上限、(2) その上限の変更、(3) レバレッジ使用可能な条件およびレバレッジの使用制限、(4) 関連するリスクに対し使用できるレバレッジの種類
- ・担保を再利用する権利やレバレッジを組む場合に付与される保証
- ・ファンドが用いるレバレッジの総額

日本における開示

（イ）監督官庁に対する開示

① 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、かかる書類を金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、閲覧することができます。

受益証券の販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合には、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。）を交付します。

管理会社は、財務状況等を開示するために、トラストの各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、トラストの各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、トラストに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ、関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、かかる書類をEDINET等において閲覧することができます。

② 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド証券の募集の取り扱い等を行う場合においては、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に従い、トラストにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また管理会社はトラストの約款を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

(ロ) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、トラストの約款を変更しようとする場合であって、その内容が重大である場合等においては、あらかじめ日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

また、管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

トラストの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付されます。

(6) 【監督官庁の概要】

管理会社およびトラストはC S S Fの監督に服しています。

監督の主な内容は次のとおりです。

① 登録の届出の受理

(イ) ルクセンブルグに所在するすべての投資信託は、C S S Fの監督に服し、C S S Fに登録しなければなりません。

(ロ) 欧州連合（以下「EU」といいます。）加盟国の監督官庁により認可されているUCITSは、欧州議会および理事会の2009年7月13日付通達の2009/65/ECの要件（改正済）に適合しなければなりません。ルクセンブルグ以外の国で設立されたUCITSは、ルクセンブルグの金融機関をUCITSの支払代理人として任命し、UCITS所在国の所轄官庁がいわゆる通知手続きに基づきC S S Fに所定の書類を提出することで、ルクセンブルグ国内においてその投資信託証券を販売することができます。UCITS所在国の所轄官庁からC S S Fに対して通知が送付された旨の連絡を受けた時に、当該UCITSはルクセンブルグにおいて販売が可能となります。

トラストは、2010年法上のパートIIの投資信託として設定されており、EU加盟国においては公衆に対する販売は行われません。

2010年法第88-1条のもとで、ファンドは、AIFMDおよびその施行規則（以下「AIFM規則」といいます。）ならびにAIFM規則を施行するルクセンブルグの法律および規則に規定されるAIFとしての資格を有しています。

(ハ) 外国法に準拠して設立または運営されている上記以外の投資信託は、ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグから個人投資家に対してその受益証券を販売するためには、当該投資信託が設立された国において、投資家の保護を保证するために当該国の法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服していなければなりません。

さらにこれらの投資信託は、C S S Fにより、2010年法に規定されるものと同等と見なされる監督に服していなければなりません。

(ニ) E UおよびE U以外のA I Fのルクセンブルグの機関投資家への販売は、A I F M規則に規定される適用規則ならびにA I F M規則を施行するルクセンブルグの法律および規則に従ってなされるものとします。

② 登録の拒絶または取消し

投資信託が適用ある法令、C S S Fの通達を遵守しない場合、登録が拒絶または取消されることがあります。

また、投資信託の役員または投資信託もしくは管理会社の取締役がC S S Fにより要求される専門的能力および信用についての十分な保証の証明をしない場合は、登録は拒絶されることがあります。

登録が拒絶または取り消された場合、ルクセンブルグの投資信託の場合は地方裁判所の決定により、トラストは解散および清算されることがあります。またルクセンブルグ以外の投資信託の場合は、上場廃止となり、かつ個人投資家に対しての販売が中止されます。

③ 目論見書等に対する査証の交付

投資信託証券の販売に際し使用される目論見書は、事前にC S S Fに提出されなければなりません。C S S Fは、C S S Fにより目論見書が適用される法律、勅令、C S S Fの通達に適合すると認めた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、査証を付してそれを証明します。

④ 財務状況およびその他の情報に関する監督

投資信託の財務状況ならびに投資者およびC S S Fに提出されたその他の情報の正確性を確保をするため、投資信託は、公認監査人の監査を受けなければなりません。

公認監査人は、財務状況その他に関する情報が不完全または不正確であると判断した場合には、その旨をC S S Fに報告する義務を負います。公認監査人は、C S S Fが要求するすべての情報（投資信託の帳簿、記録を含みます。）をC S S Fに提出しなければなりません。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

ファンドの投資目的は、元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益を追求することです。ファンドは、主に、高い信用度と流動性を有する短期金融商品（U．S．ドル・マネー・マーケット・ファンドについては米ドル建て、豪ドル・マネー・マーケット・ファンドについては豪ドル建てのもの）に分散して投資することにより、この投資目的の達成を目指します。

投資目的および方針の変更

管理会社が、ファンドの投資目的および／または投資方針に関する重大な変更を行う場合、C S S Fの承認を受領後に、当該事項を英文目論見書に盛り込み、かつ、当該重大な変更の効力が発生する1ヶ月前までに、関連する受益者に対し通知されるものとします。これにより受益者は、その重大な変更を受諾しない場合には、その変更の効力発生日までに、当該ファンド受益証券の買戻しを行うことができます。

（2）【投資対象】

U．S．ドル・マネー・マーケット・ファンド

ファンドが投資する短期金融商品の種類には、米国政府・政府関連機関の証券、米国内外の銀行の債務証券（銀行預金を含みます。）、米国内外の民間企業および諸法人のコマーシャル・ペーパー・その他の短期債務証券、および管理会社が適切かつファンドの投資目的に適合していると判断するその他の投資対象が含まれます。

ファンドはまた、信用度の高い証券に十分担保された買戻契約を締結することもできます。

管理会社は、ファンドのために、いかなる種類の株式への投資または出資も行いません。

ファンドは、残存期間が397日以下の証券・金融商品に投資します。それぞれの投資対象の残存期間を計算するにあたっては、当該投資対象に付随する商品性も考慮されます。また、変動金利の投資対象については、金利調整までの日を残存期間とします。すべての投資対象の加重平均残存期間は60日以下とします。

投資対象は、スタンダード＆プアーズ社および国際的に認知されている他の格付業者から短期債務証券に対する最高位の格付を得ている（または、スタンダード＆プアーズ社のみからその短期債務証券に対する最高位の格付を得ている）か、または、格付を付与されていない場合は、投資時において管理会社がそれと同等の信用度であると判断するものとします。

ファンドの投資およびその純資産価額は、市場の変動の影響を受けるものであり、ファンドの投資目的が達成されるという保証や投資元本が確保されるという保証はありません。

ファンドの資産の50%超が日本の金融商品取引法に定める有価証券（ただし第二条第二項に規定されるものを除きます）に投資されますが、ファンドの繰上償還が決定されたとき、大量の買戻しが見込まれるとき、その他管理会社のコントロールが及ばない状況が発生した場合は例外とします。

豪ドル・マネー・マーケット・ファンド

ファンドが投資する短期金融商品の種類には、オーストラリア政府・政府関連機関の証券、オーストラリア内外の銀行の債務証券（銀行預金を含みます。）、オーストラリア内外の民間企業および諸法人のコマーシャル・ペーパー・その他の短期債務証券、および管理会社が適切かつファンドの投資目的に適合していると判断するその他の投資対象が含まれます。

ファンドはまた、信用度の高い証券に十分担保された買戻契約を締結することもできます。

管理会社は、ファンドのために、いかなる種類の株式への投資または出資も行いません。

ファンドは、残存期間が397日以下の証券・金融商品に投資します。それぞれの投資対象の残存期間を計算するにあたっては、当該投資対象に付随する商品性も考慮されます。また、変動金利の投資対象については、金利調整までの日を残存期間とします。すべての投資対象の加重平均残存期間は60日以下とします。

投資対象は、スタンダード＆プアーズ社の格付でA－1以上、ムーディーズ社の格付でP－1、または国際的に認知されている格付業者の1社からこれと同等の格付を付与されたもの、または格付を付与されていない場合は、投資時において管理会社がそれと同等の信用度であると判断するものとします。

ファンドの投資およびその純資産価額は、市場の変動の影響を受けるものであり、ファンドの投資目的が達成されるという保証や投資元本が確保されるという保証はありません。

ファンドの資産の50%超が日本の金融商品取引法に定める有価証券（ただし第二条第二項に規定されるものを除きます）に投資されますが、ファンドの運用開始直後、ファンドの繰上償還が決定されたとき、大量の買戻しが見込まれるとき、その他管理会社のコントロールが及ばない状況が発生した場合は例外とします。

（３）【運用体制】

管理会社は、ファンド運営の管理権限を有し最終責任を負うことを条件として、ノムラ・アセット・マネジメント・ＵＫ・リミテッドを投資運用会社任命しており、ノムラ・アセット・マネジメント・ＵＫ・リミテッドはその裁量により、ファンド資産の運用などを行います。投資運用契約は、管理会社が投資運用会社に対して、もしくは投資運用会社が管理会社に対して契約の終了日の３ヶ月以上前に書面による通知を行った場合、または投資運用契約に定められたその他の状況が発生した場合に終了します。また、ファンドの管理および保管に関するその他の委任事務は、関係する契約書に定められた条項に基づき、管理会社の取締役会が管理権限を有し、最終的な責任を負います。

ノムラ・アセット・マネジメント・ＵＫ・リミテッドのマネー・マーケット・ファンド・チームおよびクレジット・リサーチ・チームが中心となって、各ファンドの運用リスクを適切に管理し、これらファンドのポートフォリオを構築しています。

ノムラ・アセット・マネジメント・ＵＫ・リミテッドのマネー・マーケット・ファンド・チームは、投資対象やファンドタイプによって分かれている同社のインベスト部門のチームのひとつで、ポートフォリオ・マネジャー３名で構成されております。また、クレジット・リサーチ・チームも同社インベスト部門のチームのひとつです。

各ファンドの運用は、ファンドの純資産総額、経済ファンダメンタルズ、金利リスクおよびクレジット・リスクなどの分析を通して、ノムラ・アセット・マネジメント・ＵＫ・リミテッドにおいて毎月開かれるフィックス・インカム・インベストメント委員会で決定される投資方針を基に実行されます。

各ファンドの運用を中心的に行っているノムラ・アセット・マネジメント・ＵＫ・リミテッドのチームの人員構成は以下のとおりです。

マネー・マーケット・ファンド・チーム

ポートフォリオ・マネジャー 3名

クレジット・リサーチ・チーム

信用分析アナリスト 5名

なお、この情報は2014年11月末日現在のものであり、随時変更されます。

（４）【分配方針】

管理会社は、ファンド証券の１口当り純資産価格をＵ．Ｓ．ドル・マネー・マーケット・ファンドについては0.01米ドル、豪ドル・マネー・マーケット・ファンドについては0.01豪ドルに維持するために必要な額の分配を日々行う予定です。ファンド証券については、当該ファンド証券の買付注文の受渡日当日から買戻請求の受渡日の前日までの期間について、分配が行われます。毎月の最終取引日に、当該最終取引日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金（ルクセンブルグ、日本およびその他の関係国の分配金についての源泉税およびその他の税金を控除後）当該最終取引日の直前の取引日に決定される１口当り純資産価格で再投資され、これにつきファンド証券が発行されます。

分配の結果、トラストの純資産が2010年法による最低額（125万ユーロ）相当を下回る場合には、分配を行うことができません。

支払期日から５年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し、トラストに帰属します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

ファンドの改正約款（第６条）に従い、管理会社またはその委託を受けた代理人は、ファンド資産の運用にあたり、以下の制限を遵守します。

- (1) 管理会社は、ファンドのために、当該ファンドの純資産総額の10%を超えて同一発行体の発行する有価証券を保有することとなるような投資を行うことはできません。ただし、本制限は、経済協力開発機構（「OECD」）加盟国、かかる加盟国の地方公共団体、または欧州連合（「EU」）の、地域的もしくは世界的公的国際機関または米国政府による支援を受けた機関もしくは下部機関が発行または保証する有価証券には適用されません。
- (2) 管理会社は、ファンドのために、当該投資の結果、トラストが同一発行体の発行する証券の10%を超えて同一発行体の証券に投資することはできません。かかる10%の制限は、OECD加盟国、かかる加盟国の地方公共団体、またはEUの、地域的もしくは世界的公的国際機関または米国政府による支援を受けた機関もしくは下部機関が発行または保証する証券には適用されません。上記の10%の制限（同種の有価証券または特定の種類の有価証券に関するもの）は、ファンドが一発行体の１銘柄のすべてのCDまたはCPを購入することを妨げるものではありません。
- (3) 管理会社は、ファンドのために、支配または経営を目的として投資を行うことはできません。

- (4) 管理会社は、ファンドのために、他のオープンエンド型の投資信託の受益証券にファンドの純資産総額の10%を限度として投資をすることができます。管理会社により運営されている、または共通の経営もしくは管理により、または直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と関係ある会社により運用されている、投資信託の受益証券の取得の場合、管理会社は、当該受益証券に関する取引に対しいかなる手数料または費用も課してはなりません。さらに、ファンドと同じプロモーターを有する投資信託への投資が行われる場合、発行手数料またはその他の取得報酬および管理または顧問報酬は、かかる投資が行われるファンドの負担とはしません。取締役は、2010年法の第174条に従い、短期金融商品に投資することのみをその投資目的とする投資信託に係る低率の税がファンドに適用されている限り、ファンドのために、他の投資信託の受益証券に投資しないことを決定しています。管理会社は、ファンドのために、(i)株式に投資する契約型投資信託の証券、または(ii)会社型投資信託に投資してはなりません。
- (5) 管理会社は、ファンドのために、不動産を購入してはなりません。ただし、管理会社は、ファンドのために、不動産もしくは不動産上の権利を担保としている証券、または不動産もしくは不動産上の権利に投資している会社が発行する証券を売買することができます。
- (6) 管理会社は、ファンドのために、商品、商品契約、または商品もしくは商品についての権利を表章する有価証券に関する契約を締結してはならず、本制限上、かかる商品には、貴金属もしくはそれを表象する証書も含まれます。ただし、管理会社は、ファンドのために、商品により担保されている有価証券および商品に投資または商品を取引する会社の有価証券の売買を行うことができます。
- (7) 管理会社は、ファンドのために、有価証券を信用で購入しません。ただし、管理会社は組入証券売買の精算のため必要な短期与信を受けることができます。また、有価証券の空売りをしません。ただし、管理会社は、先物取引および先物予約ならびにこれに関するオプションに関し、当初および継続証拠金を預託することができます。
- (8) 管理会社は、ファンドのために借入れを行う場合、その総額が、当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとし、借入れは、一時的措置としてなされるものとし、
- (9) 管理会社は、ファンドのために、上記(8)記載の借入れに関連して必要な場合を除いては、当該ファンドのために所有もしくは保有する有価証券に譲渡担保、質権または抵当権を設定しないものとし、またいかなる方法であれ当該証券を債務の担保として譲渡しません。ただし、将来発行時または後日引渡約束による有価証券の売買、およびオプションの発行、予約もしくは先物取引の売買またはスワップ契約に関する担保の取り決めは、資産の担保とはみなされません。
- (10) 管理会社は、ファンドのために、公認の証券取引所または他の規制ある市場（OTC市場を含み定期的取引がなされる公認かつ公開市場（「規制ある市場」））において取引されていない有価証券に当該ファンドの純資産総額の10%を超えて投資することはできません。ただし、本制限は、OECD加盟国、かかる加盟国の地方公共団体、またはEUの、地域的もしくは世界的公的国際機関または米国政府による支援を受けた機関もしくは下部機構が発行または保証する有価証券には適用されず、定期的取引される短期金融商品には適用されません。
- (11) 管理会社は、ファンドのために、ファンドの資産をもって有価証券を引受けまたは下引受けを行うことはできません。
- (12) 管理会社は、ファンドのために、法律、規則または行政実務により定められた条件および制限に基づき譲渡性のある有価証券に関する技法と手段を用いることができますが、ただし、かかる技法と手段は、効率的なポートフォリオの運用を目的として使用されます。

オプションに関し、

- a) 管理会社は、ファンドのために、以下の場合を除いて、有価証券のプット・オプションまたはコール・オプションに投資することができません。
- i) 当該オプションが規制ある市場で取引されている場合で、かつ
 - ii) 当該オプションの取得価格(プレミアム)が、当該ファンドの純資産総額の15%を超えない場合。
- b) 管理会社は、ファンドのために、管理会社が保有していない有価証券のコール・オプションを売ることができません。ただし、管理会社は、当該ファンドのために、空売りされたコール・オプションの行使価格の総額が、当該ファンドの純資産の25%を超えない場合で、管理会社が常に当該コール・オプションの空売りの結果生じるポジションを常にカバーできる場合にはコール・オプションを空売りすることができます。
- c) 管理会社は、ファンドのために、売ったプット・オプションの権利行使価格の総額をカバーする十分な流動資産を保有しない限り、有価証券のプット・オプションを売ることができません。
- (13) 管理会社は、ファンドのために、為替予約を取得もしくは取引することはできませんが、為替リスクのヘッジを目的として、スワップ契約および通貨先渡契約を締結し、または通貨のコール・オプションを売るかもしくは通貨のプット・オプションを売る場合を除きます。ただし、
- a) 当該取引が規制ある市場において取引される契約でなければなりません。ただし、管理会社は、ファンドのために、かかる種類の取引を専門とする優良な金融機関との私的契約に基づき、通貨または為替先渡売買を行うことができます。
- b) 一通貨建の取引が原則として当該ファンドの同一通貨建の資産総額を超えず、かつかかる資産の保有期間を超えないものでなければなりません。ただし、当該取引コストが当該ファンドにとり有利である場合は、管理会社は、ファンドのために、同一の取引相手とのクロス取引により関係通貨を買うことができます。
- (14) 管理会社は、ファンドのために、金融先物取引を行いません。ただし、
- a) 組入証券の価格変動のリスクをヘッジする目的で、管理会社は、ファンドのために、当該ファンドの組入証券の対応部分の資産価格変動のリスクに対応する範囲内で金融先物契約に関する契約残高を保有することができます。
- b) 効率的な運用のため、管理会社は、ファンドのために、当該ファンド資産の市場間の配分比率変更を円滑に行うため、また市場価格の著しい上昇が予想される場合に金融先物買付契約を締結することができます。ただし、当該先物ポジションに潜在するエクスポージャーに見合う十分な現金、短期債券もしくは短期証書(上記投資制限(12) c)記載の流動資産を除きます。)または事前に決められている価格で売却可能な有価証券を当該ファンド内に保有する場合に限ります。
- (15) 管理会社は、ファンドのために、インデックス・オプション取引を行いません。
- (16) 管理会社は、ファンドのために、金利変動に対する全般的なヘッジ目的で、金利先物契約を売却することができます。管理会社はさらに同一の目的で金利コール・オプションを売り、または金利プット・オプションを売り、もしくはかかる種類の取引を専門とする優良な金融機関との私的契約により金利スワップ取引を行うことができます。金利先物契約、オプションおよびスワップ取引に関する契約総額は、ヘッジされかつ当該契約に対応する通貨建でファンドが保有している資産の推定市場価格の合計を超えることはできません。
- (17) 管理会社は、ファンドのために、いかなる種類の株式への投資または出資への投資を行いません。

管理会社は、ファンド資産である有価証券に付随する新株引受権を行使する際、上記の投資制限比率を遵守する必要はありません。

管理会社が支配できない理由により、または新株引受権の行使の結果として、かかる比率を超えた場合、管理会社は、有価証券の売却に際して、受益者の利益に留意しつつ、かかる事態の是正を優先させます。

管理会社は、ファンドのために、(a)管理会社、(b)その関係法人、(c)管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d)それらの主要株主(自己または他の名義(ノミニーマニヤを含みます。))をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいいます。)であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券(ファンド証券を除きます。)の売買もしくは貸付けをする、または金銭の貸与を受けてはなりません。ただし、当該取引が上記に定められた制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または金融市場における、その時々、(i)公に入手可能な相場に基づき決定された価格、または(ii)適正な価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除きます。

管理会社は、ファンドのために、金銭の貸与を行うことまたは第三者のために保証人となることができません。

ルクセンブルグの適用法令(2010年法、2013年法および現行もしくは今後の関係ルクセンブルグ法、または施行令、通達、C S S Fの解釈、並びに具体的には、2008年2月8日付のルクセンブルグ規制第11条および投資信託が利用する譲渡性証券や短期金融商品に係する手法および商品に適用されるC S S F通達08/356の規定(これらの法令が随時改正または代替される新法令))により許容される最大限の範囲およびそれらに定められる限度内で、

管理会社は、ファンドのために、追加の収益を生み出す目的またはコストもしくはリスクを軽減する目的で、証券貸付取引および買戻し権付の売買取引、レポ契約・逆レポ契約の取引を行うことができます。

これらの取引に関連してファンドのために管理会社が受領する現金担保を、場合に応じ、上記のC S S F通達のセクションI. C. a)に記載される規定に従い、(a) 日々純資産価額を計算し、かつA A Aまたはそれと同等に格付けされるマネー・マーケット・ファンドにより発行される株式または受益証券、(b) 短期性銀行預金、(c) ルクセンブルグ規制で定義される短期金融商品、(d) E U加盟国、スイス、カナダ、日本、もしくは米国、またはそれらの地方自治体、または地域的もしくは世界的規模のE Uに関わる国際機関が発行または保証する短期債券、(e) 十分な流動性を提供する一流の発行体が発行または保証する債券、および(f) 逆レポ契約取引に対し、ファンドの投資目的と相容れる方法で再投資することができます。

管理会社は、ファンドの証券が販売される各国の法令を遵守するために、受益者の利益となる、または利益に反しない投資制限を随時課することができます。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

管理会社は、リスク管理システムを用いており、また、ファンドのリスクを監視する様々なリスク管理プロセスも有しています。

ファンドの投資対象および純資産は、市場の価格変動の影響を受けます。ファンドの投資目的が達成される、またファンドの投資元本が確保されるという保証はありません。

ファンドは、債券、短期金融商品等値動きのある証券に投資します。これらの投資対象には、主に下記①～③のような性質があり、ファンド証券の1口当り純資産価格および日々の分配金額を変動させる要因となります。投資した資産の減少リスクは受益者が負担します。

① 金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により証券価格が変動するリスクをいいます。一般に、金利が上昇すると債券価格は下落し、ファンド証券の1口当り純資産価格が下落する要因となります。また、金利が下落すると短期金融商品からの収益（受取利息）が減少する要因となります。

② 信用リスク

信用リスクとは、ファンドが投資する債券および短期金融商品の発行体が財政上の困難、経営不振その他の理由により、元利金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスク（債務不履行リスク）をいいます。一般に、債務不履行が発生する場合またはそのおそれがある場合には、債券および短期金融商品の価格は下落し、1口当り純資産価格が下落する要因となります。

また、発行体の信用格付の変更に伴い、債券および短期金融商品の価格が下落するリスクもあります。

③ 通貨リスク

U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドは米ドル、豪ドル・マネー・マーケット・ファンドは豪ドルを基準通貨としています。したがって、日本円で投資する投資家は、外国為替市場の変動を反映して、その保有する価値が、円貨換算することにより、当初投資した金額を下回ることがありますのでご留意下さい。

④ 純資産価格が一定のファンド（constant Net Asset Value fund）のリスク

ファンドは、受益者が受益証券を換金もしくは購入する際の純資産価格を一定（U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドについては0.01米ドル、豪ドル・マネー・マーケット・ファンドについては0.01豪ドル）に保つことをめざすファンドです。ただし、ファンドの保有資産の純資産額は変動し、市場価格は、換金時または購入時の受益証券の1口当り純資産価格（0.01米ドルまたは0.01豪ドル）から乖離することがあります。受益証券の1口当り純資産価格を一定に維持するために、ファンドは償却原価法により資産を評価します。償却原価法によって決定した評価額と市場価格に基づく評価額の差が規定の範囲を超えた場合には、管理会社またはその指定する代理人は、その差を縮小するための措置（純資産価格を一定に保つために、各受益者の保有口数を減少させるなどの措置）をとる必要があります。また、受益者から想定外の大量の換金があった場合、ファンドは、元本を割り込むような、購入時よりも低い価格で資産を売却せざるを得なくなり、その結果、純資産価格を一定に維持できない可能性があります。

⑤ 証券貸付、買戻取引権の売買およびレポ・逆レポ契約の取引に関連した特定のリスク

これらの手法や商品の利用は一定のリスクを伴っており、かかるリスクの一部については本項の各文節に挙げられていますが、その利用により得ることを追求する目的が達成されるとの確約はできません。

ファンドが買付人として行為する逆レポ取引や買戻権の売買取引に関しては、証券の買付先である取引相手の破綻の場合は、(A) 買付証券の価格が、当該証券の不適正な価格付け、市場価格の不利な推移、当該証券の発行体の信用格付の悪化、または当該証券の取引市場の非流動性によるかを問わず、当初支払われた資金を下回ることになるというリスク、(B) (i) 過剰な規模もしくは期間の取引における資金の焦付き、(ii) 満期時の資金回収の遅延により、ファンドが買戻請求、証券買付、もしくはより一般的には再投資に対応する能力を制限することがあるというリスクが存在することを受益者は特に承知していなければなりません。

ファンドが売付人として行為するレポ取引や買戻権の売買に関しては、証券の売付先である取引相手の破綻の場合は、(A) 取引相手に売付けられた証券の価格が、当該証券の価格の市場での値上がりまたはその発行体の信用格付の向上によるかを問わず、当初の受取資金を上回ることになるというリスク、(B) (i) 過剰な規模もしくは期間の取引における投資持分の焦付き、(ii) 売付け証券の満期時の回収の遅延により、ファンドが証券の売買に基づく受渡義務または買戻請求により生じる支払義務を充足する能力を制限することがあるというリスクが存在することを投資家は特に承知していなければなりません。

証券貸付取引に関しては、受益者は、(A) ファンドにより貸し付けられる証券の借り手が当該証券を返還することができない場合は、受け取った担保物件が、当該担保物件の不適正な価格付け、当該担保物件の価格の不利な市場動向、当該担保物件の発行体の信用格付の悪化、または当該担保物件の取引市場の非流動性によるかを問わず、貸し出された証券の価格を下回る価格で換金されることになり得るというリスク、(B) 現金担保の再投資の場合は、かかる

再投資は、(i) 相応のリスクを伴ったレバレッジおよび損失リスクやボラティリティ・リスクを生み出すことがあり、(ii) ファンドの目的と相容れないマーケット・エクスポージャーをもたらすことがあり、または(iii) 回収額が担保物件の金額を下回るというリスク、また(C) 貸付証券の返還の遅延により、ファンドが証券の売買に基づく受渡義務または買戻請求により生じる支払義務を充足する能力を制限するというリスクが存在することを投資家は特に承知していなければなりません。

ファンドのリスク特性

U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンド

短期金融商品の価格は、金利変動に応じて変動する可能性があります。ファンドの金利リスクは、ポートフォリオの残存期間を短期間にする事で（加重平均残存期間は60日以下）軽減されます。ファンドは、主に、米ドル建ての商品に投資しますが、通貨リスクを伴う可能性があります。

ファンドは、ポートフォリオに含まれる短期金融商品およびその他の証券の質が高い（信用度が高い）ため、信用リスクは限定的です。

ファンドは、流動性が限定的な商品（短期債券等）に投資する可能性があるため、流動性リスクを伴う可能性があります。ただし、このリスクは、ファンドが投資する商品の信用度により軽減されます。

豪ドル・マネー・マーケット・ファンド

短期金融商品の価格は、金利変動に応じて変動する可能性があります。ファンドの金利リスクは、ポートフォリオの残存期間を短期間にする事で（加重平均残存期間は60日以下）軽減されます。ファンドは、主に、豪ドル建ての商品に投資しますが、通貨リスクを伴う可能性があります。

ファンドは、ポートフォリオに含まれる短期金融商品およびその他の証券の質が高い（信用度が高い）ため、信用リスクは限定的です。

ファンドは、流動性が限定的な商品（短期債券等）に投資する可能性があるため、流動性リスクを伴う可能性があります。ただし、このリスクは、ファンドが投資する商品の信用度により軽減されます。

利益相反

投資運用会社および／または保管受託銀行および管理事務代行会社（各々の取締役、役員、従業員を含む）に利益相反が生じることがあります。つまり、投資運用会社、保管受託銀行、および管理事務代行会社は、トラストのためにのみ、その役務を行うのではなく、トラストの受益者と相反する利害を有するその他第三者のためにも行うことがあります。かかる場合、投資運用会社は、とりわけ投資目的、投資戦略、投資制限、および各関係者の投資に充当可能な資金を勘案して合理的かつ公正であるとみなす方法で、彼らが助言または運用を行う各関係者間に投資の機会を配分します。

利益相反は、トラストが(i) 投資運用会社、保管受託銀行および管理事務代行会社またはそれらの関連会社と関係のある会社が運用、助言、または支配する企業に關係する投資を行うことがあるという事実、または(ii) 投資運用会社、保管受託銀行および管理事務代行会社またはそれらの関連会社によって運用、助言、または支配される第三者に対しトラストの保有資産を売却することがあるという事実によっても発生することがあります。かかる場合、各々は、トラストに関連してその当事者となっている、または拘束される契約に基づく義務に常時配慮します。特に、利益相反が生じ得る取引または投資を行う際には、受益者にとって可能な限り最善の利益を求めるという義務を限定することなく、各々は、かかる利益相反が通常の商取引ベースで公正に解決されるように努めます。

投資運用会社、保管受託銀行および管理事務代行会社は、トラストの投資行動に関連して利益相反の発生をもたらす、彼ら自身またはその関連会社が関わる取引行動についてトラストに通知します。

投資運用会社は、そのすべての時間または大半の時間をトラストの業務に費やすことを要求されるのではなく、投資運用契約および副投資運用契約に基づくその義務の遂行に関連して適正に努力することのみを要求されます。

諸規制やトラストの投資方針により、投資運用会社により運用される他の運用口座または投資ビークルに提供される投資の機会への参加を、トラストが禁じられることがあります。

利益相反はまた、保管銀行と評価代理人が、同一の事業体であるということによって発生することがあります。しかし、保管受託銀行の業務は、評価代理人の業務とは機能的かつ階層的に分離されています。潜在的な利益相反の特定、管理および監視は、管理会社の方針および手法に従って実施されますが、保管受託銀行および評価代理人の業務を行うにあたっては、2013年法の規定を遵守し、また、当該利益相反の公正かつ対等な立場での解決を目指します。

管理会社は、特定された利益相反を、自社の利益相反方針に従い管理および監視し、要求される範囲において、2013年法に従い受益者に開示します。

トラストは日本証券業協会の規則に定められたデリバティブ取引を行っておりません。

レバレッジ

委員会委任規則（EU）第231/13号（以下「委員会委任規則」といいます。）および2013年法に従い、「レバレッジ」は、現金もしくは証券の借入れを通じて、もしくはデリバティブ・ポジションの使用によるもの、またはその他の方法によるかを問わず、AIFMの管理するAIFのエクスポージャーを増加させる手法として定義されます。

委員会委任規則は、委員会委任規則第7条に定める「グロス法」および委員会委任規則第8条に定める「コミットメント法」の2種類の計算方法に基づいてAIFMがレバレッジを監視することを要求しています。どちらの方法においても、レバレッジは、ファンドのポジションの市場価格の絶対値の合計として計算され、AIFの純資産総額に対するエクスポージャーの比率として表示されます。個々の金融デリバティブ商品の市場価格は、同等の対象ポジションの個々の市場価格（絶対値で表示）により転換されるものとします。金融デリバティブ商品の転換規則は、委員会委任規則別紙IIに定める既定の算式に基づいています。

コミットメント法では、AIFのエクスポージャーを計算する際、以下の条件のすべてを満たす場合には、ヘッジ取引が考慮されるものとします。

- a) ヘッジ取引に関するポジションがリターンを生み出すことを目的とせず、かつ、一般的リスクおよび特定のリスクが相殺されていること。
- b) AIFのレベルにおいて市場リスクの検証可能な軽減があること。
- c) デリバティブ商品に関連する一般的リスクおよび特定のリスク（もしあれば）が相殺されていること。
- d) 同一の資産クラスに関連するヘッジ取引であること。
- e) ヘッジ取引がストレスのかかった市場状況において有効であること。

前項に従い、為替ヘッジの目的で用いられ、増分エクスポージャー、レバレッジまたはその他のリスクを追加しないデリバティブ商品は、計算に含まれないものとします。

委員会委任規則の意味する範囲では、ファンドは、大幅なレバレッジをかけられていないと考えられています。したがって、AIFMがトラストおよびそのファンドのために用いることができるレバレッジの予想最大レベルは、通常の市場状況において、かつ、受益証券の発行および買戻しにより要求される場合を除き、「コミットメント」法を用いた場合は純資産総額の100%を超えないものとし、「グロス」法を用いた場合は純資産総額の100%を超えないものとします。

ファンドのレバレッジを計算する目的において、

ーコミットメント法は、ファンドが用いるレバレッジを計算するために委員会委任規則に基づき用いられる方法です。これは、すべてのポジションのエクスポージャーを考慮し、委員会委任規則で定める転換方法に従って各デリバティブ商品のポジションを当該デリバティブの原資産における同等のポジションに転換し、ネットティングおよびヘッジ取引を適用し、借入れ（委員会委任規則別紙Iの(3) および(10) から(13) に基づいて計算されるその他の取引を含み、エクスポージャーを増加させるもの）の再投資により生じるエクスポージャーを計算します（以下「コミットメント法」といいます。）。

ーグロス法は、ファンドが用いるレバレッジを計算するために委員会委任規則に基づき用いられる方法です。これは、すべてのポジションの価値を考慮し、委員会委任規則で定める転換方法に従ってデリバティブ商品を当該デリバティブの原資産における同等のポジションに転換し、現金借入れの再投資により生じるエクスポージャー（換金された投資証券の市場価格または委員会委任規則別紙Iの(1) および(2) に記載の現金借入総額のうちのいずれか高いほうで表示されます。）を含み、委員会委任規則別紙Iの(3) および(10) から(13) のレポ契約または逆レポ契約および証券貸付取引もしくは証券借入取引またはその他の取引におけるポジションを含みますが、(i) ファンドの基準通貨で保有される極めて流動性の高い投資対象である現金および現金等価物（既知の金額の現金に容易に換金することができ、価値の変動リスクがわずかであり、かつリターンが3か月物の質の高い国債の利率を超えないもの）の価値は除外し、(ii) (i) に記載の現金または現金等価物としての借入であり、かつその支払金額が判明しているものについても除外します（以下「グロス法」といいます。）。

グロス法は、ファンドの純資産総額（NAV）と比較したファンド資産の全体的なエクスポージャーを強調するのに対し、コミットメント法は、投資顧問会社が用いるヘッジおよびネットティングの技法の見方を提供します。受益者は、レバレッジがファンドに対する特有のリスク指標であると考えてはなりません。高いレバレッジが必ずしも高いリスクを意味するものではなく、逆に、低いレバレッジが必ずしも低いリスクを意味するものではありません。レバレッジに関する情報は、投資家がファンドに投資する前に完全なリスク／リターン分析を行うことに利用できるものではありません。

疑義を避けるために付言すると、上記のレバレッジ計算方法および関連する制限は、委員会委任規則およびルクセンブルグの適用法に基づいており、約款に定められた投資制限とは無関係です。したがって、ファンドは、引き続き約款に定められた投資制限を遵守して管理されます。

(2) リスクに対する管理体制

「2 投資方針 (3) 運用体制」をご参照ください。

<参考情報>

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド



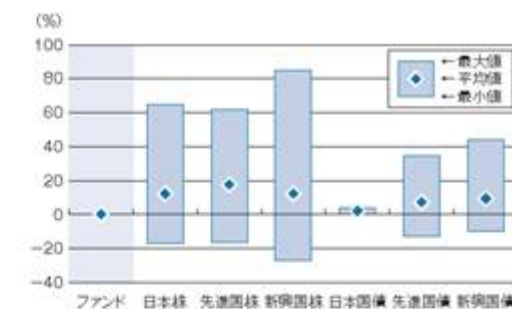
- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。2009年12月末を100として指数化しております。
- 年間騰落率は、2009年12月～2014年11月の5年間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨である米ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

豪ドル・マネー・マーケット・ファンド



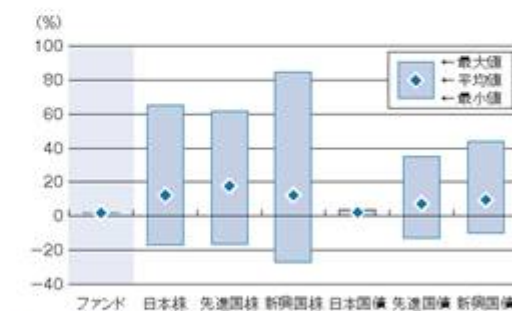
- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。2013年4月23日を100として指数化し、運用開始日の属する月末より表示しております。
- 2013年4月23日より運用を開始しましたので、年間騰落率は、2014年4月から2014年11月の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨である豪ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	0.21	65.0	61.8	84.9	3.8	34.9	44.1
最小値(%)	0.12	-17.0	-16.4	-26.9	0.4	-12.7	-10.1
平均値(%)	0.17	12.3	17.7	12.3	2.1	7.3	9.5

- 2009年12月～2014年11月の5年間の各月末時点の年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- ファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率は、2009年12月～2014年11月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	1.95	65.0	61.8	84.9	3.8	34.9	44.1
最小値(%)	1.91	-17.0	-16.4	-26.9	0.4	-12.7	-10.1
平均値(%)	1.92	12.3	17.7	12.3	2.1	7.3	9.5

- 2009年12月～2014年11月の5年間(ファンドについては2014年4月～2014年11月)の各月末時点の年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- 代表的な資産クラスの年間騰落率は、2009年12月～2014年11月の5年間(ファンドについては2014年4月～2014年11月)の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

（ご注意）

- ファンドの分配金再投資純資産価格および年間騰落率は、実際の純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 代表的な資産クラスを表す指数

日 本 株・・・TOPIX(配当込み)

先進国株・・・ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックス

新興国株・・・S&P新興国総合指数

日本国債・・・ブルームバーグ／EFFASボンド・インデックス・ジャパン・ガバメント・オール(1年超)

先進国債・・・シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債・・・シティ新興国市場国債インデックス(円ベース)

(注)ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックスおよびS&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「(株)東京証券取引所」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、(株)東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、(株)東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

ラッセル・インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、ラッセル・インベストメントに帰属します。インデックスは資産運用管理の対象とはなりません。またインデックス自体は直接的に投資の対象となるものではありません。

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)およびシティ新興国市場国債インデックス(円ベース)はCitigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスです。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

- ① 海外における申込手数料
海外において、申込手数料は徴収されません。
- ② 日本国内における申込手数料
日本国内において、申込手数料は徴収されません。

（２）【買戻し手数料】

- ① 海外における買戻し手数料
海外において、買戻し手数料は徴収されません。
- ② 日本国内における買戻し手数料
日本国内において、買戻し手数料は徴収されません。

（３）【管理報酬等】

管理報酬および投資運用報酬

管理会社は、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.01%の報酬をファンド資産から四半期毎に後払いで受領する権利を有します。

管理会社報酬とは、(i)ファンドの投資運用業務、管理事務、マーケティング活動の監督およびモニタリング、ならびに(ii)ファンドの信託期間中の管理全般に関する業務の対価として管理会社へ支払われるものです。

投資運用会社は、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.15%の報酬をファンド資産から四半期毎に後払いで受領する権利を有します。

投資運用報酬とは、ファンドに関する投資判断等、目論見書に記載される投資目的および投資方針の達成をめざし、約款および適用される法令に従って行うファンド資産の投資および再投資業務の対価として投資運用会社へ支払われるものです。

2014年7月31日に終了した会計年度中に、トラストは、65,986米ドルの管理報酬および投資運用報酬を支払いました。

保管報酬

保管受託銀行は、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.04%以下の報酬をファンド資産から四半期毎に後払いで受領する権利を有します。保管報酬はファンドの純資産総額に基づき、四半期末毎に後払いで支払われます。保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含みますがそれらに限定されません。）ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関に対する報酬は、ファンドが負担します。

保管報酬とは、(i)ファンド資産である金融商品およびその他資産の保管業務、(ii)キャッシュ・フローの監視業務、ならびに(iii)選定された監督・監視業務の実施への対価として保管受託銀行へ支払われるものです。

2014年7月31日に終了した会計年度中にトラストは16,511米ドルの保管報酬を支払いました。

管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.03%以下の報酬をファンド資産から四半期毎に後払いで受領する権利を有します。管理事務代行報酬はファンドの純資産総額に基づき、四半期末毎に後払いで支払われます。管理事務代行会社が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含みますがそれらに限定されません。）は、ファンドが負担します。

管理事務代行報酬とは、(i)ファンドの純資産価格の計算業務、(ii)ファンドの会計書類作成業務、(iii)法務およびファンド会計管理業務、(iv)マネーロンダリングおよびテロリストへの資金供与防止業務、(v)法令順守に関するモニタリング、(vi)受益者名簿の管理、(vii)収益分配業務、(viii)ファンドの購入・換金等受付け業務、ならびに(ix)記録管理業務への対価として管理事務代行会社へ支払われるものです。

2014年7月31日に終了した会計年度中にトラストは12,373米ドルの管理事務代行報酬を支払いました。

評価代理人報酬

評価代理人はその役割についていかなる報酬も受領しません。

代行協会員報酬および日本における販売会社に対する報酬

代行協会員は、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.08%以下の報酬をファンド資産から四半期毎に後払いで受領する権利を有します。代行協会員が負担したすべての合理的な立替費用は、ファンドが負担します。

代行協会員報酬とは、目論見書、運用報告書等の日本証券業協会への提出業務、ファンド証券の純資産価格の公表ならびにこれらに付随する業務の対価として代行協会員へ支払われるものです。

日本における販売会社は、当該日本における販売会社が販売した四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均の年率0.35%以下の報酬をファンド資産から四半期毎に後払いで受領する権利を有します。

販売会社報酬とは、ファンドの販売業務・買戻しの取次業務、運用報告書の交付業務、ファンドおよびそれに関連する投資環境に関する説明および情報提供等の業務に関する対価として販売会社へ支払われるものです。

2014年7月31日に終了した会計年度中にトラストは160,265米ドルの代行協会員報酬および販売会社報酬を支払いました。

投資運用会社、代行協会員および／または日本における販売会社の報酬は、管理会社と、投資運用会社、代行協会員または日本における販売会社のうち該当する関係会社との合意により、ファンドの運用実績の向上または低下および金融市場の全般的状況を考慮して随時変更することができます。報酬の増額については、受益者に30日前に通知されるものとします。

上記の報酬率は金利水準により引き下げられる場合があります。

2014年11月末現在の報酬率は以下の通りです。

	U. S. ドル・マネー・ マーケット・ファンド	豪ドル・マネー・ マーケット・ファンド
管理報酬	年率0.000%	年率0.010%
投資運用報酬	年率0.000%	年率0.150%
代行協会員報酬	年率0.000%	年率0.080%
販売会社報酬	年率0.000%	年率0.350%
保管報酬	年率0.000%	年率0.040%
管理事務代行報酬	年率0.000%	年率0.030%

（４）【その他の手数料等】

トラストおよびファンドは、次の費用を負担します。

- ① トラスト資産および収益等に課せられる一切の税金。
- ② トラストの組入証券に関し、取引上支払うべき通常の銀行手数料（当該手数料は取得価額に含まれ、売却価額から差引かれます。）。
- ③ 登録・名義書換事務代行会社、発行会社代理人および支払代行会社への報酬および合理的な立替費用。
- ④ 受益者の利益のための業務執行中に管理会社または保管受託銀行が負担した法律関係費用。
- ⑤ (i) 券面または確認書の準備・印刷費、(ii) 約款ならびに届出書、目論見書および説明書を含むトラストに関するその他一切の書類を作成・印刷し、トラストまたはトラストの証券の販売に関し管轄権を有する一切の関係当局（各地の証券業協会を含みます。）へ提出する費用、(iii) 上記関係当局の所管する適用法令のもとで要求される年次報告書、半期報告書およびその他の報告書または書類を、受益証券の受益者（実質上の受益者を含みます。）の利益のために必要とされる言語で作成しかつ配付する費用、(iv) 日本のブローカーおよび販売取扱会社に対し販売会社が販売用として有価証券届出書および目論見書を印刷・配付するための費用、(v) 会計、記帳および毎日の純資産価額計算に要する費用、(vi) 受益者への通知公告を作成しかつ配付する費用、(vii) 弁護士の報酬（ファンドに関する契約書の作成業務、目論見書等の開示・届出書類作成業務、監督当局への届出に関する業務、およびこれらに付随する業務の対価）および監査人の報酬（ファンド会計書類を監査し、年次監査報告書を作成する業務の対価）、(viii) 受益証券が上場する場合の証券取引所への上場費用およびかかる証券取引所での上場維持費用、(ix) 日本の適用法上求められる書類および各地の証券業協会の諸規則上、管理会社が作成すべき書類の作成費用、(x) 以上に類似するその他すべての管理費用。ただし、一切の広告宣伝費および受益証券の募集または販売に関して直接生じたその他の費用を除くものとします。

2014年7月31日に終了した会計年度中にトラストは173,240米ドルのその他の費用を支払いました。

豪ドル・マネー・マーケット・ファンドの設立費用は30,000豪ドル（管理会社に支払われる当初設定費用10,000豪ドルを含みます。）と概算されており、5年を超えない期間にわたり償却することができます。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドは、日本の税法上、公募外国公社債投資信託として取扱われます。したがって、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

- ① ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなります。
- ② 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、分離課税となり、以下の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、この場合、支払調書は提出されません。

	2014年１月１日以後	2038年１月１日以後
所得税	15.315% ^(注)	15%
住民税	５％	５％
合計	20.315%	20%

（注）復興特別所得税を含みます。以下同じです。

- ③ 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、以下の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等または金融機関等を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

	2014年１月１日以後	2038年１月１日以後
所得税	15.315%	15%
住民税	５％	５％
合計	20.315%	20%

- ④ 法人の益金不算入の適用は認められません。
- ⑤ ファンド証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取扱われ、個人の受益者の売買益については課税されません。
- ⑥ 償還益については、表示通貨ベースの償還価額が元本相当額（管理会社が算出します。）を上回る額は利子所得とされ、分配金と同じ扱いとなります。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、ファンド証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ありません。

ただし、将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、上記の取扱いは変更されることがあります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンド

(2014年11月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
ユーロ・コマーシャル・ペーパー	オーストラリア	22,495,115	5.96
	シンガポール	21,494,143	5.70
	フランス	14,993,672	3.97
	フィンランド	4,997,185	1.32
	イギリス	3,997,419	1.06
	アメリカ合衆国	2,499,466	0.66
	小計	70,477,000	18.68
預金証書	アメリカ合衆国	52,500,577	13.91
	イギリス	47,486,468	12.58
	オーストラリア	33,487,326	8.87
	シンガポール	14,496,301	3.84
	ベルギー	10,996,311	2.91
	香港	7,498,305	1.99
	小計	166,465,288	44.12
変動利付債	イギリス	53,797,174	14.26
	小計	53,797,174	14.26
確定利付債	イギリス	3,500,000	0.93
	小計	3,500,000	0.93
合計		294,239,462	77.98
現金その他の資産		83,103,750	22.02
総計 (純資産総額)		377,343,212 (約44,613百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同様です。

豪ドル・マネー・マーケット・ファンド

(2014年11月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (豪ドル)	投資比率 (%)
ユーロ・コマーシャル・ペーパー	オーストラリア	5,488,873	15.83
	シンガポール	3,995,173	11.52
	フランス	3,984,428	11.49
	小計	13,468,474	38.83
預金証書	オーストラリア	5,986,677	17.26
	香港	996,590	2.87
	小計	6,983,267	20.13
変動利付債	イギリス	4,000,000	11.53
	オーストラリア	2,500,000	7.21
	小計	6,500,000	18.74
合計		26,951,741	77.71
現金その他の資産（負債控除後）		7,731,150	22.29
総計 (純資産総額)		34,682,891 (約3,493百万円)	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンド

(2014年11月末日現在)

順位	銘柄	種類	利率 (%)	満期日	数量／額面	取得原価 (米ドル)	時価 (米ドル)	投資 比率 (%)
1	DBS BANK LTD FRN 14/04/15	変動利付債	0.23	2015年4月14日	10,000,000	9,997,976	9,999,257	2.65
2	CREDIT AGRICOLE CIB AUS CP 10/12/14	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2014年12月10日	8,000,000	7,995,150	7,999,520	2.12
3	DBS BANK LTD FRN 12/08/15	変動利付債	0.2431	2015年8月12日	7,500,000	7,500,000	7,500,000	1.99
4	SHIZUOKA BK NY CD 0.215% 15/12/14	預金証書	0.215	2014年12月15日	7,500,000	7,500,000	7,500,000	1.99
5	CHIBA BANK LTD NY CD 0.26% 30/01/15	預金証書	0.26	2015年1月30日	7,500,000	7,500,000	7,500,000	1.99
6	CHIBA BANK LTD NY CD 0.24% 8/12/14	預金証書	0.24	2014年12月8日	7,500,000	7,500,000	7,500,000	1.99
7	SHIZUOKA BK NY CD 0.18% 01/12/14	預金証書	0.18	2014年12月1日	7,500,000	7,500,000	7,500,000	1.99
8	SHOKO CHUKIN BK CD 0.23% 22/12/14	預金証書	0.23	2014年12月22日	7,500,000	7,500,000	7,500,000	1.99
9	CREDIT AGRICOLE LDN CD 0% 22/12/14	預金証書	0	2014年12月22日	7,500,000	7,495,603	7,498,951	1.99
10	BANK OF TOKYO MITSUBISHI UFJ AUSTRALIA CD 0% 22/12/14	預金証書	0	2014年12月22日	7,500,000	7,495,263	7,498,907	1.99
11	NATIONAL AUST BK FRN 18/09/15	変動利付債	0.2244	2015年9月18日	7,500,000	7,498,500	7,498,804	1.99
12	BNP PARIBAS HONG KONG CD 0% 07/1/15	預金証書	0	2015年1月7日	7,500,000	7,495,786	7,498,305	1.99
13	SUMIT MITSUI TST BK CD 0% 09/01/15	預金証書	0	2015年1月9日	7,500,000	7,494,899	7,497,970	1.99
14	MIZUHO BK SYDNEY CD 0% 20/01/15	預金証書	0	2015年1月20日	7,500,000	7,495,154	7,497,450	1.99
15	AGENCE CENT ORGANISMES CP 02/02/15	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2015年2月2日	7,500,000	7,496,327	7,497,245	1.99
16	MIZUHO BK SYDNEY CD 0% 28/01/15	預金証書	0	2015年1月28日	7,500,000	7,495,211	7,496,981	1.99
17	CREDIT AGRICOLE CIB AUS CP 12/02/15	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2015年2月12日	7,500,000	7,495,594	7,496,504	1.99
18	AGENCE CENT ORGANISMES CP 17/02/15	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2015年2月17日	7,500,000	7,495,648	7,496,427	1.99
19	BNP PARIBAS FORTIS CD 0% 18/02/15	預金証書	0	2015年2月18日	7,500,000	7,495,786	7,496,381	1.99
20	SUMITOMO MITSUI SING CD 0% 17/02/15	預金証書	0	2015年2月17日	7,500,000	7,495,550	7,496,346	1.99
21	SUMIT MITSUI TST BK CD 0% 09/02/15	預金証書	0	2015年2月9日	7,500,000	7,493,105	7,496,139	1.99
22	NATIXIS SINGAPORE CP 17/02/15	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2015年2月17日	7,500,000	7,495,055	7,495,940	1.99
23	MIZUHO BK SYDNEY CD 0% 25/02/15	預金証書	0	2015年2月25日	7,500,000	7,495,020	7,495,345	1.99
24	UNITED OVERSEAS BK FRN 17/06/15	変動利付債	0.2346	2015年6月17日	7,400,000	7,400,000	7,400,000	1.96
25	WESTPAC BANKING FRN 28/05/15	変動利付債	0.2156	2015年5月28日	7,400,000	7,398,520	7,399,278	1.96
26	NAB LONDON FRN 19/02/15	変動利付債	0.23185	2015年2月19日	7,000,000	7,000,000	7,000,000	1.86
27	SUMITOMO MITSUI SING CD 0% 02/12/14	預金証書	0	2014年12月2日	7,000,000	6,995,933	6,999,955	1.86
28	MITSUB UFJ TR&BK LDN CD 0% 03/12/14	預金証書	0	2014年12月3日	7,000,000	6,997,392	6,999,914	1.86
29	DBS BANK LTD FRN 25/02/15	変動利付債	0.23285	2015年2月25日	7,000,000	6,999,300	6,999,835	1.86
30	NATIXIS SINGAPORE CP 10/12/14	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2014年12月10日	7,000,000	6,995,579	6,999,563	1.85

豪ドル・マネー・マーケット・ファンド

(2014年11月末日現在)

順位	銘柄	種類	利率 (%)	満期日	数量／額面	取得原価 (豪ドル)	時価 (豪ドル)	投資 比率 (%)
1	NATIONAL AUSTRALIA BANK CP 22/12/14	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2014年12月22日	1,500,000	1,489,869	1,497,662	4.32
2	BCEE FRN 02/09/15	変動利付債	2.77	2015年9月2日	1,000,000	1,000,000	1,000,000	2.88
3	ANZ BANKING FRN 30/10/15	変動利付債	2.885	2015年10月30日	1,000,000	1,000,000	1,000,000	2.88
4	WESTPAC BANKING CORP FRN 28/05/15	変動利付債	2.84	2015年5月28日	1,000,000	1,000,000	1,000,000	2.88
5	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA FRN 08/07/15	変動利付債	2.8617	2015年7月8日	1,000,000	1,000,000	1,000,000	2.88
6	WESTPAC BANKING CORP FRN 14/07/15	変動利付債	2.865	2015年7月14日	1,000,000	1,000,000	1,000,000	2.88
7	DBS BANK LTD FRN 20/05/15	変動利付債	2.825	2015年5月20日	1,000,000	1,000,000	1,000,000	2.88
8	BANK OF TOKYO MITSUBISHI UFJ AUSTRALIA CD 0% 02/12/14	預金証書	0	2014年12月2日	1,000,000	993,371	999,927	2.88
9	TEMASEK FINANCIAL II PTE CP 5/12/14	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2014年12月5日	1,000,000	993,540	999,706	2.88
10	MIZUHO BK SYDNEY CD 0% 08/12/14	預金証書	0	2014年12月8日	1,000,000	993,346	999,488	2.88
11	NATIXIS SINGAPORE CP 08/12/14	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2014年12月8日	1,000,000	993,146	999,473	2.88
12	TOYOTA FINANCE AUST CP 16/12/14	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2014年12月16日	1,000,000	993,927	998,903	2.88
13	CREDIT AGRICOLE CIB AUS CP 16/12/14	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2014年12月16日	1,000,000	993,097	998,862	2.88
14	TEMASEK FINANCIAL II CP 18/12/14	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2014年12月18日	1,000,000	993,171	998,724	2.88
15	SUMITOMO MITSUI SYD CD 0% 22/12/14	預金証書	0	2014年12月22日	1,000,000	993,442	998,453	2.88
16	CREDIT AGRICOLE CIB AUS CP 22/12/14	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2014年12月22日	1,000,000	993,323	998,407	2.88
17	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 22/12/14	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2014年12月22日	1,000,000	992,922	998,367	2.88
18	CAISSE DEPOTS ET CONS CP 29/12/14	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2014年12月29日	1,000,000	985,791	997,884	2.88
19	SUMITOMO MITSUI SYD CD 0% 30/12/14	預金証書	0	2014年12月30日	1,000,000	993,097	997,800	2.88
20	NATIXIS SINGAPORE CP 05/01/15	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2015年1月5日	1,000,000	992,510	997,269	2.88
21	MIZUHO BK SYDNEY CD 0% 09/01/15	預金証書	0	2015年1月9日	1,000,000	992,316	997,033	2.87
22	BNP PARIBAS HONG KONG CD 0% 14/1/15	預金証書	0	2015年1月14日	1,000,000	992,870	996,590	2.87
23	TOYOTA FINANCE AUST CP 05/02/15	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2015年2月5日	1,000,000	991,131	995,039	2.87
24	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 09/02/15	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2015年2月9日	1,000,000	992,588	994,480	2.87
25	BK TOKYO MITS UFJ AU CD 0% 17/02/15	預金証書	0	2015年2月17日	1,000,000	992,895	993,976	2.87
26	AGENCE CENT ORGANISMES CP 19/02/15	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2015年2月19日	1,000,000	992,752	993,697	2.87
27	NAB FRN 08/10/15	変動利付債	2.855	2015年10月8日	500,000	500,000	500,000	1.44

(注) 以上の他、投資有価証券はありません。

②【投資不動産物件】

該当ありません。（2014年11月末日現在。）

③【その他投資資産の主要なもの】

該当ありません。（2014年11月末日現在。）

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

各会計年度末および2013年12月１日から2014年11月末日までの各月末の純資産の推移は次のとおりです。

U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンド

	純資産総額		１口当りの純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
第７会計年度末 (2005年７月末日)	144,960	17,139	0.01	1.18
第８会計年度末 (2006年７月末日)	139,921	16,543	0.01	1.18
第９会計年度末 (2007年７月末日)	144,726	17,111	0.01	1.18
第10会計年度末 (2008年７月末日)	182,055	21,524	0.01	1.18
第11会計年度末 (2009年７月末日)	192,100	22,712	0.01	1.18
第12会計年度末 (2010年７月末日)	215,751	25,508	0.01	1.18
第13会計年度末 (2011年７月末日)	274,512	32,456	0.01	1.18
第14会計年度末 (2012年７月末日)	300,055	35,476	0.01	1.18
第15会計年度末 (2013年７月末日)	324,232	38,334	0.01	1.18
第16会計年度末 (2014年７月末日)	361,861	42,783	0.01	1.18
2013年12月末日	319,488	37,773	0.01	1.18
2014年１月末日	339,128	40,095	0.01	1.18
２月末日	340,179	40,219	0.01	1.18
３月末日	342,126	40,450	0.01	1.18
４月末日	349,841	41,362	0.01	1.18
５月末日	354,857	41,955	0.01	1.18
６月末日	352,913	41,725	0.01	1.18
７月末日	361,861	42,783	0.01	1.18
８月末日	366,516	43,333	0.01	1.18
９月末日	366,628	43,346	0.01	1.18
10月末日	376,763	44,545	0.01	1.18
11月末日	377,343	44,613	0.01	1.18

豪ドル・マネー・マーケット・ファンド

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千豪ドル	百万円	豪ドル	円
第1会計年度末 (2013年7月末日)	26,591	2,678	0.01	1.01
第2会計年度末 (2014年7月末日)	34,780	3,503	0.01	1.01
2013年12月末日	30,712	3,093	0.01	1.01
2014年1月末日	32,962	3,320	0.01	1.01
2月末日	33,506	3,374	0.01	1.01
3月末日	34,471	3,472	0.01	1.01
4月末日	35,106	3,536	0.01	1.01
5月末日	35,417	3,567	0.01	1.01
6月末日	35,376	3,563	0.01	1.01
7月末日	34,780	3,503	0.01	1.01
8月末日	34,700	3,495	0.01	1.01
9月末日	34,693	3,494	0.01	1.01
10月末日	35,325	3,558	0.01	1.01
11月末日	34,683	3,493	0.01	1.01

②【分配の推移】

U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンド

	1 万口当りの分配金	
	米ドル	円
第7会計年度	1.61980	191.51
第8会計年度	3.61848	427.81
第9会計年度	4.52361	534.83
第10会計年度	3.09191	365.56
第11会計年度	0.74516	88.10
第12会計年度	0.13256	15.67
第13会計年度	0.16603	19.63
第14会計年度	0.20960	24.78
第15会計年度	0.13443	15.89
第16会計年度	0.18133	21.44
2013年12月	0.01631	1.93
2014年1月	0.01618	1.91
2月	0.01555	1.84
3月	0.01682	1.99
4月	0.01600	1.89
5月	0.01660	1.96
6月	0.01582	1.87
7月	0.01682	1.99
8月	0.01752	2.07
9月	0.01685	1.99
10月	0.01714	2.03
11月	0.01650	1.95

豪ドル・マネー・マーケット・ファンド

	1 万口当りの分配金	
	豪ドル	円
第 1 会計年度	0.56763	57.17
第 2 会計年度	1.89162	190.51
2013年12月	0.15768	15.88
2014年 1 月	0.15684	15.80
2 月	0.14164	14.26
3 月	0.15904	16.02
4 月	0.15436	15.55
5 月	0.16132	16.25
6 月	0.16093	16.21
7 月	0.16608	16.73
8 月	0.16843	16.96
9 月	0.16440	16.56
10月	0.16891	17.01
11月	0.16386	16.50

③【収益率の推移】

U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンド

	収益率（注）
第 7 会計年度	1.62%
第 8 会計年度	3.62%
第 9 会計年度	4.52%
第10会計年度	3.09%
第11会計年度	0.75%
第12会計年度	0.13%
第13会計年度	0.17%
第14会計年度	0.21%
第15会計年度	0.13%
第16会計年度	0.18%

豪ドル・マネー・マーケット・ファンド

	収益率（注）
第1会計年度	0.57%
第2会計年度	1.89%

（注）収益率（%）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝会計年度末の1口当り純資産価格＋当該会計年度の分配金の合計額

b＝当該会計年度の直前の会計年度末（第1会計年度の場合は、当初募集時）の1口当り純資産価格

＜参考情報＞

純資産総額および7日間平均年換算利回りの推移（2014年11月末日現在）

U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド



※7日間平均年換算利回りは課税前です。

豪ドル・マネー・マーケット・ファンド



（４）【販売及び買戻しの実績】

各会計年度における販売および買戻しの実績ならびに各会計年度末現在の発行済口数は次のとおりです。

U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンド

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第 7 会計年度	19,053,097,527 (19,053,097,527)	19,398,788,996 (19,398,788,996)	14,495,992,357 (14,495,992,357)
第 8 会計年度	21,430,472,308 (21,430,472,308)	21,934,335,624 (21,934,335,624)	13,992,129,041 (13,992,129,041)
第 9 会計年度	43,652,980,205 (43,652,980,205)	43,172,470,504 (43,172,470,504)	14,472,638,742 (14,472,638,742)
第10会計年度	29,906,210,891 (29,906,210,891)	26,173,390,862 (26,173,390,862)	18,205,458,771 (18,205,458,771)
第11会計年度	19,281,074,325 (19,281,074,325)	18,276,559,747 (18,276,559,747)	19,209,973,349 (19,209,973,349)
第12会計年度	16,896,819,770 (16,896,819,770)	14,531,709,251 (14,531,709,251)	21,575,083,868 (21,575,083,868)
第13会計年度	19,050,581,427 (19,050,581,427)	13,174,423,166 (13,174,423,166)	27,451,242,129 (27,451,242,129)
第14会計年度	21,109,435,964 (21,109,435,964)	18,555,151,067 (18,555,151,067)	30,005,527,026 (30,005,527,026)
第15会計年度	22,151,898,939 (22,151,898,939)	19,734,189,333 (19,734,189,333)	32,423,236,632 (32,423,236,632)
第16会計年度	29,553,434,673 (29,553,434,673)	25,790,565,496 (25,790,565,496)	36,186,105,809 (36,186,105,809)

豪ドル・マネー・マーケット・ファンド

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第 1 会計年度	2,877,881,412 (2,877,881,412)	218,803,768 (218,803,768)	2,659,077,644 (2,659,077,644)
第 2 会計年度	2,863,283,116 (2,863,283,116)	2,044,403,902 (2,044,403,902)	3,477,956,858 (3,477,956,858)

（注１）（ ）の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数です。

（注２）第 1 会計年度の口数には当初募集の数が含まれます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

海外における販売

ファンド証券は、管理会社により各取引日に発行されます。

U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドについては、取引日において、買付申込書はルクセンブルグ時間午前9時まで、管理会社により受領されなければなりません。午前9時以降に受領されたものは翌取引日に受領されたものと見做されます。

豪ドル・マネー・マーケット・ファンドについては、取引日において、買付申込書は日本時間午後3時半、ルクセンブルグ冬時間午前7時半、夏時間午前8時半または管理会社の指定する時間までに、管理会社により受領されなければなりません。日本時間午後3時半、ルクセンブルグ冬時間午前7時半、夏時間午前8時半または管理会社の指定する時間以降に受領されたものは翌取引日に受領されたものと見做されます。

端数の受益証券は発行されません。

ファンド証券の券面または確認書は、当該代金の支払いが保管受託銀行に行われると、管理会社により交付されます。

各券面には、管理会社および保管受託銀行の署名が付されますが、当該両署名は複写によることができます。券面発行の要請がない場合、投資家は、所有受益証券について券面を発行しないことを要請したものと見做され、確認書がかわりに交付されます。

1口当りの販売価格は、ファンド証券の買付注文が受領されたまたは受領されたと見做された取引日に決定される1口当り純資産価格です。分配方針に基づき、ファンドは、合理的に可能な限り、1口当り純資産価格を常にU. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドについては0.01米ドル、豪ドル・マネー・マーケット・ファンドについては0.01豪ドルに維持するよう努めます。

ファンドの1口当り純資産価格が取引日においてU. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドについては0.01米ドル、豪ドル・マネー・マーケット・ファンドについては0.01豪ドルを下回る場合、ファンド証券は発行されません。

販売手数料は徴収されません。

受益証券の買付申込は、各取引日に、登録・名義書換事務代行会社であるノムラ・バンク（ルクセンブルグ）・エス・エーの各事務所で受け付けられます。

買付代金の支払いは、ファンド証券の基準通貨で行います。

受益証券の券面または確認書は、買付代金支払日から7銀行営業日以内に、保管受託銀行の事務所で、買付者または同人の銀行に入手可能となります。

管理会社は、ファンド証券の発行に関し、トラストおよびその販売会社がファンド証券が募集される国の法令を遵守することを意図しています。管理会社は、いつでもその裁量により、特定の国および地域に居住する個人または設立された法人に対するファンド証券の発行を一時的に中断、完全に中止、もしくは制限することができます。

管理会社は、トラストの全受益者およびトラストの保護のために必要な場合には、特定の個人または法人によるファンド証券の取得を禁止することができます。

さらに、管理会社は、

a. ファンド証券の申込みをその裁量において拒否することができ、また、

b. ファンド証券の購入または保有を禁じられた受益者が保有するファンド証券をいつでも買戻すことができます。

日本における販売

日本においては有価証券届出書第一部証券情報(7)申込期間に記載される申込期間中のU. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドについてはルクセンブルグ、ロンドンおよびニューヨークの銀行営業日でかつニューヨーク証券取引所の取引日である日本における販売会社の営業日（ただし、12月24日を除きます。）、豪ドル・マネー・マーケット・ファンドについてはルクセンブルグ、ロンドン、シドニーおよびメルボルンの銀行営業日でかつオーストラリア証券取引所の取引日である日本における販売会社の営業日（ただし、12月24日を除きます。）に、同第一部証券情報に従ってファンド証券の募集が行われます。

日本における販売会社または販売取扱会社は、外国証券取引口座約款を投資者に交付し、当該投資者から外国証券取引口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書の提出を受けます。投資家はまた日本における販売会社または販売取扱会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結します。販売の単位は、1,000口以上1口単位です。ただし、各日本における販売会社または販売取扱会社は独自に、より大きな取扱い単位を決定する場合があります。また、各日本における販売会社または販売取扱会社において取り扱う有価証券、証書、権利または商品の利金、償還金、売却代金または解約代金などのうち基準通貨（または各日本における販売会社または販売取扱会社が応じるその他の通貨）で支払われるものによりファンド証券を取得する場合等および確定拠出年金法にもとづいて個人または事業主が拠出した資金をもって

ファンド証券の取得申込をする場合には、各日本における販売会社または販売取扱会社が応じるものに限り、1口以上1口単位とします。

ファンド証券1口当りの販売価格は、原則として、管理会社が当該申込みを受領した取引日の1口当りの純資産価格です。申込みが行われた取引日の翌取引日に受渡しを行います。

ファンドの1口当り純資産価格が取引日においてU. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドについては0.01米ドル、豪ドル・マネー・マーケット・ファンドについては0.01豪ドルを下回る場合、ファンド証券は発行（販売）されません。

日本における販売会社または販売取扱会社は、ファンド証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託し累積投資契約を締結した投資者に対し、代金の受領と引換えに取引報告書（金融商品取引法に基づき、取引残高報告書等をもって取引報告書に代えることがあります。）を交付します。申込締切時間は販売会社または販売取扱会社にお問い合わせください。申込締切時間までに所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み受付分とします。締切時間を過ぎた申込みは受けつけません。代金の支払いは、円貨の場合、基準通貨との換算レートは約定日の東京外国為替市場の相場に基づいて販売会社または販売取扱会社が決定します。また、日本における販売会社または販売取扱会社が応じる場合、日本における販売会社または販売取扱会社の基準通貨の預金口座への振込みにより基準通貨で支払うこともできます。

申込手数料はありません。

なお、日本証券業協会の協会員である日本の販売会社または販売取扱会社は、トラストの純資産が1億円未満となる等同協会の定める外国証券の取引に関する規則の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができません。

さらに、管理会社または日本の販売会社はファンド証券の買付けまたは転換（スイッチング）の注文がマーケット・タイミング（不公正な裁定取引）であるとの疑義が生じた場合は、当該注文を受け付けない場合があります。

2【買戻し手続等】

海外における買戻し

受益者は、取引日にファンド証券の買戻しを請求することができます。U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドの買戻し請求は、当該取引日のルクセンブルグ時間午前9時までに管理会社により受領されなければなりません。午前9時以降に受領された買戻し請求は、翌取引日に受領されたものと見做されます。豪ドル・マネー・マーケット・ファンドの買戻し請求は、当該取引日の日本時間午後3時半、ルクセンブルグ冬時間午前7時半、夏時間午前8時半または管理会社の指定する時間までに管理会社により受領されなければなりません。当該取引日の日本時間午後3時半、ルクセンブルグ冬時間午前7時半、夏時間午前8時半または管理会社の指定する時間以降に受領された買戻し請求は、翌取引日に受領されたものと見做されます。

買戻しは、買戻し請求が受領されたか受領されたと見做される取引日に決定される該当するファンドの1口当り純資産価格により行われます。買戻し請求には、（発行されている場合）受益証券券面を添付しなければなりません。買戻し手数料はありません。

買戻し請求の場合、買戻されるファンド証券について宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は、買戻代金とともに支払われます。受益者が保有するファンド証券の一部の買戻しの場合、トラストのために行為する管理会社と締結された契約に基づきノミニ・サービスを提供しているノミニ受益者またはその他の受益者は、買戻される受益証券を特定して指示しなければなりません。

管理会社は、通常の場合、ファンド証券の買戻しを受益者の買戻し請求後遅滞なく行うことができるようにするため、ファンドの流動性を適切な水準に保持することを確保するものとします。

管理会社は、ファンド証券1口当りの純資産価格をU. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドについては0.01米ドル、豪ドル・マネー・マーケット・ファンドについては0.01豪ドルに維持するよう最善の努力を行います。買戻し価格は、買戻日に適用される純資産価格によって、買付時の価格より高くなることも低くなることもあります。

買戻代金および分配金の支払いは、券面が発行された場合は、これが受領され、買戻し請求が受領されたか、受領されたと見做される取引日の翌取引日（「精算日」といいます。）に行われます。

管理会社は、後記「保有制限」に記載の状況、条件において受益証券の強制的買戻しを行うことができます。

管理会社は流動性管理システムを用い、各サブ・ファンドの流動性リスクを監視する手法を実施し、管理会社が受益者からの買戻し請求に随時応じられるだけの各サブ・ファンドのポートフォリオの流動性を通常確保しています。

日本における買戻し

日本における受益者は、買戻しを請求することができます。申込締切時間は販売会社または販売取扱会社にお問い合わせください。申込締切時間までに所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み受付分とします。締切時間を過ぎた申込みは受けつけません。買戻し請求は、手数料なしで、各取引日に日本における販売会社または販売取扱会社を通じ、管理会社に対し行うことができます。

ファンド証券1口当りの買戻価格は、原則として、管理会社が買戻請求を受領した日に計算される1口当り純資産価格で通常U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドについては0.01米ドル、豪ドル・マネー・マーケット・ファンドについては0.01豪ドルです。買戻代金（および発生済・未払いの分配金）は、外国証券取引口座約款および累積投資約款の定めるところに従って、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて、買戻請求が行われた取引日の翌取引日に支払われます。買戻代金（および発生済・未払いの分配金）が円貨で支払われる場合、基準通貨との換算レートは約定日の東京外国為替市場の相場に基づいて販売会社または販売取扱会社が決定します。また、日本における販売会社が応じる場合は当該受益者の基準通貨預金口座への振込により基準通貨で受け取ることもできます。ファンド証券の買戻しは1口単位とします。

クローズド期間、大口解約の制限等はありません。

3【ファンド証券の転換】

(1) 海外における転換

一つのサブ・ファンドのファンド証券から他のサブ・ファンドのファンド証券に転換を希望する受益者は、二つのサブ・ファンドの取引日に、転換のための取消不能の転換請求書に（発行されている場合は）ファンド証券を添えて、管理会社に対して受益証券の転換を請求することができます。転換により発行される口数は、二つのサブ・ファンドの取引日に適用される各サブ・ファンドのファンド証券の1口当り純資産価格に基づき以下のとおり計算されます。

$$N_1 = \frac{NAV_2 \times N_2}{NAV_1}$$

N_1 ： 転換後の口数。端数ファンド証券は発行されません。転換に伴い生じる端数に起因する残余金額は、受益証券が転換される先のサブ・ファンドに帰属します。

N_2 ： 転換前の口数。これには、転換請求されたファンド証券の発生済み未払いの分配金が、日本その他の国の適用される未払税金額を控除した後に、再投資されて発行されたファンド証券口数を含みます。

NAV_1 ： 転換により発行されるファンド証券の取引日現在の純資産価格。

NAV_2 ： 転換により発行されるファンド証券の基準通貨に適用される取引日の為替レートにより換算された転換されるファンド証券の取引日現在の純資産価格。

転換手数料は課されません。

（2）日本における転換

トラストを構成する他のサブ・ファンドを取り扱う日本の販売会社または販売取扱会社において、日本の販売会社または販売取扱会社が応じる場合は、当該他のサブ・ファンド間での転換（スイッチング）が可能です。

転換（スイッチング）の手続は、申込を行う日が、転換を行う2つのファンドの取引日で、かつ受渡日となる翌取引日も双方のファンドの取引日である場合に可能です。なお、一方のサブ・ファンドの円貨による売却代金相当額をもって、他方のサブ・ファンドの円貨による買付代金相当額とします。この場合の円貨と円貨以外の通貨との換算は、約定日における東京外国為替市場の相場に準拠したものであって、日本における販売会社または販売取扱会社が決定するレートによるものとします。詳しくは販売会社または販売取扱会社にお問い合わせください。

4【保有制限】

管理会社は、ファンド証券の発行に関し、トラストおよびその販売会社がファンド証券が募集される国の法令を遵守することを意図しています。管理会社は、いつでもその裁量により、特定の国および地域に居住する個人または設立された法人に対するファンド証券の発行を一時的に中断、完全に中止、もしくは制限することができます。

管理会社は、トラストの全受益者およびトラストの保護のために必要な場合には、特定の個人または法人による、ファンド証券の取得を禁止することができます。

さらに、管理会社は、

- a. ファンド証券の申込みをその裁量において拒否することができ、また、
- b. ファンド証券の購入または保有を禁じられた受益者が保有するファンド証券をいつでも買戻すことができます。

詳細は以下のとおりです。

- (a) 管理会社は、EU内において公衆に対してトラスト証券の販売を行いません。
- (b) トラスト証券は、アメリカ合衆国1933年証券法（改正済）（「1933年法」）に基づく登録は行われていません。以下に記載する場合を除き、アメリカ合衆国またはその領土、属領、管轄地域（プエルトリコを含みます。）（「米国」）内において、または米国の市民、居住者（米国またはその政治的機構内においてまたはその法律に基づき組織・設立された会社、パートナーシップまたは法人を含みます。）または財団または信託（米国外を源泉とする収益（米国における取引や営業行為と有効に結合していないもの）がアメリカ合衆国連邦所得税の計算のために総所得に含まれない財団または信託を除きます。）（「米国人」）に対して、直接・間接を問わず、募集、販売、移転または交付を行いません。

トラストは、1940年アメリカ合衆国投資会社法（「投資会社法」）に基づく登録はなされていません。管理会社は、それを知りながら、100名超の米国人または米国在住者が受益者となることを認めません。上記の禁止に反しない限り、限定的な数の米国におけるまたは米国人である専門的機関投資家に対しトラスト証券を私募により随時販売することができます。この場合は、1933年法に基づくトラスト証券の登録が要求されるような販売、トラストを投資会社法に服させるような販売、トラストを米国の税金に服させるような販売が行われなくするために、一定の状況の下で、禁止条項を付して（受益者によるトラスト証券の交付前の一定の表明や合意を含んだ書簡の提示を含みます。）行われます。

上記に定義される米国人によるトラスト証券の実質的保有を制限、防止するために（上記の私募によりトラスト証券を購入する米国人を除きます。）、管理会社またはその代理人は以下のことを行うことができます。

- (a) トラスト証券の登録または移転により当該トラスト証券が米国人のために保有される可能性があると判断される場合、トラスト証券の発行、登録、移転を拒否することができます。
- (b) いつでもトラスト証券の受益者登録簿に記入されている人またはトラスト証券の移転の登録を求める人に対して、宣誓供述書を添付して、当該トラスト証券の保有者の実質的所有が米国人であるか、またはかかる登録が米国人による当該トラストの保有となるか否かを判定する目的で自らが必要と史料する情報の提供を求めることができます。
- (c) 管理会社が米国人が単独または他の者と共同でトラスト証券の実質的保有者であると判断する場合、一定の手続により、当該受益者が保有するすべてのトラスト証券を強制的に買戻し、または買戻しを行わさせることができます。

マネー・ロンダリングおよびテロリスト資金調達の防止

マネー・ロンダリングおよびテロリスト資金調達の防止に関してルクセンブルグの法律、規制および通達（2004年11月12日マネー・ロンダリングおよびテロリスト資金調達防止法（改正済）を含みますが、これに限られません。）に基づき、金融セクターのあらゆる専門家に対して、投資信託をマネー・ロンダリングおよびテロリスト資金調達を目的として使用することを防止する義務が課されています。かかる規定の制定により、ルクセンブルグ籍の投資信託の登録事務代行会社は、ルクセンブルグの法律、規制および通達に従い、購入者の身元確認を行わなければなりません。登録事務代行会社は、購入者に対し、かかる身元確認を実施するために必要とみなす文書の提出を要求することができます。

申請者が、要求された文書の提出を遅延した場合またはかかる文書を提出しなかった場合、購入（または、適宜、買戻し）の申請は受諾されません。管理会社および管理事務代行会社は、いずれも、申請者が文書を提出しなかったことまた

は不完全な文書しか提出しなかったことにより、取引の処理が遅延した場合またはかかる取引が処理されなかった場合、一切の責任を負いません。

受益者は、関連する法令に基づく現在の顧客デュー・デリジェンス要件に基づき、随時、追加または最新の身元確認書類の提出を要求されることがあります。

5【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

① 資産の評価

ファンド証券の１口当り純資産価格は、ファンドの基準通貨で表示され、日々の分配金宣言直後、毎取引日に決定されます。

「取引日」は、U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドについては(i)ルクセンブルグ、ロンドンおよびニューヨークの銀行営業日、(ii)ニューヨーク証券取引所の取引日および(iii)日本の販売会社の営業日である日（ただし12月24日を除きます）をいい、豪ドル・マネー・マーケット・ファンドについては(i)ルクセンブルグ、ロンドン、シドニーおよびメルボルンの銀行営業日、(ii)オーストラリア証券取引所の取引日および(iii)日本の販売会社の営業日である日（ただし12月24日を除きます。）をいいます。

ファンドの１口当り純資産価格は、管理会社によりまたは管理会社の指図の下に決定され、管理会社の事務所に於いて閲覧可能です。

ファンドの組入証券は償却原価法により評価されます。この評価方法は、証券を取得原価で評価し、以後証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引額またはプレミアム分を満期に至るまで均等額で償却することを前提としています。この方法は、評価面での確実性を提供するものの、償却原価法によって決定される評価額がファンドが証券を売却した場合に受領する売却代金より高額であったり低額であったりする場合が生じる結果となります。

ファンドは、合理的に可能な範囲で、発行と買戻しのために計算されるファンドの証券の１口当り価格をU. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドについては0.01米ドル、豪ドル・マネー・マーケット・ファンドについては0.01豪ドルで安定させる手を設けています。ファンドの組入証券は、市場相場に基づき計算される純資産価格と償却原価法により計算される純資産価格との間の乖離を判定するため、管理会社の指示により随時見直されます。重大な希薄化またはその他の不公正な結果を受益者または既存の受益者にもたらす可能性のある乖離があったと判定された場合、管理会社またはその指定する代理人は、必要かつ適切であると判断する調整的措置を行います。これには、各受益者の受益証券の割合に応じた買戻しによるファンドの発行済受益証券口数の減少（この買戻しにより受益者に対しては何らの金額も支払われません。）、売買益または売買損を実現化させるため満期前の組入証券の売却、組入証券の平均満期を短くすること、分配の停止または入手可能な市場相場に基づく１口当り純資産価格の決定が含まれます。受益証券の１口当りの純資産価格をU. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドについては0.01米ドル、豪ドル・マネー・マーケット・ファンドについては0.01豪ドルに維持するため発行済受益証券口数を減少させる場合、強制的に買戻されるファンド証券口数は、組入証券の償却原価法による評価と市場価格に基づく評価との差を表わしています。各受益者は、トラストへの投資にあたり、かかる強制的買戻しに同意したものと見做されます。

管理会社またはその指定する代理人による上記の決定は、管理会社の役員またはこれにより指定された者による公正な価格計算のための一般的ガイドラインを定めた管理会社が随時採択する方針に従って行われます。

すべての場合において、ファンドの純資産価格は、ファンドに帰属するすべての組入証券およびその他の資産の合計からファンドの債務を控除し、ファンドの発行済証券の口数で割ることにより決定されます。

トラスト中の各サブ・ファンドに帰属する資産および債務を決定するため、各サブ・ファンドの資産プールは以下の方法で設定されます。

- (a) 各サブ・ファンドの受益証券発行からの手取金は、トラストの帳簿上、当該ファンドのための資産プールに計上され、各サブ・ファンドに帰属する資産、負債、収益および支出は、本条項に従い当該プールに計上されます。
- (b) 一定の資産から他の資産が生じた場合、当該派生資産は、トラストの帳簿上、派生前の資産プールと同一のプールに計上され、価額の増加、減少は、資産の再評価時に、当該プールに計上されます。
- (c) 特定のプールの資産に関連して、トラストに債務が生じた場合、当該債務は、当該プールに帰属させます。
- (d) トラストの資産や債務が特定のプールに帰属するものと判断されない場合、かかる資産や債務は、関連する各サブ・ファンドの純資産総額の割合に応じてすべてのプールに帰属させます。
- (e) 各サブ・ファンドについて宣言される分配金の受領権者の決定のための基準日に、当該ファンドの受益証券の純資産価格は、当該金額分だけ減少させるものとします。

ある取引日において、通信手段の一時的な故障やトラストの投資対象の市場価格が一時的に入手できないという理由により、１口当り純資産価格の決定ができない場合、管理会社は、発行価格および買戻価格の決定のために、直前の取引日に決定された純資産価格および１口当り分配金を使用することを決定することができます。

異常な事態により評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価の遂行のため、他の評価方法を用いて慎重かつ誠実に評価を行う権限を付与されています。

評価代理人との評価業務に関する契約が、2013年法に適合するよう、管理会社が責任を負います。

② 資産の評価（および販売・買戻し）の停止

管理会社は、以下の場合において、ファンド証券の1口当たり時価（純資産価格）の決定、ファンド証券の販売および買戻しを一時的に停止することができます。

- (a) ファンド資産の相当部分の評価の基礎を提供する一つもしくは複数の証券取引所もしくは市場、または、ファンド資産の相当部分の表示通貨を取引する一つもしくは複数の外国為替市場が通常の休日以外の日に閉鎖され、または取引が制限もしくは停止された場合。
- (b) 政治的、経済的、軍事的もしくは通貨上の事由のため、または管理会社の責任および監督が及ばない何らかの状況が生じた結果、受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、ファンド資産の処分が正当にまたは正常に実行できない場合。
- (c) ファンドの組入証券の評価を行うため通常使用している通信機能またはコンピューター設備が故障している場合、または何らかの理由でファンドの資産の評価が規定されるとおり迅速かつ正確に確定できない場合。
- (d) 為替規制または資金の移動に影響を与えるその他の規制の結果、ファンドの組入証券の取引が実行不可能な場合またはファンド資産の購入および売却が通常の為替レートでは実行できない場合。

（２）【保管】

ファンド証券または確認書は、受益者の責任において保管されます。ファンド証券の保管を販売会社または販売取扱会社に委託した日本の投資家に販売されるファンド証券については、記名式の券面は発行されず、保管受託銀行は、各販売会社を名義人とする確認書を各販売会社に交付します。ただし、受益者が記名式券面の発行を特に請求する場合は、券面の交付を受け、自己の責任においてこれを保管します。

（３）【信託期間】

トラストおよびファンドの存続期間は、無期限です。

（４）【計算期間】

トラストおよびファンドの決算日は、毎年7月31日です。

（５）【その他】**（い）トラストおよびファンドの償還**

トラストは存続期間が無期限で設定されています。トラストは、管理会社と保管受託銀行との合意により、いつでも、償還することができます。トラストはルクセンブルグ法により要求される場合は、償還することができます。償還通知は、ルクセンブルグのメモリアルおよび適切な発行部数をもつ少なくとも2つの新聞に公告されるものとします。ただし、そのうち少なくとも1紙はルクセンブルグの新聞でなければなりません。

ファンドの償還原因たる事由の発生時には、受益証券の発行は即時禁じられ、発行された場合には無効となります。

受益権者の平等な処理が確保できる場合には、受益証券の買戻しの継続も可能です。

管理会社は、保管受託銀行との合意により、(i)いつでもサブ・ファンドを償還することができ、当該サブ・ファンドの受益者は、当該サブ・ファンドの資産の売却純手取金の分配を受け、または(ii)いつでもサブ・ファンドを償還することができ、他のサブ・ファンドに、償還されるサブ・ファンドの資産（監査報告により評価されます。）を譲与し、他のサブ・ファンドの受益証券を、償還されるサブ・ファンド受益者に分配することができ、または(iii)ファンドの発行済受益証券口数が20億口を下回った場合には、ファンドを償還できます。上記(ii)の償還および分配は、当該サブ・ファンドのサイズ、サブ・ファンドに影響を与える経済的または政治的状況の変化により正当化される場合または関連受益者の最大の利益を確保するためにのみ行うことができます。上記(i)および(iii)の償還の場合、その効力発生日は郵便またはファックスで受益者に通知されます。上記(ii)のサブ・ファンドの償還または分配の場合、当該サブ・ファンドの受益者には償還の1か月前に郵便により通知するものとします。償還の効力発生日まで、受益者はサブ・ファンドの償還により生じる費用をカバーする引当金額を反映した純資産価格で、当該受益証券の買戻しまたは転換を継続することができます。

なお受益者への償還金のお支払いには、信託期間終了日から半年程度、または監査手続等の進捗によってはさらに時間を要する場合があります。

（ii）約款の変更

管理会社は、保管受託銀行の承認を得て、約款の全部または一部をいつでも変更することができます。変更は、約款を変更する関係書類に規定のない場合は、ルクセンブルグ商業および法人登記所への、変更の預託に関する通知がメモリアルに公告された5日後に効力を生じます。

（iii）追加ファンドの設立

管理会社は、保管受託銀行の同意を得て、トラストの約款および英文プロスペクトスを変更することにより新しいサブ・ファンドを随時設立することができます。

（iv）関係法人との契約の更改等に関する手続**投資運用契約**

投資運用契約は、相手方当事者に本契約の終了日の3ヶ月以上前に書面による通知を交付または書留郵便で送付することによって終了させることができます。ただし、一方の当事者が投資運用契約のいずれかの条項に違反した場合には、相手方当事者は、書面による30日以上前の通知をした上で投資運用契約を終了させることができます。ただし、かかる期間内にかかる違反が是正された場合はこの限りではありません。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

保管契約

各当事者は、相手方当事者に、解約の90日以上前に、書留郵便で書面による通知を交付または送付することにより、同契約を解約することができます。ただし、一方当事者が本契約に関し違反をした場合で、当該違反の是正を要請する書面による通知の送達後30日以内に当該違反を是正しない場合には、相手方当事者は、同契約を解約することができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

投資信託業務契約

各当事者は、相手方当事者に、契約終了の効力発生日の90日前までに、書留郵便で書面による通知を交付または送付することにより、同契約を終了することができます。ただし、一方当事者が同契約に違反をした場合で、当該違反の是正を要請する書面による通知の送達後30日以内に当該違反を是正しない場合には、相手方当事者は、同契約を解約することができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

代行協会員契約

同契約は、他の契約当事者に対し、同契約書記載の住所宛、3ヶ月前の書面による終了通知がなされるまで有効とします。ただし、日本において代行協会員の指定が要求されている限り、管理会社のための日本における後任の代行協会員が指定されることを条件とします。

同契約は日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

受益証券販売・買戻契約

同契約は一方の当事者が他の当事者に対し、同契約書記載の住所宛に書面による通知を3ヶ月前になすことによりこれを解約することができます。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

評価代理人契約

当事者は、60日前までの書面による通知を相手方当事者に行った場合には、いつでも同契約を終了させることができます。ただし、同契約に基づく一方当事者による義務の不履行があった場合には、相手方当事者は当該当事者への通知をもって即時に同契約を終了させることができます。

管理会社は、同契約の終了がファンドの受益者の最善の利益になるとみなす場合、直ちに同契約を終了させることができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

6【受益者の権利等】

（1）【受益者の権利等】

受益者がファンドに対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券の名義人として登録されていなければなりません。

従って、販売会社または販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド証券の登録名義人でないため、ファンドに対し直接受益権を行使することはできません。これらの日本の受益者は販売会社または販売取扱会社との間の外国証券取引口座約款に基づき販売会社または販売取扱会社をして受益権を自己に代わって行使させることができます。ファンド証券の保管を販売会社または販売取扱会社に委託しない日本の受益者は本人の責任において権利行使を行います。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

（1）分配金請求権

受益者は、ファンドのために行為する管理会社の決定したファンドの分配金を、持分に応じてファンドのために行為する管理会社に請求する権利を有します。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し、ファンドに帰属します。

（2）買戻請求権

受益者は、販売会社を通じてファンド証券の買戻しを管理会社に請求することができます。

（3）残余財産分配請求権

ファンドが償還される場合、受益者はファンドのために行為する管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

（注）受益者には、約款に基づいた受益者集会を開催する権利はありません。なお、受益者の管理会社または保管受託銀行に対する請求権は、かかる請求権を生じさせる事由発生日の5年後に失効します。

業務提供者に対する受益者の権利

受益者は、投資運用会社、保管受託銀行、管理・登録・名義書換代行会社および発行会社代理人、支払代行会社、評価代理人、トラストの監査人、もしくは管理会社により随時任命されたトラストまたは管理会社の他の業務提供者に対する直接の契約上の権利は一切ありません。2010年法および2013年法に基づき、受益者の保管受託銀行に対する責任追及は、管理会社を通じて行われます。受益者がかかる旨の書面による通知を行ったにもかかわらず、管理会社が、当該通知受領後3ヶ月以内に行動を起こさない場合、当該受益者は、保管受託銀行の責任を直接追及することができます。

（２）【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はありません。

（３）【本邦における代理人】

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- ① 管理会社またはトラストに対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、
- ② 日本におけるファンド証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。

また日本国財務省関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示ならびに金融庁長官に対するファンド証券に関する届出代理人は、

弁護士 三浦 健

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

です。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c. ファンドの原文の財務書類は、米ドル、ユーロおよび豪ドルで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2014年11月28日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝118.23円、1ユーロ＝147.20円、1豪ドル＝100.71円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。
- d. ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト・ユーロ・マネー・マーケット・ファンドは、2014年3月19日に繰上償還されています。

（１）【2014年７月31日終了年度】

①【貸借対照表】

結合純資産計算書

2014年７月31日現在

ノムラ・グローバル・セレクト・トラストー

	U. S. ドル・マネー・ マーケット・ファンド		ユーロ・マネー・ マーケット・ファンド (清算中)	
	(米ドル)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産				
投資有価証券（注２）	311,234,949	36,797,308	0	0
銀行預金	244,152	28,866	12,514	1,842
定期預金	50,908,000	6,018,853	0	0
未収収益	25,586	3,025	0	0
預金利息	141	17	0	0
設立費	0	0	0	0
その他の資産	0	0	0	0
資産合計	362,412,828	42,848,069	12,514	1,842
負債				
未払費用（注７）	299,092	35,362	12,514	1,842
受益者への未払分配金	89,127	10,537	0	0
その他の負債	163,551	19,337	0	0
負債合計	551,770	65,236	12,514	1,842
純資産	361,861,058	42,782,833	0	0
発行済受益証券数	36,186,105,809 口		0 口	
1口当り純資産価格	0.01米ドル	1.18円	—	

添付の注記は当財務書類の一部である。

結合純資産計算書

(続き)

ノムラ・グローバル・セレクト・トラストー

豪ドル・マネー・
マーケット・ファンド

結合

	(豪ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
資産				
投資有価証券（注２）	27,921,469	2,811,971	337,254,939	39,873,651
銀行預金	62,293	6,274	318,966	37,711
定期預金	6,817,001	686,540	57,260,755	6,769,939
未収収益	25,965	2,615	49,783	5,886
預金利息	473	48	583	69
設立費	25,365	2,555	23,638	2,795
その他の資産	589	59	549	65
資産合計	34,853,155	3,510,061	394,909,213	46,690,116
負債				
未払費用（注７）	69,197	6,969	380,343	44,968
受益者への未払分配金	4,389	442	93,216	11,021
その他の負債	0	0	163,551	19,337
負債合計	73,586	7,411	637,110	75,326
純資産	34,779,569	3,502,650	394,272,103	46,614,791
発行済受益証券数	3,477,956,858 口			
1口当り純資産価格	0.01豪ドル	1.01円		

②【損益計算書】

結合運用計算書
2014年7月31日に終了した年度

ノムラ・グローバル・セレクト・トラストー

	U. S. ドル・マネー・ マーケット・ファンド		ユーロ・マネー・ マーケット・ファンド (清算中)	
	(米ドル)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
収益				
預金利息	74,674	8,829	265	39
債券利息	176,677	20,889	3,666	540
その他の収益	27,321	3,230	17,132	2,522
収益合計	278,672	32,947	21,063	3,100
費用				
投資運用報酬（注3）	17,078	2,019	0	0
代行協会員報酬・販売会社報酬 （注5、6）	31,878	3,769	0	0
管理事務代行報酬（注4）	3,416	404	0	0
保管報酬（注4）	4,175	494	0	0
当座借越に係る支払利息	173	20	0	0
コルレス銀行報酬	20,014	2,366	0	0
管理報酬（注3）	1,139	135	0	0
法務報酬	20,238	2,393	4,206	619
海外登録費用	0	0	0	0
専門家報酬	34,409	4,068	14,387	2,118
印刷費・公告費	1,460	173	91	13
年次税（注8）	34,490	4,078	732	108
設立費の償却	0	0	0	0
その他の費用	269	32	880	130
費用合計	168,739	19,950	20,296	2,988
純投資収益	109,933	12,997	767	113
投資有価証券実現純利益	546,016	64,555	9,989	1,470
当期実現純利益	546,016	64,555	9,989	1,470
投資有価証券未実現純損益の変動	(32,652)	(3,860)	(2,703)	(398)
当期末実現純（損）益	(32,652)	(3,860)	(2,703)	(398)
運用の結果による純資産の増加	623,297	73,692	8,053	1,185

添付の注記は当財務書類の一部である。

結合運用計算書

(続き)

ノムラ・グローバル・セレクト・トラストー

	豪ドル・マネー・ マーケット・ファンド		結合	
	(豪ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
収益				
預金利息	186,712	18,804	249,025	29,442
債券利息	132,047	13,298	304,643	36,018
その他の収益	293	30	50,546	5,976
収益合計	319,052	32,132	604,214	71,436
費用				
投資運用報酬（注３）	48,057	4,840	61,862	7,314
代行協会員報酬・販売会社報酬 （注５、６）	137,769	13,875	160,265	18,948
管理事務代行報酬（注４）	9,612	968	12,373	1,463
保管報酬（注４）	13,237	1,333	16,511	1,952
当座借越に係る支払利息	0	0	173	20
コルレス銀行報酬	5,566	561	25,201	2,980
管理報酬（注３）	3,203	323	4,124	488
法務報酬	1,936	195	27,677	3,272
海外登録費用	6,921	697	6,450	763
専門家報酬	11,303	1,138	64,216	7,592
印刷費・公告費	203	20	1,771	209
年次税（注８）	3,297	332	38,543	4,557
設立費の償却	6,717	676	6,260	740
その他の費用	1,611	162	2,949	349
費用合計	249,432	25,120	428,375	50,647
純投資収益	69,620	7,011	175,839	20,789
投資有価証券実現純利益	484,255	48,769	1,010,675	119,492
当期実現純利益	484,255	48,769	1,010,675	119,492
投資有価証券未実現純損益の変動	52,891	5,327	13,016	1,539
当期末実現純（損）益	52,891	5,327	13,016	1,539
運用の結果による純資産の増加	606,766	61,107	1,199,530	141,820

結合純資産変動計算書
2014年7月31日に終了した年度

ノムラ・グローバル・セレクト・トラストー

	U. S. ドル・マネー・ マーケット・ファンド		ユーロ・マネー・ マーケット・ファンド (清算中)	
	(米ドル)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
期首現在純資産	324,232,366	38,333,993	21,034,988	3,096,350
純投資収益	109,933	12,997	767	113
当期実現純利益	546,016	64,555	9,989	1,470
当期末実現純（損）益	(32,652)	(3,860)	(2,703)	(398)
運用の結果による純資産の増加	623,297	73,692	8,053	1,185
受益証券の発行手取金	295,534,347	34,941,026	1,991,843	293,199
受益証券の買戻支払金	(257,905,655)	(30,492,186)	(23,026,831)	(3,389,550)
受益証券取引による純手取 （支払）金	37,628,692	4,448,840	(21,034,988)	(3,096,350)
受益者に支払われた分配金（注9）	(623,297)	(73,692)	(8,053)	(1,185)
為替相場の変動				
期末現在純資産	361,861,058	42,782,833	0	0

添付の注記は当財務書類の一部である。

結合純資産変動計算書

(続き)

ノムラ・グローバル・セレクト・トラストー

豪ドル・マネー・
マーケット・ファンド

結合

	(豪ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
期首現在純資産	26,590,776	2,677,957	376,270,865	44,486,504
純投資収益	69,620	7,011	175,839	20,789
当期実現純利益	484,255	48,769	1,010,675	119,492
当期末実現純（損）益	52,891	5,327	13,016	1,539
運用の結果による純資産の増加	606,766	61,107	1,199,530	141,820
受益証券の発行手取金	28,632,832	2,883,613	324,885,726	38,411,239
受益証券の買戻支払金	(20,444,039)	(2,058,919)	(307,806,481)	(36,391,960)
受益証券取引による純手取 （支払）金	8,188,793	824,693	17,079,245	2,019,279
受益者に支払われた分配金（注9）	(606,766)	(61,107)	(1,199,530)	(141,820)
為替相場の変動			921,993	109,007
期末現在純資産	34,779,569	3,502,650	394,272,103	46,614,791

結合発行済受益証券数変動表
2014年7月31日に終了した年度
(無監査)

ノムラ・グローバル・セレクト・トラストー

	U. S. ドル・マネー・ マーケット・ファンド	ユーロ・マネー・ マーケット・ファンド (清算中)	豪ドル・マネー・ マーケット・ファンド
	(口数)	(口数)	(口数)
期首現在発行済受益証券数	32,423,236,632	2,103,498,849	2,659,077,644
発行受益証券数	29,553,434,673	199,184,332	2,863,283,116
買戻受益証券数	(25,790,565,496)	(2,302,683,181)	(2,044,403,902)
期末現在発行済受益証券数	36,186,105,809	0	3,477,956,858

統計情報
(無監査)

ノムラ・グローバル・セレクト・トラストー

	U. S. ドル・マネー・ マーケット・ファンド	ユーロ・マネー・ マーケット・ファンド (清算中)	豪ドル・マネー・ マーケット・ファンド
	(米ドル)	(ユーロ)	(豪ドル)
2014年7月31日現在純資産	361,861,058	0	34,779,569
2013年7月31日現在純資産	324,232,366	21,034,988	26,590,776
2012年7月31日現在純資産	300,055,270	21,185,733	—
2014年7月31日現在 1口当り純資産価格	0.01	—	0.01
2013年7月31日現在 1口当り純資産価格	0.01	0.01	0.01
2012年7月31日現在 1口当り純資産価格	0.01	0.01	—

ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト

財務書類に対する注記

2014年7月31日に終了した年度

注1－組織

トラスト

ルクセンブルグ大公国の法律に基づいてオープン・エンドのアンブレラ型の共有持分型投資信託（*fonds commun de placement à compartiments multiples*）としてルクセンブルグ大公国において設定されたノムラ・グローバル・セレクト・トラスト（以下「トラスト」という。）は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立された株式会社（*société anonyme*）でありルクセンブルグ大公国に登録上の事務所を有するグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下「管理会社」という。）によって、その共有者（以下「受益者」という。）の利益のために管理運用される、証券およびその他の資産（以下「証券」という。）からなる非法人形態の共有体である。トラストの資産は、管理会社の資産および管理会社によって管理運用されるその他の投資信託の資産から分別されている。

トラストは、異なるクラスの受益証券を発行することができ、管理会社の取締役会（「取締役会」）がクラス毎に決めた投資方針に従って個別に投資される。異なるクラス受益証券およびその投資ポートフォリオは、以下に「ファンド」として言及される。

トラストは、2010年12月17日の投資信託に関するルクセンブルグ法（改正済）（「2010年法」）のパートIIの規定に準ずる投資信託として適格性を有しており、また2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する法律（「2013年法」）の第1条第39項で定義されるオルタナティブ投資ファンドとしての資格を有している。

トラストの存続期間は無期限である。トラストは、管理会社と保管受託銀行との合意によりいつでも償還することができる。

ファンド

本書の日付現在、当トラストには、無期限の存続期間で設定されたノムラ・グローバル・セレクト・トラスト－U、S、ドル・マネー・マーケット・ファンドおよびノムラ・グローバル・セレクト・トラスト－豪ドル・マネー・マーケット・ファンドの二つのファンド（個々を「ファンド」という。）が存在する。

ファンドの投資目的は、元本の確保と流動性の維持を図りつつ、市場金利に沿った安定した収益を追求することである。ファンドは、主に高い信用度と流動性を有するそれぞれ米ドル建ておよび豪ドル建ての短期金融商品に分散して投資することにより、この投資目的の達成を目指す。

2014年2月7日に、管理会社の取締役会は、ノムラ・グローバル・セレクト・トラストの保管受託銀行であるノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの同意を得て、ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト－ユーロ・マネー・マーケット・ファンドを2014年3月19日（「清算開始日」）付で償還することを決定した。管理会社は、償還手続きおよび償還報告書の作成を委託されている。管理会社は、ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト－ユーロ・マネー・マーケット・ファンドの2014年3月19日から2014年9月1日までの償還財務書類を含む償還報告書を発行した。償還財務書類は、2014年3月19日および2014年9月1日現在の純資産計算書、2014年3月19日から2014年9月1日までの期間の運用計算書および純資産変動計算書から構成される。

注2－重要な会計方針

トラストは、当該通貨で各ファンドの会計帳簿を記帳し、米ドルで結合財務書類を作成している。

財務書類は、ルクセンブルグの投資信託に関する規則に準拠し、以下の重要な会計方針を含んで作成される。

投資有価証券

短期金融商品およびその他の金融証券は、償却原価法に基づいて評価される。この評価方法は、証券を取得原価で評価し、その後証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引額またはプレミアム分を満期に至るまで均等額で償却することを前提としている。この方法は評価の確実性を提供する一方、償却原価法で決定されるので、評価期間中に証券が売却された場合当該ファンドが受領する価格よりも高額であったり低額であったりする場合がある。

当該ファンドの保有ポートフォリオは、市場相場を用いて計算される純資産額と償却原価法で計算される純資産額との間に乖離が存在するかどうかを決定するために管理会社の取締役会によってもしくはその指図に従って定期的に検討される。既存の受益者に重大な希薄化またはその他の不公正な結果が生じる可能性のある乖離が存在すると判定される場合には、管理会社またはその任命する代行会社は、各ファンドの各受益者の受益証券の一部の比例的買戻しによる各ファンドの発行済受益証券数の減少（この買戻しにより受益者に対しては何らの金額も支払われない。）、売買益もしくは損失を実現するための満期前のポートフォリオ証券の売却、またはポートフォリオの平均満期の短縮化、分配の停止、または入手可能な市場相場を用いた1口当り純資産価格の確定を含む、必要かつ適切とみなされる事後処理を採ることになる。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日（購入または売却の注文が実行される日）に会計処理される。投資取引に係る実現損益は、加重平均原価法に基づいて算出される。

受取利息は、発生利息に基づいて計上される。支払いが滞ったり支払いに問題があると投資運用会社が判断する場合には、トラストは収益を計上しない。

外貨換算

各ファンドの基準通貨以外の通貨建ての資産および負債ならびに証券の時価は、純資産計算書の日付現在の実勢為替レートで換算されている。各ファンドの基準通貨以外の通貨建ての収益および費用は、取引日現在の実勢為替レートで換算されている。

米ドル建ての結合財務書類の作成に関して、米ドル以外の通貨建ての各ファンドの計算書は、年度末現在の実勢為替レートで換算されている。

2014年7月31日現在、以下の為替レートが使用された。

1米ドル=1.07308豪ドル

1米ドル=0.74644ユーロ

為替相場の変動

前年度の為替を適用した期首現在の純資産額との差額は、純資産変動計算書に為替相場の変動として表示される。

純資産価格の計算方針

各ファンドの受益証券1口当り純資産価格は、日々の分配金宣言直後、毎取引日に決定される。1口当り純資産価格は、当該ファンドのすべての投資有価証券およびその他の資産の合計から当該ファンドの負債を控除した額を発行済受益証券の口数で除することにより決定される。

ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーは、ルクセンブルグ時間の午後6時時点に管理会社および保管受託銀行の事務所において各取引日に入手可能である、日々の1口当り純資産価格および各ファンドに関して宣言される1口当りの日々の分配金額を決定するために、管理会社によって任命されている。

注3－管理報酬および投資運用報酬

管理会社は、当該四半期中の各ファンドの日々の平均純資産額の年率0.01%の報酬を、各ファンドの資産から四半期毎に後払いで受領する権利を有する。

年率0.01%の報酬は、下記に示す料率に引下げられる。管理報酬の引下げは2008年12月29日から実施され、ファンドの7日間平均利回りが0.30%未満になった場合に、以下のように段階的な引下げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>管理報酬</u>
0.30%未満となった場合	0.008%
0.20%未満となった場合	0.006%
0.10%未満となった場合	0.004%
再度0.10%未満となった場合	0.002%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

管理報酬の引上げは2010年12月29日から実施され、レター・アグリーメントのアペンディックスに定義されるように、ファンドの7日間平均利回りが0.250%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>管理報酬</u>
0.250%超となった場合	0.002%
再度0.250%超となった場合	0.004%
0.350%超となった場合	0.006%
0.450%超となった場合	0.008%
0.525%超となった場合	0.010%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2014年7月31日現在、年率は、U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して0%および豪ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して0.010%であった。

各ファンドの投資運用会社は、当該四半期中のかかるファンドの日々の平均純資産額の年率0.15%の投資運用報酬を、当該ファンドの資産から四半期毎に後払いで受領する権利を有する。

年率0.15%の報酬は、下記に示す料率に引下げられる。投資運用報酬の引下げは2008年12月19日から実施され、ファンドの7日間平均利回りが0.30%未満になった場合に、以下のように段階的な引下げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>投資運用報酬</u>
0.30%未満となった場合	0.12%
0.20%未満となった場合	0.09%
0.10%未満となった場合	0.06%
再度0.10%未満となった場合	0.03%
再度0.10%未満となった場合	0.00%

投資運用報酬の引上げは2010年12月29日から実施され、レター・アグリーメントのアペンディックスに定義されるように、ファンドの7日間平均利回りが0.250%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>投資運用報酬</u>
0.250%超となった場合	0.03%
再度0.250%超となった場合	0.06%
0.350%超となった場合	0.09%
0.450%超となった場合	0.12%
0.525%超となった場合	0.15%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2014年7月31日現在、年率は、U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して0%および豪ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して0.15%であった。

注４－保管報酬および管理事務代行報酬

保管受託銀行および管理事務代行会社は、当該四半期中の各ファンドの日々の平均純資産額の年率0.070%以下の保管報酬および管理事務代行報酬を、各ファンドの資産から四半期末に後払いで受領する権利を有する。

年率0.070%の報酬は、下記に示す料率に引下げられる。保管報酬および管理事務代行報酬の引下げは2008年12月19日から実施され、ファンドの7日間平均利回りが0.30%未満になった場合に、以下のように段階的な引下げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>保管報酬および管理事務代行報酬</u>
0.30%未満となった場合	0.052%
0.20%未満となった場合	0.039%
0.10%未満となった場合	0.026%
再度0.10%未満となった場合	0.013%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

保管報酬および管理事務代行報酬の引上げは2010年12月29日から実施され、レター・アグリーメントのアペンディックスに定義されるように、ファンドの7日間平均利回りが0.250%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>保管報酬および管理事務代行報酬</u>
0.250%超となった場合	0.013%
再度0.250%超となった場合	0.026%
0.350%超となった場合	0.039%
0.450%超となった場合	0.052%
0.525%超となった場合	0.070%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2014年7月31日現在、年率は、U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して0%および豪ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して0.070%であった。

保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。）ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関の保管費用は、当該ファンドが負担する。

注５－代行協会員報酬

日本における代行協会員は、各ファンドの日々の平均純資産額の年率0.08%以下の報酬を受領する権利を有し、かかる報酬は四半期末毎に支払われる。

年率0.08%の報酬は、下記に示す料率に引下げられる。代行協会員報酬の引下げは2008年12月19日から実施され、ファンドの7日間平均利回りが0.30%未満になった場合に、以下のように段階的な引下げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>代行協会員報酬</u>
0.30%未満となった場合	0.064%
0.20%未満となった場合	0.048%
0.10%未満となった場合	0.032%
再度0.10%未満となった場合	0.016%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

代行協会員報酬の引上げは2010年12月29日から実施され、レター・アグリーメントのアペンディックスに定義されるように、ファンドの7日間平均利回りが0.250%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>代行協会員報酬</u>
0.250%超となった場合	0.016%
再度0.250%超となった場合	0.032%
0.350%超となった場合	0.048%
0.450%超となった場合	0.064%
0.525%超となった場合	0.080%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2014年7月31日現在、年率は、U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して0%および豪ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して0.080%であった。

注6－販売会社報酬

日本における各販売会社は、日本における当該販売会社によって販売された受益証券の当該四半期中のファンドの日々の平均純資産額の年率0.35%以下の報酬を、各ファンドの資産から四半期末毎に後払いで受領する権利を有する。

年率0.35%の報酬は、下記に示す料率に引下げられる。販売会社報酬の引下げは2008年12月10日から実施され、ファンドの7日間平均利回りが0.45%未満となった場合に、以下のように段階的な引下げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>販売会社報酬</u>
0.45%未満となった場合	0.30%
0.40%未満となった場合	0.25%
0.35%未満となった場合	0.20%
0.30%未満となった場合	0.16%
0.20%未満となった場合	0.12%
0.10%未満となった場合	0.08%
再度0.10%未満となった場合	0.04%
再度0.10%未満となった場合	0.00%

販売会社報酬の引上げは2010年12月29日から実施され、レター・アグリーメントのアペンディックスに定義されるように、ファンドの7日間平均利回りが0.25%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>販売会社報酬</u>
0.250%超となった場合	0.04%
再度0.250%超となった場合	0.08%
0.350%超となった場合	0.12%
0.450%超となった場合	0.16%
0.525%超となった場合	0.20%
再度0.525%超となった場合	0.25%
再度0.525%超となった場合	0.30%
0.575%超となった場合	0.35%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2014年7月31日現在、年率は、U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して0%および豪ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して0.35%であった。

注７－未払費用

ノムラ・グローバル・セレクト・トラストー

	U. S. ドル・ マネー・ マーケット・ ファンド	ユーロ・マネー・ マーケット・ ファンド (清算中)	豪ドル・マネー・ マーケット・ ファンド	結合
	(米ドル)	(ユーロ)	(豪ドル)	(米ドル)
投資運用報酬	0	0	13,223	12,322
代行協会員報酬・販売会社報酬	0	0	37,907	35,326
管理事務代行報酬	0	0	2,645	2,465
保管報酬	0	0	3,526	3,286
管理報酬	0	0	881	821
法務報酬	0	0	725	676
海外登録費用	230,132	4,164	5,134	240,496
専門家報酬	55,387	711	3,693	59,780
印刷費・公告費	1,099	0	100	1,192
年次税	12,474	0	1,174	13,568
清算人報酬	0	7,639	0	10,234
その他の費用	0	0	189	177
	<u>299,092</u>	<u>12,514</u>	<u>69,197</u>	<u>380,343</u>

注８－税金

トラストは、税制に関してルクセンブルグの法律を課される。ルクセンブルグの現行法規に従い、トラストは、純資産に対して年率0.01%の資本税を課され、四半期毎に計算し支払う。現在の法律によれば、トラストおよび受益者（ルクセンブルグに住所、登記された事務所または恒久的施設を保有しているか、または一定の状況下でかつて保有していた個人もしくは法人を除く。）はいずれも、ルクセンブルグの所得税、キャピタル・ゲイン税または源泉税もしくは相続税を課されない。トラストは、投資国において支払う源泉税控除後の有価証券投資収益を取得する。

注９－分配

管理会社の取締役会は、各ファンドの投資方針に記載された、受益証券１口当たり純資産価格の金額を維持するために必要な額の分配を日々行う予定である。

分配の結果、当該ファンドの純資産総額がルクセンブルグの法律に規定された投資信託の純資産の最低額のユーロ相当額を下回る場合には、分配を行うことができない。支払期日から５年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し当該ファンドに帰属する。

2014年７月31日に終了した年度中に、U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンド、ユーロ・マネー・マーケット・ファンド（清算中）および豪ドル・マネー・マーケット・ファンドは、それぞれ623,297米ドル、8,053ユーロおよび606,766豪ドルの分配金を支払った。

注10－取引費用

取引費用は、ブローカーへの手数料、地方税、譲渡税、証券取引所税、ならびに投資有価証券の売買に関連するその他の一切の経費および手数料であると定義される。スプレッドの適用によるものまたは投資有価証券の価格から直接差し引かれた取引費用については、当該取引費用から除外される。

投資対象証券または投資対象証券が取引される市場の性質により、2014年７月31日に終了した年度中に、投資有価証券の売買に関して、トラストが計上した取引費用はなかった。

③【投資有価証券明細表等】

ノムラ・グローバル・セレクト・トラストーU. S. ドル・マネー・マーケット・ファンド

投資有価証券明細表

2014年7月31日現在

(米ドル (USD) で表示)

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合 (%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券					
オーストラリア					
変動利付債					
USD	7,400,000	WESTPAC BANKING FRN 28/05/15	7,398,520	7,398,784	2.04
			7,398,520	7,398,784	2.04
		オーストラリア合計	7,398,520	7,398,784	2.04
シンガポール					
変動利付債					
USD	10,000,000	DBS BANK LTD FRN 14/04/15	9,997,976	9,998,580	2.77
USD	7,400,000	UNITED OVERSEAS BK FRN 17/06/15	7,400,000	7,400,000	2.04
			17,397,976	17,398,580	4.81
		シンガポール合計	17,397,976	17,398,580	4.81
		公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券合計	24,796,496	24,797,364	6.85
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券					
オーストラリア					
預金証書					
USD	8,000,000	MIZUHO BK SYDNEY CD 0% 17/10/14	7,995,097	7,995,895	2.21
USD	7,500,000	BANK TOKYO MITS AUST CD 0% 22/09/14	7,495,108	7,497,292	2.08
USD	7,500,000	BK TOKYO MITS UFJ AU CD 0% 03/10/14	7,495,472	7,496,721	2.07
USD	7,500,000	MIZUHO BK SYDNEY CD 0% 28/10/14	7,495,211	7,495,420	2.07
USD	7,000,000	MIZUHO BK SYDNEY CD 0% 07/08/14	6,995,441	6,999,703	1.93
USD	3,000,000	MIZUHO BK SYDNEY CD 0% 24/10/14	2,998,161	2,998,321	0.83
			40,474,490	40,483,352	11.19
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	8,000,000	CREDIT AGRICOLE CIB AUST CP 12/8/14	7,994,688	7,999,365	2.22
USD	8,000,000	CREDIT AGRICOLE CIB AUS CP 10/09/14	7,994,484	7,997,602	2.21
USD	8,000,000	CREDIT SUISSE SYDNEY CP 10/10/14	7,995,709	7,996,735	2.21
			23,984,881	23,993,702	6.64
		オーストラリア合計	64,459,371	64,477,054	17.83
ベルギー					
預金証書					
USD	7,500,000	BNP PARIBAS FORTIS CD 0% 10/10/14	7,495,594	7,496,648	2.07
			7,495,594	7,496,648	2.07
		ベルギー合計	7,495,594	7,496,648	2.07

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券（続き）					
フランス					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	7,500,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 25/09/14	7,495,786	7,497,481	2.07
USD	7,500,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 03/10/14	7,495,594	7,496,983	2.07
USD	7,000,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 01/08/14	6,995,575	7,000,000	1.94
			21,986,955	21,994,464	6.08
		フランス合計	21,986,955	21,994,464	6.08
香港					
預金証書					
USD	7,000,000	BNP PARIBAS HONG KONG CD 0% 18/8/14	6,995,846	6,999,257	1.93
			6,995,846	6,999,257	1.93
		香港合計	6,995,846	6,999,257	1.93
日本					
預金証書					
USD	7,500,000	商工組合中央金庫 CD 0.24% 18/08/14	7,500,000	7,500,000	2.07
			7,500,000	7,500,000	2.07
		日本合計	7,500,000	7,500,000	2.07
オランダ					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	7,500,000	BMW FINANCE NV CP 29/09/14	7,496,108	7,497,421	2.08
USD	7,000,000	ING BANK CP 12/08/14	6,996,424	6,999,572	1.93
			14,492,532	14,496,993	4.01
		オランダ合計	14,492,532	14,496,993	4.01
シンガポール					
預金証書					
USD	8,000,000	SUMITOMO MITSUI SING CD 0% 12/09/14	7,995,097	7,997,761	2.21
USD	7,000,000	SUMITOMO MITSUI SING CD 0% 02/09/14	6,995,709	6,998,508	1.93
			14,990,806	14,996,269	4.14
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	8,000,000	NATIXIS SINGAPORE CP 12/08/14	7,994,891	7,999,389	2.22
USD	7,000,000	NATIXIS SINGAPORE CP 10/09/14	6,995,531	6,998,057	1.93
USD	7,000,000	NATIXIS SINGAPORE CP 24/09/14	6,995,531	6,997,377	1.93
			21,985,953	21,994,823	6.08
		シンガポール合計	36,976,759	36,991,092	10.22

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券（続き）					
イギリス					
預金証書					
USD	8,000,000	SUMITOMO MIT BK EURO CD 0% 11/08/14	7,995,617	7,999,533	2.22
USD	7,500,000	NORINCHUKIN BANK LDN CD 0% 21/08/14	7,495,882	7,499,105	2.07
USD	7,500,000	NORINCHUKIN BANK LDN CD 0% 05/09/14	7,495,881	7,498,433	2.07
USD	7,500,000	CREDIT AGRICOLE LDN CD 0% 25/9/14	7,495,211	7,497,137	2.07
USD	7,500,000	MITSUB UFJ TR&BK LDN CD 0% 01/10/14	7,495,403	7,496,952	2.07
USD	7,500,000	SUMIT MITSUI TST BK CD 0% 07/10/14	7,495,594	7,496,791	2.07
USD	7,500,000	MITSUB UFJ TR&BK LDN CD 0% 07/10/14	7,495,020	7,496,373	2.07
USD	7,000,000	SUMIT MITSUI TST BK CD 0% 07/08/14	6,995,888	6,999,732	1.93
			59,964,496	59,984,056	16.57
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	3,500,000	MITSUBISHI CORP FINANCE CP 12/08/14	3,498,033	3,499,765	0.97
			3,498,033	3,499,765	0.97
確定利付債					
USD	3,500,000	MITSUBISHI CORP FIN 0.23% 11/09/14	3,500,000	3,500,000	0.97
			3,500,000	3,500,000	0.97
		イギリス合計	66,962,529	66,983,821	18.51
アメリカ合衆国					
預金証書					
USD	7,500,000	SHIZUOKA BK NY CD 0.23% 30/10/14	7,500,000	7,500,000	2.07
USD	7,500,000	CHIBA BANK LTD NY CD 0.24% 1/10/14	7,500,000	7,500,000	2.07
USD	7,500,000	SHIZUOKA BK NY CD 0.23% 15/10/14	7,500,000	7,500,000	2.07
USD	7,000,000	CHIBA BANK LTD NY CD 0.255% 08/9/14	7,000,000	7,000,000	1.93
USD	5,000,000	CHIBA BANK LTD NY CD 0.23% 19/08/14	5,000,000	5,000,000	1.38
USD	4,000,000	SHIZUOKA BK NY CD 0.23% 10/09/14	4,000,000	4,000,000	1.11
USD	3,000,000	SHIZUOKA BK NY CD 0.23% 30/09/14	3,000,000	3,000,000	0.83
			41,500,000	41,500,000	11.46
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	4,000,000	MITSUBISHI CORP FINANCE CP 25/09/14	3,997,752	3,998,656	1.11
			3,997,752	3,998,656	1.11
		アメリカ合衆国合計	45,497,752	45,498,656	12.57
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券合計			272,367,338	272,437,985	75.29

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
最近発行された譲渡性のある証券					
オーストラリア					
変動利付債					
USD	7,000,000	NAB LONDON FRN 19/02/15	7,000,000	7,000,000	1.94
			7,000,000	7,000,000	1.94
		オーストラリア合計	7,000,000	7,000,000	1.94
シンガポール					
変動利付債					
USD	7,000,000	DBS BANK LTD FRN 25/02/15	6,999,300	6,999,600	1.93
			6,999,300	6,999,600	1.93
		シンガポール合計	6,999,300	6,999,600	1.93
		最近発行された譲渡性のある証券合計	13,999,300	13,999,600	3.87
		投資有価証券合計	311,163,134	311,234,949	86.01

(1) 額面価額は証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・グローバル・セレクト・トラストーU. S. ドル・マネー・マーケット・ファンド

投資有価証券の業種別および地域別分布表

2014年7月31日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合（％）
オーストラリア	
金融	21.81
	21.81
ベルギー	
金融	2.07
	2.07
フランス	
金融	6.08
	6.08
香港	
金融	1.93
	1.93
日本	
金融	2.07
	2.07
オランダ	
金融	4.01
	4.01
シンガポール	
金融	16.96
	16.96
イギリス	
金融	18.51
	18.51
アメリカ合衆国	
金融	12.57
	12.57
投資合計	86.01

ノムラ・グローバル・セレクト・トラストー豪ドル・マネー・マーケット・ファンド

投資有価証券明細表

2014年7月31日現在

(豪ドル (AUD) で表示)

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合 (%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券					
シンガポール					
変動利付債					
AUD	1,000,000	DBS BANK LTD FRN 20/05/15	1,000,000	1,000,000	2.88
			1,000,000	1,000,000	2.88
		シンガポール合計	1,000,000	1,000,000	2.88
アメリカ合衆国					
確定利付債					
AUD	500,000	IBRD 5.75% 27/08/14	512,896	501,041	1.44
			512,896	501,041	1.44
		アメリカ合衆国合計	512,896	501,041	1.44
		公認の証券取引所への上場を認可された 譲渡性のある証券合計	1,512,896	1,501,041	4.32
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券					
オーストラリア					
預金証書					
AUD	1,000,000	BK TOKYO MITS UFJ AU CD 0% 02/09/14	992,951	997,626	2.87
AUD	1,000,000	MIZUHO BK SYDNEY CD 0 % 08/09/14	993,154	997,232	2.87
AUD	1,000,000	BK TOKYO MITS UFJ AU CD 0% 16/9/14	992,951	996,587	2.87
AUD	1,000,000	TORONTO DOM BK CD LN 0% 22/9/14	994,437	996,194	2.86
AUD	1,000,000	SUMITOMO MITSUI SYD CD 0% 24/09/14	993,122	995,963	2.86
AUD	1,000,000	SUMITOMO MITSUI SYD CD 0% 30/09/14	992,946	995,399	2.86
			5,959,561	5,979,001	17.19
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
AUD	1,500,000	CREDIT AGRICOLE CIB AUST CP 12/8/14	1,489,608	1,498,758	4.30
AUD	1,500,000	ING BANK SYDNEY CP 08/09/14	1,493,211	1,495,839	4.30
AUD	1,500,000	NAB CP 22/09/14	1,489,460	1,494,170	4.30
AUD	1,000,000	CREDIT SUISSE SYDNEY CP 26/08/14	995,211	998,099	2.87
AUD	1,000,000	ANZ BANKING CP 10/09/14	993,349	997,108	2.87
AUD	1,000,000	TOYOTA FINANCE AUST CP 24/09/14	993,221	995,977	2.86
AUD	1,000,000	CREDIT AGRICOLE CIB AUS CP 25/09/14	992,870	995,738	2.86
AUD	1,000,000	NAB CP 30/09/14	993,122	995,514	2.86
			9,440,052	9,471,203	27.22
変動利付債					
AUD	1,000,000	CBA FRN 08/07/15	1,000,000	1,000,000	2.88
			1,000,000	1,000,000	2.88
		オーストラリア合計	16,399,613	16,450,204	47.29

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券（続き）					
フランス					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
AUD	1,000,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 07/08/14	993,022	999,545	2.88
AUD	1,000,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 22/09/14	992,639	995,928	2.86
AUD	1,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 17/10/14	993,064	994,195	2.85
AUD	1,000,000	CAISSE DEPOTS ET CONS CP 29/12/14	985,791	988,663	2.84
			3,964,516	3,978,331	11.43
		フランス合計	3,964,516	3,978,331	11.43
香港					
預金証書					
AUD	1,000,000	BNP PARIBAS HONG KONG CD 0% 8/08/14	993,248	999,486	2.87
			993,248	999,486	2.87
		香港合計	993,248	999,486	2.87
シンガポール					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
AUD	1,000,000	NATIXIS SINGAPORE CP 08/09/14	995,194	997,101	2.87
AUD	1,000,000	NATIXIS SINGAPORE CP 01/10/14	992,920	995,306	2.86
			1,988,114	1,992,407	5.73
		シンガポール合計	1,988,114	1,992,407	5.73
イギリス					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
AUD	1,000,000	BP CAPITAL MARKETS PLC CP 01/08/14	997,723	1,000,000	2.88
			997,723	1,000,000	2.88
		イギリス合計	997,723	1,000,000	2.88
		他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券合計	24,343,214	24,420,428	70.20
最近発行された譲渡性のある証券					
オーストラリア					
変動利付債					
AUD	1,000,000	WESTPAC BANKING FRN 14/07/15	1,000,000	1,000,000	2.88
AUD	1,000,000	WESTPAC BANKING CORP FRN 28/05/15	1,000,000	1,000,000	2.88
			2,000,000	2,000,000	5.76
		オーストラリア合計	2,000,000	2,000,000	5.76
		最近発行された譲渡性のある証券合計	2,000,000	2,000,000	5.76
		投資有価証券合計	27,856,110	27,921,469	80.28

(1) 額面価額は証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・グローバル・セレクト・トラストー豪ドル・マネー・マーケット・ファンド

投資有価証券の業種別および地域別分布表

2014年7月31日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合（％）
オーストラリア	
金融	53.05
	53.05
フランス	
金融	11.43
	11.43
香港	
金融	2.87
	2.87
シンガポール	
金融	8.61
	8.61
イギリス	
金融	2.88
	2.88
アメリカ合衆国	
国際機関	1.44
	1.44
投資合計	80.28

[次へ](#)

NOMURA GLOBAL SELECT TRUST

Combined Statement of Net Assets
as of July 31, 2014

	Nomura Global Select Trust - U.S. Dollar Money Market Fund USD	Nomura Global Select Trust - Euro Money Market Fund (in liquidation) EUR	Nomura Global Select Trust - Australian Dollar Money Market Fund AUD	Combined USD
ASSETS				
Investments (Note 2)	311,234,949	0	27,921,469	337,254,939
Cash at banks	244,152	12,514	62,293	318,966
Term deposits	50,908,000	0	6,817,001	57,260,755
Accrued income	25,586	0	25,965	49,783
Interest on deposits	141	0	473	583
Formation expenses	0	0	25,365	23,638
Other assets	0	0	589	549
Total Assets	362,412,828	12,514	34,853,155	394,909,213
LIABILITIES				
Accrued expenses (Note 7)	299,092	12,514	69,197	380,343
Dividend payable to unitholders	89,127	0	4,389	93,216
Other liabilities	163,551	0	0	163,551
Total Liabilities	551,770	12,514	73,586	637,110
NET ASSETS	361,861,058	0	34,779,569	394,272,103
Number of units outstanding	36,186,105,809	0	3,477,956,858	
NET ASSET VALUE PER UNIT	0.01	--	0.01	

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NOMURA GLOBAL SELECT TRUST

Combined Statement of Operations
for the year ended July 31, 2014

	Nomura Global Select Trust - U.S. Dollar Money Market Fund USD	Nomura Global Select Trust - Euro Money Market Fund (in liquidation) EUR	Nomura Global Select Trust - Australian Dollar Money Market Fund AUD	Combined USD
INCOME				
Interest on bank accounts	74,674	265	186,712	249,025
Interest on bonds	176,677	3,666	132,047	304,643
Other income	27,321	17,132	293	50,546
Total Income	278,672	21,063	319,052	604,214
EXPENSES				
Investment Management fees (Note 3)	17,078	0	48,057	61,862
Agent Company fees and Distributor fees (Note 5, 6)	31,878	0	137,769	160,265
Administrative Agent fees (Note 4)	3,416	0	9,612	12,373
Depository fees (Note 4)	4,175	0	13,237	16,511
Interest paid on bank overdraft	173	0	0	173
Correspondent bank fees	20,014	0	5,566	25,201
Management Company fees (Note 3)	1,139	0	3,203	4,124
Legal fees	20,238	4,206	1,936	27,677
Overseas registration fees	0	0	6,921	6,450
Professional fees	34,409	14,387	11,303	64,216
Printing and publication fees	1,460	91	203	1,771
Subscription tax (Note 8)	34,490	732	3,297	38,543
Amortisation of formation expenses	0	0	6,717	6,260
Other expenses	269	880	1,611	2,949
Total Expenses	168,739	20,296	249,432	428,375

NET INVESTMENT INCOME	109,933	767	69,620	175,839
Net realised profit on investments	546,016	9,989	484,255	1,010,675
NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR	546,016	9,989	484,255	1,010,675
Change in net unrealised result on investments	(32,652)	(2,703)	52,891	13,016
NET UNREALISED PROFIT/(LOSS) FOR THE YEAR	(32,652)	(2,703)	52,891	13,016
INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	623,297	8,053	606,766	1,199,530

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NOMURA GLOBAL SELECT TRUST

Combined Statement of Changes in Net Assets
for the year ended July 31, 2014

	Nomura Global Select Trust - U.S. Dollar Money Market Fund USD	Nomura Global Select Trust - Euro Money Market Fund (in liquidation) EUR	Nomura Global Select Trust - Australian Dollar Money Market Fund AUD	Combined USD
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR	324,232,366	21,034,988	26,590,776	376,270,865
NET INVESTMENT INCOME	109,933	767	69,620	175,839
NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR	546,016	9,989	484,255	1,010,675
NET UNREALISED PROFIT/ (LOSS) FOR THE YEAR	(32,652)	(2,703)	52,891	13,016
INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	623,297	8,053	606,766	1,199,530
Proceeds from subscriptions of units	295,534,347	1,991,843	28,632,832	324,885,726
Payments for repurchase of units	(257,905,655)	(23,026,831)	(20,444,039)	(307,806,481)
NET PROCEEDS/(PAYMENTS) FOR UNIT TRANSACTIONS	37,628,692	(21,034,988)	8,188,793	17,079,245
Dividend paid to unitholders (Note 9)	(623,297)	(8,053)	(606,766)	(1,199,530)
Exchange movement				921,993
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	361,861,058	0	34,779,569	394,272,103

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NOMURA GLOBAL SELECT TRUST

Combined Statement of Changes in Units Outstanding
for the year ended July 31, 2014
(Unaudited)

	Nomura Global Select Trust - U.S. Dollar Money Market Fund	Nomura Global Select Trust - Euro Money Market Fund (in liquidation)	Nomura Global Select Trust - Australian Dollar Money Market Fund
Number of units outstanding at the beginning of the year	32,423,236,632	2,103,498,849	2,659,077,644
Number of units issued	29,553,434,673	199,184,332	2,863,283,116
Number of units repurchased	(25,790,565,496)	(2,302,683,181)	(2,044,403,902)
Number of units outstanding at the end of the year	36,186,105,809	0	3,477,956,858

Statistical Information
(Unaudited)

	Nomura Global Select Trust - U.S. Dollar Money Market Fund USD	Nomura Global Select Trust - Euro Money Market Fund (in liquidation) EUR	Nomura Global Select Trust - Australian Dollar Money Market Fund AUD
Net Assets as at July 31, 2014	361,861,058	0	34,779,569
Net Assets as at July 31, 2013	324,232,366	21,034,988	26,590,776
Net Assets as at July 31, 2012	300,055,270	21,185,733	--
Net Asset Value per unit as at July 31, 2014	0.01	--	0.01
Net Asset Value per unit as at July 31, 2013	0.01	0.01	0.01
Net Asset Value per unit as at July 31, 2012	0.01	0.01	--

[次へ](#)

NOMURA GLOBAL SELECT TRUST

**Notes to the Financial Statements
for the year ended July 31, 2014****Note 1 - Organisation***THE TRUST*

Nomura Global Select Trust (hereinafter referred to as the “Trust”), organised in and under the laws of the Grand-Duchy of Luxembourg as an open-ended umbrella mutual investment fund (fonds commun de placement à compartiments multiples), is an unincorporated co-proprietorship of securities and other assets (hereinafter referred to as “securities”), managed in the interest of its co-owners (hereinafter referred to as the “Unitholders”) by Global Funds Management S.A. (hereinafter referred to as the “Management Company”), a société anonyme incorporated under the laws of the Grand-Duchy of Luxembourg and having its registered office in the Grand-Duchy of Luxembourg. The assets of the Trust are segregated from those of the Management Company and from those of other investment funds managed by the Management Company.

The Trust may issue different classes of Units, the issue proceeds of which will be separately invested pursuant to investment policies fixed by the board of directors of the Management Company (the “Board of Directors”) for each class of Units. The different classes of Units and corresponding portfolios of investments will be hereafter referred to as the “Funds”.

The Trust qualifies as an undertaking for collective investment regulated by the provisions of part II of the Luxembourg law of December 17, 2010 on undertakings for collective investment, as amended (the “2010 Law”), as well as an alternative investment fund within the meaning of article 1(39) of the law of July 12, 2013 on alternative investment fund managers (the “2013 Law”).

The Trust has been established for an undetermined period. The Trust may be dissolved at any time by agreement between the Management Company and the Depositary.

THE FUNDS

At the date of this report, there are two existing Funds (individually known as a “Fund”) under the Trust. Nomura Global Select Trust - U.S. Dollar Money Market Fund and Nomura Global Select Trust - Australian Dollar Money Market Fund have also been created for an undetermined period.

The investment objective of the Funds is to seek a stable rate of income in line with money market rates while seeking preservation of capital and maintenance of liquidity. The Funds seek to achieve this objective through investment in a diversified portfolio comprising primarily of U.S. Dollars and AUD denominated money market instruments respectively of high credit quality and liquidity.

On February 7, 2014, the Board of Directors of the Management Company decided, with the approval of Nomura Bank (Luxembourg) S.A. acting as Depositary to Nomura Global Select Trust, to put Nomura Global Select Trust - Euro Money Market Fund into liquidation with effective date on March 19, 2014 (the date of the commencement of the liquidation). The Management Company had been entrusted with the liquidation and the establishment of a liquidation report. The Management Company issued an liquidation report including liquidation accounts of Nomura Global Select Trust - Euro Money Market Fund for the period from March 19, 2014 to September 1, 2014. The liquidation accounts consist of the Statements of Net Assets as at March 19, 2014 and September 1, 2014, the Statement of Operations and the Statement of Changes in Net Assets for the period from March 19, 2014 to September 1, 2014.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The Trust maintains the books and records of each individual Fund in its respective currency and prepares combined financial statements in U.S. Dollars.

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg regulations relating to investment funds, including the following significant accounting policies:

INVESTMENTS IN SECURITIES

Money market instruments and other instruments are valued based upon their amortised cost. This involves valuing an instrument at its cost and thereafter assuming a constant amortisation to maturity of any discount or premium, regardless of the impact of fluctuating interest rates on the market value of the instruments. While this method provides certainty in valuation, it may result in periods during which value, as determined by amortised cost, is higher or lower than the price the Funds would receive if they sold the instrument.

The Funds' portfolio holdings will be periodically reviewed by or under the direction of the Board of Directors of the Management Company to determine whether a deviation exists between the net asset value calculated using market quotations and that calculated on an amortised cost basis. In the event it is determined that a deviation exists which may result in material dilution or other unfair results to existing Unitholders, the Management Company, or its appointed agents, will take such corrective action as is regarded as necessary and appropriate, including the reduction of the number of outstanding units of each Fund by the proportionate repurchase of certain of the units of each Unitholder of each Fund (upon which repurchase no sum would be repayable to the Unitholder), the sale of portfolio instruments prior to maturity to realise capital gains or losses or shortening of average portfolio maturity, withholding dividends, or establishing a net asset value per unit by using available market quotations.

INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Investment transactions are accounted for on trade date (the date the order to buy or sell is executed). Realised profits or losses on investment transactions are calculated on a weighted-average cost basis.

Interest income is recorded on the basis of interest accrued. The Trust does not accrue income when payment is delinquent or when the Investment Advisor believes payment is questionable.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

The market value of securities as well as other assets and liabilities stated in currencies other than the reporting currency of the respective Funds have been translated at the exchange rates prevailing at the date of the statements of net assets. Income and expenses not denominated in the reporting currency of the respective Funds have been translated at the rate prevailing at the date of transaction.

For preparation of combined financial statements in U.S. Dollars, the statements of each Fund denominated in currencies other than U.S. Dollars have been translated at the exchange rates prevailing at year-end.

As at July 31, 2014, the following exchange rates were used:

1 USD = 1.07308 AUD

1 USD = 0.74644 EUR

EXCHANGE MOVEMENT

The variation of exchange rate from the previous year applied to the net asset value at the beginning of year is presented as exchange movement in the statement of changes in net assets.

NAV CALCULATION POLICY

The net asset value per unit of each Fund is determined on every Dealing Day immediately after the daily declaration of dividends. The net asset value per unit is determined by adding the value of all investments and other assets in the respective Fund, deducting its liabilities and by dividing the resulting amount by the number of units outstanding.

Nomura Bank (Luxembourg) S.A. has been appointed by the Management Company to determine the daily net asset value per unit and the amount of daily dividend per unit to be declared in respect of each Fund which will be available on each Dealing Day at the offices of the Management Company and the Depositary as of 6 p.m. Luxembourg time.

Note 3 - Management Company and Investment Management fees

The Management Company is entitled to a fee at an annual rate of 0.01% of the average of the daily net asset values of each Fund during the relevant quarter.

The annual rate of 0.01% shall be reduced to rates as shown below. The reduction of the Management Company fees is effective after December 29, 2008 where the average 7-day yield of a Fund falls below 0.30%, subject to further reductions as follows:

Average 7-day yield	Management Company fees
Falls below 0.30%	0.008%
Falls below 0.20%	0.006%
Falls below 0.10%	0.004%
Falls below 0.10% again	0.002%
Falls below 0.10% again	0.000%

An increase of the Management Company fees has been implemented since December 29, 2010 where the average 7-day yield of a Fund, as defined in the Appendix of the letter agreement, increases above 0.250%, subject to further increases as set forth in the Appendix of the letter agreement and in the table below:

Average 7-day yield	Management Company fees
Increase above 0.250%	0.002%
Increase above 0.250% again	0.004%
Increase above 0.350%	0.006%
Increase above 0.450%	0.008%
Increase above 0.525%	0.010%

Both reduction and increase process are applied in accordance with the conditions of the Fund.

As at July 31, 2014, the annual rate was 0% for the U.S. Dollar Money Market Fund and 0.010% for the Australian Dollar Money Market Fund.

The Investment Manager to each Fund is entitled to investment management fees payable quarterly, in arrears, out of the assets of the relevant Fund at an annual rate of 0.15% of the average of the daily Net Asset Values of such Fund during the relevant quarter.

The annual rate of 0.15% shall be reduced to rates as shown below. The reduction of the investment management fees is effective after December 19, 2008 where the average 7-day yield of a Fund falls below 0.30%, subject to further reductions as follows:

Average 7-day yield	Investment Management fees
Falls below 0.30%	0.12%
Falls below 0.20%	0.09%
Falls below 0.10%	0.06%
Falls below 0.10% again	0.03%
Falls below 0.10% again	0.00%

An increase of the investment management fees has been implemented since December 29, 2010 where the average 7-day yield of a Fund, as defined in the Appendix of the letter agreement, increases above 0.250%, subject to further increases as set forth in the Appendix of the letter agreement and in the table below:

Average 7-day yield	Investment Management fees
Increase above 0.250%	0.03%
Increase above 0.250% again	0.06%
Increase above 0.350%	0.09%
Increase above 0.450%	0.12%
Increase above 0.525%	0.15%

Both reduction and increase process are applied in accordance with the conditions of the Fund.

As at July 31, 2014, the annual rate was 0% for the U.S. Dollar Money Market Fund and 0.15% for the Australian Dollar Money Market Fund.

Note 4 - Depositary and Administrative Agent fees

The Depositary and Administrator is entitled to a Depositary and Administrative Agent fee payable out of the assets of each Fund at an annual rate of up to 0.070% of the average of the daily net asset values of each Fund during the relevant quarter.

The annual rate of 0.070% shall be reduced to rates as shown below. The reduction of the Depositary and Administrative Agent fees is effective after December 19, 2008 where the average 7-day yield of a Fund falls below 0.30%, subject to further reductions as follows:

Average 7-day yield	Depositary and Administrative Agent fees
Falls below 0.30%	0.052 %
Falls below 0.20%	0.039 %
Falls below 0.10%	0.026 %
Falls below 0.10% again	0.013 %
Falls below 0.10% again	0.000 %

An increase of the Depositary and Administrative Agent fees has been implemented since December 29, 2010 where the average 7-day yield of a Fund, as defined in the Appendix of the letter agreement, increases above 0.250%, subject to further increases as set forth in the Appendix of the letter agreement and in the table below:

Average 7-day yield	Depositary and Administrative Agent fees
Increase above 0.250%	0.013%
Increase above 0.250% again	0.026%
Increase above 0.350%	0.039%
Increase above 0.450%	0.052%

Increase above 0.525% 0.070%

Both reduction and increase process are applied in accordance with the conditions of the Fund.

As at July 31, 2014, the annual rate was 0% for the U.S. Dollar Money Market Fund and 0.070% for the Australian Dollar Money Market Fund.

Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, telex, cable and postage expenses) incurred by the Depositary, and any custody charges of banks and financial institutions to whom custody of assets of a Fund is entrusted, shall be borne by such Fund.

Note 5 - Agent Company fees

The Agent Company in Japan is entitled to a fee of up to 0.08% p.a. of the average daily net asset value of each Fund, to be paid quarterly.

The annual rate of 0.08% shall be reduced to rates as shown below. The reduction of the Agent Company fees is effective after December 19, 2008 where the average 7-day yield of a Fund falls below 0.30%, subject to further reductions as follows:

Average 7-day yield	Agent Company fees
Falls below 0.30%	0.064%
Falls below 0.20%	0.048%
Falls below 0.10%	0.032%
Falls below 0.10% again	0.016%
Falls below 0.10% again	0.000%

An increase of the Agent Company fees has been implemented since December 29, 2010 where the average 7-day yield of a Fund, as defined in the Appendix of the letter agreement, increases above 0.250%, subject to further increases as set forth in the Appendix of the letter agreement and in the table below:

Average 7-day yield	Agent Company fees
Increase above 0.250%	0.016%
Increase above 0.250% again	0.032%
Increase above 0.350%	0.048%
Increase above 0.450%	0.064%
Increase above 0.525%	0.080%

Both reduction and increase process are applied in accordance with the conditions of the Fund.

As at July 31, 2014, the annual rate was 0% for the U.S. Dollar Money Market Fund and 0.080% for the Australian Dollar Money Market Fund.

Note 6 - Distributor fees

Each of the Distributors in Japan is entitled to a fee payable quarterly, in arrears, out of the assets of each Fund, at an annual rate up to 0.35% of the average daily net assets during the relevant quarter attributable to the units sold by the relevant Distributor in Japan.

The annual rate of 0.35% shall be reduced to rates as shown below. The reduction of the Distributor fees is effective after December 10, 2008 where the average 7-day yield of a Fund falls below 0.45%, subject to further reductions as follows:

Average 7-day yield	Distributor fees
----------------------------	-------------------------

Falls below 0.45%	0.30%
Falls below 0.40%	0.25%
Falls below 0.35%	0.20%
Falls below 0.30%	0.16%
Falls below 0.20%	0.12%
Falls below 0.10%	0.08%
Falls below 0.10% again	0.04%
Falls below 0.10% again	0.00%

An increase of the Distributor fees has been implemented since December 29, 2010 where the average 7-day yield of a Fund, as defined in the Appendix of the letter agreement, increases above 0.25%, subject to further increases as set forth in the Appendix of the letter agreement and in the table below:

Average 7-day yield	Distributor fees
Increase above 0.250%	0.04%
Increase above 0.250% again	0.08%
Increase above 0.350%	0.12%
Increase above 0.450%	0.16%
Increase above 0.525%	0.20%
Increase above 0.525% again	0.25%
Increase above 0.525% again	0.30%
Increase above 0.575%	0.35%

Both reduction and increase processes are applied in accordance with the conditions of the Fund.

As at July 31, 2014, the annual rate was 0% for the U.S. Dollar Money Market Fund and 0.35% for the Australian Dollar Money Market Fund.

Note 7 - Accrued expenses

	Nomura Global Select Trust - U.S. Dollar Money Market Fund	Nomura Global Select Trust - Euro Money Market Fund (in liquidation)	Nomura Global Select Trust - Australian Dollar Money Market Fund	Combined
	USD	EUR	AUD	USD
Investment Management fees	0	0	13,223	12,322
Agent Company fees and Distributor fees	0	0	37,907	35,326
Administrative Agent fees	0	0	2,645	2,465
Depository fees	0	0	3,526	3,286
Management Company fees	0	0	881	821
Legal fees	0	0	725	676
Overseas registration fees	230,132	4,164	5,134	240,496
Professional fees	55,387	711	3,693	59,780
Printing and publication fees	1,099	0	100	1,192
Subscription tax	12,474	0	1,174	13,568
Liquidator fees	0	7,639	0	10,234
Other expenses	0	0	189	177
	<u>299,092</u>	<u>12,514</u>	<u>69,197</u>	<u>380,343</u>

Note 8 - Taxation

The Trust is subject to Luxembourg law in respect of its tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg, the Trust is subject to a capital tax on its net assets at an annual rate of 0.01% calculated and payable quarterly. Under present law neither the Trust nor the Unitholders (except persons or companies who have or, in certain limited circumstances, formerly had their residence, registered office or a permanent establishment in Luxembourg) are subject to any Luxembourg tax on income or capital gains nor to any Luxembourg withholding or estate tax. The Trust collects the income produced by the securities in its portfolio after deduction of any withholding tax in the relevant countries.

Note 9 - Distributions

It is the intention of the Board of Directors of the Management Company to proceed to a daily declaration of dividends in an amount necessary to maintain each Fund's net asset value per unit at the amount specified in its investment policy.

No distribution may be made as a result of which the total net assets of the respective Fund would fall below the equivalent in Euro of the minimum amount of the net assets of undertakings for collective investment, as required by Luxembourg law. Distributions not claimed within five years from their due date will lapse and will revert to the respective Fund.

During the year ended July 31, 2014, the U.S. Dollar Money Market Fund, Euro Money Market Fund (in liquidation) and Australian Dollar Money Market Fund paid dividends of USD 623,297; EUR 8,053 and AUD 606,766 respectively.

Note 10 - Transaction costs

Transaction costs are defined as any broker commission fees, local, transfer and stock exchanges taxes and any other charges and fees linked to the purchase and sale of investments. Transaction costs applied to a specific investment transaction through the use of spreads or directly deducted from the price of the investments are excluded from the transaction costs calculation.

The Trust did not record any transaction costs relating to the purchase or sale of its investments during the year ended July 31, 2014, due to the nature of its investments or the markets where these were traded.

NOMURA GLOBAL SELECT TRUST - U.S. DOLLAR MONEY MARKET FUND

Statement of Investments

as at July 31, 2014

(expressed in US Dollars)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING					
AUSTRALIA					
FLOATING RATE NOTE					
USD	7,400,000	WESTPAC BANKING FRN 28/05/15	7,398,520	7,398,784	2.04
			7,398,520	7,398,784	2.04
		Total AUSTRALIA	7,398,520	7,398,784	2.04
SINGAPORE					
FLOATING RATE NOTE					
USD	10,000,000	DBS BANK LTD FRN 14/04/15	9,997,976	9,998,580	2.77
USD	7,400,000	UNITED OVERSEAS BK FRN 17/06/15	7,400,000	7,400,000	2.04
			17,397,976	17,398,580	4.81
		Total SINGAPORE	17,397,976	17,398,580	4.81
		Total TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING	24,796,496	24,797,364	6.85
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET					
AUSTRALIA					
CERTIFICATE OF DEPOSIT					
USD	8,000,000	MIZUHO BK SYDNEY CD 0% 17/10/14	7,995,097	7,995,895	2.21
USD	7,500,000	BANK TOKYO MITS AUST CD 0% 22/09/14	7,495,108	7,497,292	2.08
USD	7,500,000	BK TOKYO MITS UFJ AU CD 0% 03/10/14	7,495,472	7,496,721	2.07
USD	7,500,000	MIZUHO BK SYDNEY CD 0% 28/10/14	7,495,211	7,495,420	2.07
USD	7,000,000	MIZUHO BK SYDNEY CD 0% 07/08/14	6,995,441	6,999,703	1.93
USD	3,000,000	MIZUHO BK SYDNEY CD 0% 24/10/14	2,998,161	2,998,321	0.83
			40,474,490	40,483,352	11.19
EURO COMMERCIAL PAPER					
USD	8,000,000	CREDIT AGRICOLE CIB AUST CP 12/8/14	7,994,688	7,999,365	2.22
USD	8,000,000	CREDIT AGRICOLE CIB AUS CP 10/09/14	7,994,484	7,997,602	2.21
USD	8,000,000	CREDIT SUISSE SYDNEY CP 10/10/14	7,995,709	7,996,735	2.21
			23,984,881	23,993,702	6.64
		Total AUSTRALIA	64,459,371	64,477,054	17.83
BELGIUM					
CERTIFICATE OF DEPOSIT					
USD	7,500,000	BNP PARIBAS FORTIS CD 0% 10/10/14	7,495,594	7,496,648	2.07
			7,495,594	7,496,648	2.07
		Total BELGIUM	7,495,594	7,496,648	2.07

Statement of Investments (continued)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET (CONTINUED)					
FRANCE					
EURO COMMERCIAL PAPER					
USD	7,500,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 25/09/14	7,495,786	7,497,481	2.07
USD	7,500,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 03/10/14	7,495,594	7,496,983	2.07
USD	7,000,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 01/08/14	6,995,575	7,000,000	1.94
			<u>21,986,955</u>	<u>21,994,464</u>	<u>6.08</u>
		Total FRANCE	<u>21,986,955</u>	<u>21,994,464</u>	<u>6.08</u>
HONG KONG					
CERTIFICATE OF DEPOSIT					
USD	7,000,000	BNP PARIBAS HONG KONG CD 0% 18/8/14	6,995,846	6,999,257	1.93
			<u>6,995,846</u>	<u>6,999,257</u>	<u>1.93</u>
		Total HONG KONG	<u>6,995,846</u>	<u>6,999,257</u>	<u>1.93</u>
JAPAN					
CERTIFICATE OF DEPOSIT					
USD	7,500,000	SHOKO CHUKIN BK CD 0.24% 18/08/14	7,500,000	7,500,000	2.07
			<u>7,500,000</u>	<u>7,500,000</u>	<u>2.07</u>
		Total JAPAN	<u>7,500,000</u>	<u>7,500,000</u>	<u>2.07</u>
NETHERLANDS					
EURO COMMERCIAL PAPER					
USD	7,500,000	BMW FINANCE NV CP 29/09/14	7,496,108	7,497,421	2.08
USD	7,000,000	ING BANK CP 12/08/14	6,996,424	6,999,572	1.93
			<u>14,492,532</u>	<u>14,496,993</u>	<u>4.01</u>
		Total NETHERLANDS	<u>14,492,532</u>	<u>14,496,993</u>	<u>4.01</u>
SINGAPORE					
CERTIFICATE OF DEPOSIT					
USD	8,000,000	SUMITOMO MITSUI SING CD 0% 12/09/14	7,995,097	7,997,761	2.21
USD	7,000,000	SUMITOMO MITSUI SING CD 0% 02/09/14	6,995,709	6,998,508	1.93
			<u>14,990,806</u>	<u>14,996,269</u>	<u>4.14</u>
EURO COMMERCIAL PAPER					
USD	8,000,000	NATIXIS SINGAPORE CP 12/08/14	7,994,891	7,999,389	2.22
USD	7,000,000	NATIXIS SINGAPORE CP 10/09/14	6,995,531	6,998,057	1.93
USD	7,000,000	NATIXIS SINGAPORE CP 24/09/14	6,995,531	6,997,377	1.93
			<u>21,985,953</u>	<u>21,994,823</u>	<u>6.08</u>
		Total SINGAPORE	<u>36,976,759</u>	<u>36,991,092</u>	<u>10.22</u>

Statement of Investments (continued)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET (CONTINUED)					
UNITED KINGDOM					
CERTIFICATE OF DEPOSIT					
USD	8,000,000	SUMITOMO MIT BK EURO CD 0% 11/08/14	7,995,617	7,999,533	2.22
USD	7,500,000	NORINCHUKIN BANK LDN CD 0% 21/08/14	7,495,882	7,499,105	2.07
USD	7,500,000	NORINCHUKIN BANK LDN CD 0% 05/09/14	7,495,881	7,498,433	2.07
USD	7,500,000	CREDIT AGRICOLE LDN CD 0% 25/9/14	7,495,211	7,497,137	2.07
USD	7,500,000	MITSUB UFJ TR&BK LDN CD 0% 01/10/14	7,495,403	7,496,952	2.07
USD	7,500,000	SUMIT MITSUI TST BK CD 0% 07/10/14	7,495,594	7,496,791	2.07
USD	7,500,000	MITSUB UFJ TR&BK LDN CD 0% 07/10/14	7,495,020	7,496,373	2.07
USD	7,000,000	SUMIT MITSUI TST BK CD 0% 07/08/14	6,995,888	6,999,732	1.93
			59,964,496	59,984,056	16.57
EURO COMMERCIAL PAPER					
USD	3,500,000	MITSUBISHI CORP FINANCE CP 12/08/14	3,498,033	3,499,765	0.97
			3,498,033	3,499,765	0.97
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	3,500,000	MITSUBISHI CORP FIN 0.23% 11/09/14	3,500,000	3,500,000	0.97
			3,500,000	3,500,000	0.97
Total UNITED KINGDOM			66,962,529	66,983,821	18.51
UNITED STATES OF AMERICA					
CERTIFICATE OF DEPOSIT					
USD	7,500,000	SHIZUOKA BK NY CD 0.23% 30/10/14	7,500,000	7,500,000	2.07
USD	7,500,000	CHIBA BANK LTD NY CD 0.24% 1/10/14	7,500,000	7,500,000	2.07
USD	7,500,000	SHIZUOKA BK NY CD 0.23% 15/10/14	7,500,000	7,500,000	2.07
USD	7,000,000	CHIBA BANK LTD NY CD 0.255% 08/9/14	7,000,000	7,000,000	1.93
USD	5,000,000	CHIBA BANK LTD NY CD 0.23% 19/08/14	5,000,000	5,000,000	1.38
USD	4,000,000	SHIZUOKA BK NY CD 0.23% 10/09/14	4,000,000	4,000,000	1.11
USD	3,000,000	SHIZUOKA BK NY CD 0.23% 30/09/14	3,000,000	3,000,000	0.83
			41,500,000	41,500,000	11.46
EURO COMMERCIAL PAPER					
USD	4,000,000	MITSUBISHI CORP FINANCE CP 25/09/14	3,997,752	3,998,656	1.11
			3,997,752	3,998,656	1.11
Total UNITED STATES OF AMERICA			45,497,752	45,498,656	12.57
Total TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET			272,367,338	272,437,985	75.29

Statement of Investments (continued)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
RECENTLY ISSUED TRANSFERABLE SECURITIES					
AUSTRALIA					
FLOATING RATE NOTE					
USD	7,000,000	NAB LONDON FRN 19/02/15	7,000,000	7,000,000	1.94
			7,000,000	7,000,000	1.94
		Total AUSTRALIA	7,000,000	7,000,000	1.94
SINGAPORE					
FLOATING RATE NOTE					
USD	7,000,000	DBS BANK LTD FRN 25/02/15	6,999,300	6,999,600	1.93
			6,999,300	6,999,600	1.93
		Total SINGAPORE	6,999,300	6,999,600	1.93
		Total RECENTLY ISSUED TRANSFERABLE SECURITIES	13,999,300	13,999,600	3.87
		Total Investments	311,163,134	311,234,949	86.01

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NOMURA GLOBAL SELECT TRUST - U.S. DOLLAR MONEY MARKET FUND

Economic and Geographical Division of Investments

as at July 31, 2014

Economic and Geographical Division	In % of Net Assets
AUSTRALIA	
Financials	21.81
	21.81
BELGIUM	
Financials	2.07
	2.07
FRANCE	
Financials	6.08
	6.08
HONG KONG	
Financials	1.93
	1.93
JAPAN	
Financials	2.07
	2.07
NETHERLANDS	
Financials	4.01
	4.01
SINGAPORE	
Financials	16.96
	16.96
UNITED KINGDOM	
Financials	18.51
	18.51
UNITED STATES OF AMERICA	
Financials	12.57
	12.57
Total Investments	86.01

NOMURA GLOBAL SELECT TRUST - AUSTRALIAN DOLLAR MONEY MARKET FUND

Statement of Investments

as at July 31, 2014

(expressed in Australian Dollar)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING					
SINGAPORE					
FLOATING RATE NOTE					
AUD	1,000,000	DBS BANK LTD FRN 20/05/15	1,000,000	1,000,000	2.88
			1,000,000	1,000,000	2.88
		Total SINGAPORE	1,000,000	1,000,000	2.88
UNITED STATES OF AMERICA					
STRAIGHT FIXED BOND					
AUD	500,000	IBRD 5.75% 27/08/14	512,896	501,041	1.44
			512,896	501,041	1.44
		Total UNITED STATES OF AMERICA	512,896	501,041	1.44
		Total TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING	1,512,896	1,501,041	4.32
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET					
AUSTRALIA					
CERTIFICATE OF DEPOSIT					
AUD	1,000,000	BK TOKYO MITS UFJ AU CD 0% 02/09/14	992,951	997,626	2.87
AUD	1,000,000	MIZUHO BK SYDNEY CD 0 % 08/09/14	993,154	997,232	2.87
AUD	1,000,000	BK TOKYO MITS UFJ AU CD 0% 16/9/14	992,951	996,587	2.87
AUD	1,000,000	TORONTO DOM BK CD LN 0% 22/9/14	994,437	996,194	2.86
AUD	1,000,000	SUMITOMO MITSUI SYD CD 0% 24/09/14	993,122	995,963	2.86
AUD	1,000,000	SUMITOMO MITSUI SYD CD 0% 30/09/14	992,946	995,399	2.86
			5,959,561	5,979,001	17.19
EURO COMMERCIAL PAPER					
AUD	1,500,000	CREDIT AGRICOLE CIB AUST CP 12/8/14	1,489,608	1,498,758	4.30
AUD	1,500,000	ING BANK SYDNEY CP 08/09/14	1,493,211	1,495,839	4.30
AUD	1,500,000	NAB CP 22/09/14	1,489,460	1,494,170	4.30
AUD	1,000,000	CREDIT SUISSE SYDNEY CP 26/08/14	995,211	998,099	2.87
AUD	1,000,000	ANZ BANKING CP 10/09/14	993,349	997,108	2.87
AUD	1,000,000	TOYOTA FINANCE AUST CP 24/09/14	993,221	995,977	2.86
AUD	1,000,000	CREDIT AGRICOLE CIB AUS CP 25/09/14	992,870	995,738	2.86
AUD	1,000,000	NAB CP 30/09/14	993,122	995,514	2.86
			9,440,052	9,471,203	27.22
FLOATING RATE NOTE					
AUD	1,000,000	CBA FRN 08/07/15	1,000,000	1,000,000	2.88
			1,000,000	1,000,000	2.88
		Total AUSTRALIA	16,399,613	16,450,204	47.29

Statement of Investments (continued)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET (CONTINUED)					
FRANCE					
EURO COMMERCIAL PAPER					
AUD	1,000,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 07/08/14	993,022	999,545	2.88
AUD	1,000,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 22/09/14	992,639	995,928	2.86
AUD	1,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 17/10/14	993,064	994,195	2.85
AUD	1,000,000	CAISSE DEPOTS ET CONS CP 29/12/14	985,791	988,663	2.84
			<u>3,964,516</u>	<u>3,978,331</u>	<u>11.43</u>
		Total FRANCE	<u>3,964,516</u>	<u>3,978,331</u>	<u>11.43</u>
HONG KONG					
CERTIFICATE OF DEPOSIT					
AUD	1,000,000	BNP PARIBAS HONG KONG CD 0% 8/08/14	993,248	999,486	2.87
			<u>993,248</u>	<u>999,486</u>	<u>2.87</u>
		Total HONG KONG	<u>993,248</u>	<u>999,486</u>	<u>2.87</u>
SINGAPORE					
EURO COMMERCIAL PAPER					
AUD	1,000,000	NATIXIS SINGAPORE CP 08/09/14	995,194	997,101	2.87
AUD	1,000,000	NATIXIS SINGAPORE CP 01/10/14	992,920	995,306	2.86
			<u>1,988,114</u>	<u>1,992,407</u>	<u>5.73</u>
		Total SINGAPORE	<u>1,988,114</u>	<u>1,992,407</u>	<u>5.73</u>
UNITED KINGDOM					
EURO COMMERCIAL PAPER					
AUD	1,000,000	BP CAPITAL MARKETS PLC CP 01/08/14	997,723	1,000,000	2.88
			<u>997,723</u>	<u>1,000,000</u>	<u>2.88</u>
		Total UNITED KINGDOM	<u>997,723</u>	<u>1,000,000</u>	<u>2.88</u>
		Total TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET	<u><u>24,343,214</u></u>	<u><u>24,420,428</u></u>	<u><u>70.20</u></u>

Statement of Investments (continued)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
RECENTLY ISSUED TRANSFERABLE SECURITIES					
AUSTRALIA					
FLOATING RATE NOTE					
AUD	1,000,000	WESTPAC BANKING FRN 14/07/15	1,000,000	1,000,000	2.88
AUD	1,000,000	WESTPAC BANKING CORP FRN 28/05/15	1,000,000	1,000,000	2.88
			<u>2,000,000</u>	<u>2,000,000</u>	<u>5.76</u>
		Total AUSTRALIA	<u>2,000,000</u>	<u>2,000,000</u>	<u>5.76</u>
		Total RECENTLY ISSUED TRANSFERABLE SECURITIES	<u>2,000,000</u>	<u>2,000,000</u>	<u>5.76</u>
		Total Investments	<u>27,856,110</u>	<u>27,921,469</u>	<u>80.28</u>

⁽¹⁾ *Nominal value is expressed in security original currency.*

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NOMURA GLOBAL SELECT TRUST - AUSTRALIAN DOLLAR MONEY MARKET FUND**Economic and Geographical Division of Investments****as at July 31, 2014**

Economic and Geographical Division	In % of Net Assets
AUSTRALIA	
Financials	53.05
	53.05
FRANCE	
Financials	11.43
	11.43
HONG KONG	
Financials	2.87
	2.87
SINGAPORE	
Financials	8.61
	8.61
UNITED KINGDOM	
Financials	2.88
	2.88
UNITED STATES OF AMERICA	
Supranationals	1.44
	1.44
Total Investments	80.28

（２）【2013年７月31日終了年度】

①【貸借対照表】

結合純資産計算書
2013年７月31日現在

ノムラ・グローバル・セレクト・トラストー

	U. S. ドル・マネー・ マーケット・ファンド		ユーロ・マネー・ マーケット・ファンド	
	(米ドル)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産				
投資有価証券（注２）	261,921,678	30,967,000	17,496,551	2,575,492
銀行預金	221,896	26,235	63,244	9,310
定期預金	62,816,000	7,426,736	3,587,000	528,006
未収収益	9,609	1,136	0	0
預金利息	314	37	12	2
設立費	0	0	0	0
資産合計	324,969,497	38,421,144	21,146,807	3,112,810
負債				
未払費用（注７）	460,541	54,450	73,928	10,882
受益者への未払分配金	80,241	9,487	3,002	442
その他の負債	196,349	23,214	34,889	5,136
負債合計	737,131	87,151	111,819	16,460
純資産	324,232,366	38,333,993	21,034,988	3,096,350
発行済受益証券数	32,423,236,632 口		2,103,498,849 口	
1口当り純資産価格	0.01米ドル	1.18円	0.01ユーロ	1.47円

添付の注記は当財務書類の一部である。

結合純資産計算書

(続き)

ノムラ・グローバル・セレクト・トラストー

豪ドル・マネー・
マーケット・ファンド

結合

	(豪ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
資産				
投資有価証券（注２）	20,696,912	2,084,386	303,915,873	35,931,974
銀行預金	39,102	3,938	341,255	40,347
定期預金	5,696,000	573,644	72,744,965	8,600,637
未収収益	187,239	18,857	179,678	21,243
預金利息	435	44	725	86
設立費	31,255	3,148	28,388	3,356
資産合計	26,650,943	2,684,016	377,210,884	44,597,643
負債				
未払費用（注７）	58,692	5,911	611,857	72,340
受益者への未払分配金	1,475	149	85,561	10,116
その他の負債	0	0	242,601	28,683
負債合計	60,167	6,059	940,019	111,138
純資産	26,590,776	2,677,957	376,270,865	44,486,504
発行済受益証券数	2,659,077,644 口			
１口当り純資産価格	0.01豪ドル	1.01円		

②【損益計算書】

結合運用計算書

2013年7月31日に終了した年度

ノムラ・グローバル・セレクト・トラストー

	U. S. ドル・マネー・ マーケット・ファンド		ユーロ・マネー・ マーケット・ファンド	
	(米ドル)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
収益				
預金利息	110,707	13,089	767	113
債券利息	140,336	16,592	15,429	2,271
その他の収益	18,788	2,221	2,460	362
収益合計	269,831	31,902	18,656	2,746
費用				
投資顧問報酬（注3）	129,460	15,306	0	0
代行協会員・販売会社報酬 （注5、6）	241,657	28,571	0	0
管理事務代行報酬（注4）	25,892	3,061	0	0
保管報酬（注4）	30,643	3,623	238	35
当座借越に係る支払利息	98	12	0	0
コルレス銀行報酬	34,750	4,108	1,891	278
管理報酬（注3）	8,631	1,020	0	0
法務報酬	21,504	2,542	1,985	292
海外登録費用	15,139	1,790	9,965	1,467
専門家報酬	59,014	6,977	0	0
現金支出費	0	0	613	90
印刷費・公告費	2,893	342	206	30
年次税（注8）	30,515	3,608	2,163	318
設立費の償却	0	0	0	0
その他の報酬	696	82	1,119	165
費用合計	600,892	71,043	18,180	2,676
純投資（損）益	(331,061)	(39,141)	476	70
投資有価証券実現純利益	798,229	94,375	17,669	2,601
当期実現純利益	798,229	94,375	17,669	2,601
投資有価証券未実現純損益の変動	(56,473)	(6,677)	(5,832)	(858)
当期末実現純（損）益	(56,473)	(6,677)	(5,832)	(858)
運用の結果による純資産の増加	410,695	48,556	12,313	1,812

添付の注記は当財務書類の一部である。

結合運用計算書

(続き)

ノムラ・グローバル・セレクト・トラストー

	豪ドル・マネー・ マーケット・ファンド		結合	
	(豪ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
収益				
預金利息	37,973	3,824	146,215	17,287
債券利息	119,387	12,023	269,229	31,831
その他の収益	0	0	22,049	2,607
収益合計	157,360	15,848	437,493	51,725
費用				
投資顧問報酬（注３）	9,185	925	137,803	16,292
代行協会員・販売会社報酬 （注５、６）	26,331	2,652	265,573	31,399
管理事務代行報酬（注４）	1,837	185	27,561	3,259
保管報酬（注４）	2,450	247	33,184	3,923
当座借越に係る支払利息	0	0	98	12
コルレス銀行報酬	2,078	209	39,144	4,628
管理報酬（注３）	612	62	9,187	1,086
法務報酬	500	50	24,590	2,907
海外登録費用	3,997	403	31,980	3,781
専門家報酬	913	92	59,843	7,075
現金支出費	0	0	813	96
印刷費・公告費	44	4	3,206	379
年次税（注８）	832	84	34,138	4,036
設立費の償却	1,745	176	1,585	187
その他の報酬	294	30	2,446	289
費用合計	50,818	5,118	671,151	79,350
純投資（損）益	106,542	10,730	(233,658)	(27,625)
投資有価証券実現純利益	11,444	1,153	832,047	98,373
当期実現純利益	11,444	1,153	832,047	98,373
投資有価証券未実現純損益の変動	12,468	1,256	(52,880)	(6,252)
当期末実現純（損）益	12,468	1,256	(52,880)	(6,252)
運用の結果による純資産の増加	130,454	13,138	545,509	64,496

ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト

財務書類に対する注記

2013年7月31日に終了した年度

注1－組織

トラスト

ルクセンブルグ大公国の法律に基づいてオープン・エンドのアンブレラ型の共有持分型投資信託（*fonds commun de placement*）としてルクセンブルグにおいて設定されたノムラ・グローバル・セレクト・トラスト（「トラスト」）は、証券およびその他の資産（以下「証券」という。）からなる非法人形態の共有体であり、ルクセンブルグの法律に基づいて1991年7月8日に設立されルクセンブルグに登録上の事務所を有するグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「管理会社」）によって、その共有者（「受益者」）の利益のために管理運用される。トラストの資産は、管理会社の資産および管理会社によって管理運用されるその他の投資信託の資産から分別されている。トラストの存続期間は無期限である。

トラストは、ルクセンブルグにおいて設定され、ルクセンブルグ大公国の投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）のパートIIの下で適格性を有している。

ファンド

2013年7月31日現在、当トラストには以下の三つのサブ・ファンド（個々を「ファンド」という。）が存在する。ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト－U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンド、ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト－ユーロ・マネー・マーケット・ファンドおよびノムラ・グローバル・セレクト・トラスト－豪ドル・マネー・マーケット・ファンドが、存続期間が無期限で設定されている。

ファンドの投資目的は、元本の確保と流動性の維持を図りつつ、市場金利に沿った安定した収益を追求することである。ファンドは、主に高い信用度と流動性を有するそれぞれ米ドル建て、ユーロ建ておよび豪ドル建ての短期金融商品に分散して投資することにより、この投資目的の達成を目指す。

注2－重要な会計方針

トラストは、当該通貨で各ファンドの会計帳簿を記帳し、米ドルで結合財務書類を作成している。

財務書類は、ルクセンブルグの投資信託に関する規則に準拠し、以下の重要な会計方針を含んで作成される。

投資有価証券

短期金融商品およびその他の金融証券は、償却原価法に基づいて評価される。この評価方法は、証券を取得原価で評価し、その後証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引額またはプレミアム分を満期に至るまで均等額で償却することを前提としている。この方法は評価の確実性を提供する一方、償却原価法で決定されるので、評価期間中に証券が売却された場合当該ファンドが受領する価格よりも高額であったり低額であったりする場合がある。当該ファンドの保有ポートフォリオは、市場相場を用いて計算される純資産額と償却原価法で計算される純資産額との間に乖離が存在するか否かを決定するために管理会社の取締役会によってもしくはその指図に従って定期的に検討される。既存の受益者に重大な希薄化またはその他の不公正な結果が生じる可能性のある乖離が存在すると判定される場合には、管理会社またはその任命する代行会社は、各ファンドの各受益者の受益証券の一部の比例的買戻しによる各ファンドの発行済受益証券数の減少（この買戻しにより受益者に対しては何らの金額も支払われない。）、売買取益もしくは損失を実現するための満期前のポートフォリオ証券の売却、またはポートフォリオの平均満期の短縮化、分配の停止、または入手可能な市場相場を用いた1口当り純資産価格の確定を含む、必要かつ適切とみなされる事後処理を採ることになる。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日（購入または売却の注文が実行される日）に会計処理される。投資取引に係る実現損益は、加重平均原価法に基づいて算出される。

受取利息は、発生利息に基づいて計上される。支払いが滞ったり支払いに問題があると投資顧問会社が判断する場合には、トラストは収益を計上しない。

外貨換算

各ファンドの基準通貨以外の通貨建ての資産および負債ならびに証券の時価は、純資産計算書の日付現在の実勢為替レートで換算されている。各ファンドの基準通貨以外の通貨建ての収益および費用は、取引日現在の実勢為替レートで換算されている。

米ドル建ての結合財務書類の作成に関して、米ドル以外の通貨建ての各ファンドの計算書は、年度末現在の実勢為替レートで換算されている。

2013年7月31日現在、以下の為替レートが使用された。

1米ドル＝0.754318ユーロ

1米ドル＝1.100958豪ドル

為替相場の変動

前年度の為替を適用した期首現在の純資産額との差額は、純資産変動計算書に為替相場の変動として表示される。

純資産価格の計算方針

各ファンドの受益証券1口当り純資産価格は、日々の分配金宣言直後、毎取引日に決定される。1口当り純資産価格は、当該ファンドのすべての投資有価証券およびその他の資産の合計から当該ファンドの負債を控除した額を発行済受益証券の口数で除することにより決定される。

ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーは、ルクセンブルグ時間の午後6時時点に管理会社および保管受託銀行の事務所において各取引日に入手可能である、日々の1口当り純資産価格および各ファンドに関して宣言される1口当りの日々の分配金額を決定するために、管理会社によって任命されている。

注3－管理報酬および投資顧問報酬

管理会社は、当該四半期中の各ファンドの日々の平均純資産額の年率0.01%の報酬を、各ファンドの資産から四半期毎に後払いで受領する権利を有する。

年率0.01%の報酬は、下記に示す料率に引下げられる。管理報酬の引下げは2008年12月29日から実施され、ファンドの7日間平均利回りが0.30%未満になった場合に、以下のように段階的な引下げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>管理報酬</u>
0.30%未満となった場合	0.008%
0.20%未満となった場合	0.006%
0.10%未満となった場合	0.004%
再度0.10%未満となった場合	0.002%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

管理報酬の引上げは2010年12月29日から実施され、レター・アグリーメントのアペンディックスに定義されるように、ファンドの7日間平均利回りが0.250%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>管理報酬</u>
0.250%超となった場合	0.002%
再度0.250%超となった場合	0.004%
0.350%超となった場合	0.006%
0.450%超となった場合	0.008%
0.525%超となった場合	0.010%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2013年7月31日現在、年率は、U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して0.002%、ユーロ・マネー・マーケット・ファンドに関して0%および豪ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して0.010%であった。

投資顧問会社は、当該四半期中の各ファンドの日々の平均純資産額の年率0.15%の投資顧問報酬を、各ファンドの資産から四半期毎に後払いで受領する権利を有する。

年率0.15%の報酬は、下記に示す料率に引下げられる。投資顧問報酬の引下げは2008年12月19日から実施され、ファンドの7日間平均利回りが0.30%未満になった場合に、以下のように段階的な引下げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>投資顧問報酬</u>
0.30%未満となった場合	0.12%
0.20%未満となった場合	0.09%
0.10%未満となった場合	0.06%
再度0.10%未満となった場合	0.03%
再度0.10%未満となった場合	0.00%

投資顧問報酬の引上げは2010年12月29日から実施され、レター・アグリーメントのアペンディックスに定義されるように、ファンドの7日間平均利回りが0.250%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>投資顧問報酬</u>
0.250%超となった場合	0.03%
再度0.250%超となった場合	0.06%
0.350%超となった場合	0.09%
0.450%超となった場合	0.12%
0.525%超となった場合	0.15%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2013年7月31日現在、年率は、U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して0.03%、ユーロ・マネー・マーケット・ファンドに関して0%および豪ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して0.15%であった。

注4－保管報酬および管理事務代行報酬

保管受託銀行および管理事務代行会社は、当該四半期中の各ファンドの日々の平均純資産額の年率0.070%以下の保管報酬および管理事務代行報酬を、各ファンドの資産から四半期毎に後払いで受領する権利を有する。

年率0.070%の報酬は、下記に示す料率に引下げられる。保管報酬および管理事務代行報酬の引下げは2008年12月19日から実施され、ファンドの7日間平均利回りが0.30%未満になった場合に、以下のように段階的な引下げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>保管報酬および管理事務代行報酬</u>
0.30%未満となった場合	0.052%
0.20%未満となった場合	0.039%
0.10%未満となった場合	0.026%
再度0.10%未満となった場合	0.013%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

保管報酬および管理事務代行報酬の引上げは2010年12月29日から実施され、レター・アグリーメントのアペンディックスに定義されるように、ファンドの7日間平均利回りが0.250%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>保管報酬および管理事務代行報酬</u>
0.250%超となった場合	0.013%
再度0.250%超となった場合	0.026%
0.350%超となった場合	0.039%
0.450%超となった場合	0.052%
0.525%超となった場合	0.070%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2013年7月31日現在、年率は、U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して0.013%、ユーロ・マネー・マーケット・ファンドに関して0%および豪ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して0.070%であった。

保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。）ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関の保管費用は、当該ファンドが負担する。

注5－代行協会員報酬

日本における代行協会員は、各ファンドの日々の平均純資産額の年率0.08%以下の報酬を受領する権利を有し、かかる報酬は四半期末毎に支払われる。

年率0.08%の報酬は、下記に示す料率に引下げられる。代行協会員報酬の引下げは2008年12月19日から実施され、ファンドの7日間平均利回りが0.30%未満になった場合に、以下のように段階的な引下げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>代行協会員報酬</u>
0.30%未満となった場合	0.064%
0.20%未満となった場合	0.048%
0.10%未満となった場合	0.032%
再度0.10%未満となった場合	0.016%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

代行協会員報酬の引上げは2010年12月29日から実施され、レター・アグリーメントのアペンディックスに定義されるように、ファンドの7日間平均利回りが0.250%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>代行協会員報酬</u>
0.250%超となった場合	0.016%
再度0.250%超となった場合	0.032%
0.350%超となった場合	0.048%
0.450%超となった場合	0.064%
0.525%超となった場合	0.080%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2013年7月31日現在、年率は、U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して0.016%、ユーロ・マネー・マーケット・ファンドに関して0%および豪ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して0.080%であった。

注6－販売会社報酬

日本における各販売会社は、日本における当該販売会社によって販売された受益証券の当該四半期中のファンドの日々の平均純資産額の年率0.35%以下の報酬を、各ファンドの資産から四半期末毎に後払いで受領する権利を有する。

年率0.35%の報酬は、下記に示す料率に引下げられる。販売会社報酬の引下げは2008年12月10日から実施され、ファンドの7日間平均利回りが0.45%未満になった場合に、以下のように段階的な引下げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>販売会社報酬</u>
0.45%未満となった場合	0.30%
0.40%未満となった場合	0.25%
0.35%未満となった場合	0.20%
0.30%未満となった場合	0.16%
0.20%未満となった場合	0.12%
0.10%未満となった場合	0.08%
再度0.10%未満となった場合	0.04%
再度0.10%未満となった場合	0.00%

販売会社報酬の引上げは2010年12月29日から実施され、レター・アグリーメントのアペンディックスに定義されるように、ファンドの7日間平均利回りが0.25%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われている。

7日間平均利回り	販売会社報酬
0.250%超となった場合	0.04%
再度0.250%超となった場合	0.08%
0.350%超となった場合	0.12%
0.450%超となった場合	0.16%
0.525%超となった場合	0.20%
再度0.525%超となった場合	0.25%
再度0.525%超となった場合	0.30%
0.575%超となった場合	0.35%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2013年7月31日現在、年率は、U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して0.04%、ユーロ・マネー・マーケット・ファンドに関して0%および豪ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して0.35%であった。

注7－未払費用

	ノムラ・グローバル・セレクト・トラストー			結合
	U. S. ドル・ マネー・ マーケット・ ファンド	ユーロ・マネー・ マーケット・ ファンド	豪ドル・マネー・ マーケット・ ファンド	
	(米ドル)	(ユーロ)	(豪ドル)	(米ドル)
投資顧問報酬	23,354	0	9,185	31,697
代行協会員・販売会社報酬	43,595	0	26,330	67,511
管理事務・名義書換事務代行報酬	4,671	0	1,837	6,340
保管報酬	5,450	0	2,450	7,675
コルレス銀行報酬	27,081	8,611	1,505	39,864
法務報酬	0	1,120	500	1,939
管理報酬	1,557	0	612	2,113
海外登録費用	299,503	51,386	3,997	371,256
専門家報酬	42,000	11,540	913	58,127
印刷費・公告費	2,710	254	44	3,086
設立費の償却	0	0	10,193	9,258
年次税	10,620	784	832	12,415
その他の報酬	0	233	294	576
	460,541	73,928	58,692	611,857

注8－税金

トラストは、税制に関してルクセンブルグの法律を課される。ルクセンブルグの現行法規に従い、トラストは、純資産に対して年率0.01%の資本税を課され、四半期毎に計算し支払う。現在の法律によれば、トラストおよび受益者（ルクセンブルグに住所、登記された事務所または恒久的施設を保有しているか、または一定の状況下でかつて保有していた個人もしくは法人を除く。）はいずれも、ルクセンブルグの所得税、キャピタル・ゲイン税または源泉税もしくは相続税を課されない。トラストは、投資国において支払う源泉税控除後の有価証券投資収益を取得する。

注9－分配

管理会社の取締役会は、各ファンドの投資方針に記載された、受益証券1口当たり純資産価格の金額を維持するために必要な額の分配を日々行う予定である。

分配の結果、当該ファンドの純資産総額がルクセンブルグの法律に規定された投資信託の純資産の最低額のユーロ相当額を下回る場合には、分配を行うことができない。支払期日から５年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し当該ファンドに帰属する。

2013年7月31日に終了した年度中に、U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンド、ユーロ・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドは、それぞれ410,695米ドル、12,313ユーロおよび130,454豪ドルの分配金を支払った。

注10－後発事象

管理会社の取締役会は、ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト－ユーロ・マネー・マーケット・ファンドの受益者に対して、（i）既存契約に基づく自動購入および（ii）分配金の再投資を除いて、2013年11月19日以降の受益証券の発行停止を決定したことを、2013年11月18日付で知らせた。

[次へ](#)

NOMURA GLOBAL SELECT TRUST

Combined Statement of Net Assets
as of July 31, 2013

	<i>Nomura Global Select Trust - U.S. Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Global Select Trust - Euro Money Market Fund</i>	<i>Nomura Global Select Trust - Australian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Combined</i>
	<i>USD</i>	<i>EUR</i>	<i>AUD</i>	<i>USD</i>
ASSETS				
Investment (Note 2)	261,921,678	17,496,551	20,696,912	303,915,873
Cash at banks	221,896	63,244	39,102	341,255
Term deposits	62,816,000	3,587,000	5,696,000	72,744,965
Accrued income	9,609	0	187,239	179,678
Interest on deposits	314	12	435	725
Formation expenses	0	0	31,255	28,388
Total Assets	324,969,497	21,146,807	26,650,943	377,210,884
LIABILITIES				
Accrued expenses (Note 7)	460,541	73,928	58,692	611,857
Dividend payable to unitholders	80,241	3,002	1,475	85,561
Other liabilities	196,349	34,889	0	242,601
Total Liabilities	737,131	111,819	60,167	940,019
NET ASSETS	324,232,366	21,034,988	26,590,776	376,270,865
Number of units outstanding	32,423,236,632	2,103,498,849	2,659,077,644	
NET ASSET VALUE PER UNIT	0.01	0.01	0.01	

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NOMURA GLOBAL SELECT TRUST

**Combined Statement of Operations
for the year ended July 31, 2013**

	<i>Nomura Global Select Trust - U.S. Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Global Select Trust - Euro Money Market Fund</i>	<i>Nomura Global Select Trust - Australian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Combined</i>
	<i>USD</i>	<i>EUR</i>	<i>AUD</i>	<i>USD</i>
INCOME				
Interest on bank accounts	110,707	767	37,973	146,215
Interest on bonds	140,336	15,429	119,387	269,229
Other income	18,788	2,460	0	22,049
Total Income	269,831	18,656	157,360	437,493
EXPENSES				
Advisory fees (Note 3)	129,460	0	9,185	137,803
Agent Company and Distributor fees (Notes 5, 6)	241,657	0	26,331	265,573
Administrative Agent fees (Note 4)	25,892	0	1,837	27,561
Custodian fees (Note 4)	30,643	238	2,450	33,184
Interest paid on bank overdraft	98	0	0	98
Correspondent bank fees	34,750	1,891	2,078	39,144
Management Company fees (Note 3)	8,631	0	612	9,187
Legal fees	21,504	1,985	500	24,590
Overseas registration fees	15,139	9,965	3,997	31,980
Professional fees	59,014	0	913	59,843
Out-of-pocket expenses	0	613	0	813
Printing and publication fees	2,893	206	44	3,206
Subscription tax (Note 8)	30,515	2,163	832	34,138
Amortisation of formation expenses	0	0	1,745	1,585
Other fees	696	1,119	294	2,446
Total Expenses	600,892	18,180	50,818	671,151

NET INVESTMENT INCOME/ (LOSS)	(331,061)	476	106,542	(233,658)
Net realised profit on investments	798,229	17,669	11,444	832,047
NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR	798,229	17,669	11,444	832,047
Change in net unrealised result on investments	(56,473)	(5,832)	12,468	(52,880)
NET UNREALISED PROFIT/ (LOSS) FOR THE YEAR	(56,473)	(5,832)	12,468	(52,880)
INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	410,695	12,313	130,454	545,509

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

[次へ](#)

NOMURA GLOBAL SELECT TRUST

**Notes to the Financial Statements
for the year ended July 31, 2013****Note 1 - Organisation***THE TRUST*

Nomura Global Select Trust (the “Trust”), organised in and under the laws of the Grand-Duchy of Luxembourg as an open-ended mutual investment umbrella fund (*fonds commun de placement*), is an unincorporated co-proprietorship of securities and other assets (hereinafter referred to as “securities”), managed in the interest of its co-owners (the “Unitholders”) by Global Funds Management S.A. (the “Management Company”), a company incorporated on July 8, 1991 under the laws of Luxembourg and having its registered office in Luxembourg. The assets of the Trust are separated from those of the Management Company and from those of other investment funds managed by the Management Company. The Trust has been established for an undetermined period.

The Trust is organised in Luxembourg and qualifies under Part II of the law of December 17, 2010 on undertakings for collective investment of the Grand-Duchy of Luxembourg, as amended.

THE FUNDS

As of July 31, 2013, there exist three sub-funds (individually known as a “Fund”) under the Trust. Nomura Global Select Trust - U.S. Dollar Money Market Fund, Nomura Global Select Trust - Euro Money Market Fund and Nomura Global Select Trust - Australian Dollar Money Market Fund are established for an undetermined period.

The investment objective of the Funds is to seek a stable rate of income in line with money market rates while seeking preservation of capital and maintenance of liquidity. The Funds seek to achieve this objective through investment in a diversified portfolio comprising primarily of U.S. Dollars, Euro and AUD denominated money market instruments respectively of high credit quality and liquidity.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The Trust maintains the books and records of each individual Fund in its respective currency and prepares combined financial statements in U.S. Dollars.

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg regulations relating to investment funds, including the following significant accounting policies:

INVESTMENTS IN SECURITIES

Money market instruments and other instruments are valued based upon their amortised cost. This involves valuing an instrument at its cost and thereafter assuming a constant amortisation to maturity of any discount or premium, regardless of the impact of fluctuating interest rates on the market value of the instruments. While this method provides certainty in valuation, it may result in periods during which value, as determined by amortised cost, is higher or lower than the price the Funds would receive if it sold the instrument. The Funds' portfolio holdings will be periodically reviewed by or under the direction of the Board of Directors of the Management Company to determine whether a deviation exists between the net asset value calculated using market quotations and that calculated on an amortised cost basis. In the event it is determined that a deviation exists which may result in material dilution or other unfair results to existing Unitholders, the Management Company, or its appointed agents, will take such corrective action as is regarded as necessary and appropriate, including the reduction of the number of outstanding units of each Fund by the proportionate repurchase of certain of the units of each Unitholder of each Fund (upon which repurchase no sum would be repayable to the Unitholder), the sale of portfolio instruments prior to maturity to realise capital gains or losses or shortening of average portfolio maturity, withholding dividends, or establishing a net asset value per unit by using available market quotations.

INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Investment transactions are accounted for on trade date (the date the order to buy or sell is executed). Realised profits or losses on investment transactions are calculated on a weighted-average cost basis.

Interest income is recorded on the basis of interest accrued. The Trust does not accrue income when payment is delinquent or when the Investment Advisor believes payment is questionable.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

The market value of securities as well as other assets and liabilities stated in currencies other than the reporting currency of the respective Funds have been translated at the exchange rates prevailing at the date of the statements of net assets. Income and expenses not denominated in the reporting currency of the respective Funds have been translated at the rate prevailing at the date of transaction.

For preparation of combined financial statements in U.S. Dollars, the statements of each Fund denominated in currencies other than U.S. Dollars have been translated at the exchange rates prevailing at year-end.

As at July 31, 2013, the following exchange rates were used:

1 USD = 0.754318 EUR

1 USD = 1.100958 AUD

EXCHANGE MOVEMENT

The variation of exchange rate from the previous year applied to the net asset value at the beginning of year is presented as exchange movement in the statement of changes in net assets.

NAV CALCULATION POLICY

The net asset value per unit of each Fund is determined on every Dealing Day immediately after the daily declaration of dividends. The net asset value per unit is determined by adding the value of all investments and other assets in the respective Fund, deducting its liabilities and by dividing the resulting amount by the number of units outstanding.

Nomura Bank (Luxembourg) S.A. has been appointed by the Management Company to determine the daily net asset value per unit and the amount of daily dividend per unit to be declared in respect of each Fund which will be available on each Dealing Day at the offices of the Management Company and the Custodian as of 6 p.m. Luxembourg time.

Note 3 - Management Company and Advisory fees

The Management Company is entitled to a fee at an annual rate of 0.01% of the average of the daily net asset values of each Fund during the relevant quarter.

The annual rate of 0.01% shall be reduced to rates as shown below. The reduction of the Management Company fees is effective after December 29, 2008 where the average 7-day yield of a Fund falls below 0.30%, subject to further reductions as follows:

Average 7-day yield	Management Company fees
Falls below 0.30%	0.008%
Falls below 0.20%	0.006%
Falls below 0.10%	0.004%
Falls below 0.10% again	0.002%
Falls below 0.10% again	0.000%

An increase of the Management Company fees has been implemented since December 29, 2010 where the average 7-day yield of a Fund, as defined in the Appendix of the letter agreement, increases above 0.250%, subject to further increases as set forth in the Appendix of the letter agreement and in the table below:

Average 7-day yield	Management Company fees
Increase above 0.250%	0.002%
Increase above 0.250% again	0.004%
Increase above 0.350%	0.006%
Increase above 0.450%	0.008%
Increase above 0.525%	0.010%

Both reduction and increase process are applied in accordance with the conditions of the Fund.

As at July 31, 2013, the annual rate was 0.002% for the U.S. Dollar Money Market Fund, 0% for the Euro Money Market Fund and 0.010% for the Australian Dollar Money Market Fund.

The Investment Adviser is entitled to an Advisory fee payable out of the assets of each Fund at an annual rate of 0.15% of the average of the daily net asset values of each Fund during the relevant quarter.

The annual rate of 0.15% shall be reduced to rates as shown below. The reduction of the Advisory fees is effective after December 19, 2008 where the average 7-day yield of a Fund falls below 0.30%, subject to further reductions as follows:

Average 7-day yield	Advisory fees
Falls below 0.30%	0.12%
Falls below 0.20%	0.09%
Falls below 0.10%	0.06%
Falls below 0.10% again	0.03%
Falls below 0.10% again	0.00%

An increase of the Advisory fees has been implemented since December 29, 2010 where the average 7-day yield of a Fund, as defined in the Appendix of the letter agreement, increases above 0.250%, subject to further increases as set forth in the Appendix of the letter agreement and in the table below:

Average 7-day yield	Advisory fees
Increase above 0.250%	0.03%
Increase above 0.250% again	0.06%
Increase above 0.350%	0.09%
Increase above 0.450%	0.12%
Increase above 0.525%	0.15%

Both reduction and increase process are applied in accordance with the conditions of the Fund.

As at July 31, 2013, the annual rate was 0.03% for the U.S. Dollar Money Market Fund, 0% for the Euro Money Market Fund and 0.15% for the Australian Dollar Money Market Fund.

Note 4 - Custodian and Administrative Agent fees

The Custodian and Administrator is entitled to a Custodian and Administrative Agent fee payable out of the assets of each Fund at an annual rate of up to 0.070% of the average of the daily net asset values of each Fund during the relevant quarter.

The annual rate of 0.070% shall be reduced to rates as shown below. The reduction of the Custodian and Administrative Agent fees is effective after December 19, 2008 where the average 7-day yield of a Fund falls below 0.30%, subject to further reductions as follows:

Average 7-day yield	Custodian and Administrative Agent fees
Falls below 0.30%	0.052%
Falls below 0.20%	0.039%
Falls below 0.10%	0.026%
Falls below 0.10% again	0.013%
Falls below 0.10% again	0.000%

An increase of the Custodian and Administrative Agent fees has been implemented since December 29, 2010 where the average 7-day yield of a Fund, as defined in the Appendix of the letter agreement, increases above 0.250%, subject to further increases as set forth in the Appendix of the letter agreement and in the table below:

Average 7-day yield	Custodian and Administrative Agent fees
Increase above 0.250%	0.013%
Increase above 0.250% again	0.026%
Increase above 0.350%	0.039%
Increase above 0.450%	0.052%
Increase above 0.525%	0.070%

Both reduction and increase process are applied in accordance with the conditions of the Fund.

As at July 31, 2013, the annual rate was 0.013% for the U.S. Dollar Money Market Fund, 0% for the Euro Money Market Fund and 0.070% for the Australian Dollar Money Market Fund.

Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, telex, cable and postage expenses) incurred by the Custodian, and any custody charges of banks and financial institutions to whom custody of assets of a Fund is entrusted, shall be borne by such Fund.

Note 5 - Agent Company fees

The Agent Company in Japan is entitled to a fee of up to 0.08% p.a. of the average daily net asset value of each Fund, to be paid quarterly.

The annual rate of 0.08% shall be reduced to rates as shown below. The reduction of the Agent Company fees is effective after December 19, 2008 where the average 7-day yield of a Fund falls below 0.30%, subject to further reductions as follows:

Average 7-day yield	Agent Company fees
Falls below 0.30%	0.064%
Falls below 0.20%	0.048%
Falls below 0.10%	0.032%
Falls below 0.10% again	0.016%
Falls below 0.10% again	0.000%

An increase of the Agent Company fees has been implemented since December 29, 2010 where the average 7-day yield of a Fund, as defined in the Appendix of the letter agreement, increases above 0.250%, subject to further increases as set forth in the Appendix of the letter agreement and in the table below:

Average 7-day yield	Agent Company fees
Increase above 0.250%	0.016%
Increase above 0.250% again	0.032%
Increase above 0.350%	0.048%
Increase above 0.450%	0.064%
Increase above 0.525%	0.080%

Both reduction and increase process are applied in accordance with the conditions of the Fund.

As at July 31, 2013, the annual rate was 0.016% for the U.S. Dollar Money Market Fund, 0% for the Euro Money Market Fund and 0.080% for the Australian Dollar Money Market Fund.

Note 6 - Distributor fees

Each of the Distributors in Japan is entitled to a fee payable quarterly, in arrears, out of the assets of each Fund, at an annual rate up to 0.35% of the average daily net assets during the relevant quarter attributable to the units sold by the relevant Distributor in Japan.

The annual rate of 0.35% shall be reduced to rates as shown below. The reduction of the Distributor fees is effective after December 10, 2008 where the average 7-day yield of a Fund falls below 0.45%, subject to further reductions as follows:

Average 7-day yield	Distributor fees
Falls below 0.45%	0.30%
Falls below 0.40%	0.25%
Falls below 0.35%	0.20%
Falls below 0.30%	0.16%
Falls below 0.20%	0.12%
Falls below 0.10%	0.08%
Falls below 0.10% again	0.04%
Falls below 0.10% again	0.00%

An increase of the Distributor fees has been implemented since December 29, 2010 where the average 7-day yield of a Fund, as defined in the Appendix of the letter agreement, increases above 0.25%, subject to further increases as set forth in the Appendix of the letter agreement and in the table below:

Average 7-day yield	Distributor fees
Increase above 0.250%	0.04%
Increase above 0.250% again	0.08%
Increase above 0.350%	0.12%
Increase above 0.450%	0.16%
Increase above 0.525%	0.20%
Increase above 0.525% again	0.25%
Increase above 0.525% again	0.30%
Increase above 0.575%	0.35%

Both reduction and increase processes are applied in accordance with the conditions of the Fund.

As at July 31, 2013, the annual rate was 0.04% for the U.S. Dollar Money Market Fund and 0% for the Euro Money Market Fund and 0.35% for the Australian Dollar Money Market Fund.

Note 7 - Accrued Expenses

	<i>Nomura Global Select Trust - U.S. Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Global Select Trust - Euro Money Market Fund</i>	<i>Nomura Global Select Trust - Australian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Combined</i>
	<i>USD</i>	<i>EUR</i>	<i>AUD</i>	<i>USD</i>
Advisory fees	23,354	0	9,185	31,697
Agent Company and Distributor fees	43,595	0	26,330	67,511
Administrative and Transfer Agent fees	4,671	0	1,837	6,340
Custodian fees	5,450	0	2,450	7,675
Correspondent bank fees	27,081	8,611	1,505	39,864
Legal fees	0	1,120	500	1,939
Management Company fees	1,557	0	612	2,113
Overseas registration fees	299,503	51,386	3,997	371,256
Professional fees	42,000	11,540	913	58,127
Printing and publication fees	2,710	254	44	3,086
Amortisation of formation expenses	0	0	10,193	9,258
Subscription tax	10,620	784	832	12,415
Other fees	0	233	294	576
	<u>460,541</u>	<u>73,928</u>	<u>58,692</u>	<u>611,857</u>

Note 8 - Taxation

The Trust is subject to Luxembourg law in respect of its tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg, the Trust is subject to a capital tax on its net assets at an annual rate of 0.01% calculated and payable quarterly. Under present law neither the Trust nor the Unitholders (except persons or companies who have or, in certain limited circumstances, formerly had their residence, registered office or a permanent establishment in Luxembourg) are subject to any Luxembourg tax on income or capital gains nor to any Luxembourg withholding or estate tax. The Trust collects the income produced by the securities in its portfolio after deduction of any withholding tax in the relevant countries.

Note 9 - Distributions

It is the intention of the Board of Directors of the Management Company to proceed to a daily declaration of dividends in an amount necessary to maintain each Fund's net asset value per unit at the amount specified in its investment policy.

No distribution may be made as a result of which the total net assets of the respective Fund would fall below the equivalent in Euro of the minimum amount of the net assets of undertakings for collective investment, as required

by Luxembourg law. Distributions not claimed within five years from their due date will lapse and will revert to the respective Fund.

During the year ended July 31, 2013, the U.S. Dollar Money Market Fund, Euro Money Market Fund and Australian Dollar Money Market Fund paid dividends of USD 410,695; EUR 12,313 and AUD 130,454 respectively.

Note 10 - Subsequent event

Reference is made to the Announcement to uniholders of Nomura Global Select Trust – Euro Money Market Fund issued on November 18, 2013, whereby the board of directors of the Management Company informed the Fund unitholders of its decision to suspend the issue of units as from November 19, 2013 with the exception of (i) automatic subscriptions based on existing agreements and (ii) the reinvestment of dividends.

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンド

(2014年11月末日現在)

	米ドル	千円 (IV、Vを除く)
I. 資産総額	377,862,147	44,674,642
II. 負債総額	518,936	61,354
III. 純資産総額 (I－II)	377,343,212	44,613,288
IV. 発行済口数	37,734,321,154口	
V. 1口当り純資産価格 (III／IV)	0.01	1.18円

豪ドル・マネー・マーケット・ファンド

(2014年11月末日現在)

	豪ドル	千円 (IV、Vを除く)
I. 資産総額	34,719,608	3,496,612
II. 負債総額	36,717	3,698
III. 純資産総額 (I－II)	34,682,891	3,492,914
IV. 発行済口数	3,468,289,077口	
V. 1口当り純資産価格 (III／IV)	0.01	1.01円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）ファンド証券の名義書換

ファンド記名式証券の名義書換機関は次のとおりです。

取扱機関 ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売会社または販売取扱会社に委託している場合、その販売会社または販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は徴収されません。

（ロ）受益者集会

受益者集会は開催されません。

（ハ）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社は米国人をはじめその他のいかなる者によるファンド証券の取得も制限することができます。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

払込済資本金は375,000ユーロ（約5,520万円）で、2014年11月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ（約368万円）の記名株式15株を発行済です。

最近5年間ににおける資本の額の増減はありません。

(2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役で構成される取締役会（以下「取締役会」といいます。）が管理会社を運営します。取締役は管理会社の株主であることを要しません。取締役は年次株主総会において株主によって選任され、その任期は、次の年次株主総会終了時までであり、後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まりますが、株主総会の決議により理由の如何を問わずいつでも解任されることがあります。取締役は再選任されることがあります。

死亡、退職その他の事由により取締役に欠員を生じた場合には、残余の取締役は、合議により次の株主総会までの欠員を補充するための人員を多数決により選任することができます。

いかなる会合においても、決議の議決権数が可否同数のときは、議長が、決定投票権を有します。

取締役会は、取締役の互選により会長1名を選任し、さらに、副会長1名ないし数名を選任することができます。取締役会は、さらに、秘書役1名（取締役であることを要しません。）を選任し、取締役会および株主総会の議事録を保管する責に任ずることができます。取締役会は、会長または取締役2名の招集により、招集通知に指定された場所で開催されます。

取締役会長は、すべての株主総会および取締役会の議長を務めるものとします。会長不在の場合は、株主総会および取締役会においては他の取締役を、また株主総会においては、当該株主総会の出席者の多数決でその他の者を、暫定的議長として選任することができます。

取締役会は、随時管理会社の業務運営および経営に必要であると考えられるジェネラル・マネジャー1名、ジェネラル・マネジャー補佐、または他の役員を含む管理会社の役員を随時任命することができます。より詳細に述べると、2013年法第7条の要件に従い、取締役会は、管理会社の業務を効率的に行うために少なくとも2名の役員（「授權された業務遂行役員」）を任命します。当該任命は、取締役会によりいつでも取り消すことができます。授權された業務遂行役員は管理会社の取締役または株主であることを要しません。授權された業務遂行役員は、管理会社の定款に別段の規定がある場合を除き、取締役会により付与された権限を有し、義務を負うものとします。

取締役会の書面による招集通知は、緊急の場合を除き、遅くとも開催時の24時間前に取締役全員に送付されます。緊急の場合を除いて、招集通知に当該緊急事態の内容を記載します。かかる通知は、口頭による同意もしくは書面、ケーブル、電報、テレックス、ファックスまたはその他の証明可能な電子的手段により各取締役の同意が得られた場合には、省略することができます。取締役会の決議により予め採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はありません。

取締役は、取締役会において、代理権を証明することのできる書面、電子メール、ケーブル、電報、テレックス、ファックスまたは、その他の電子的手段により、他の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができます。取締役は、当該取締役であることを確認できる電話会議またはテレビ会議により、取締役会に出席することができます。当該手段は、当該取締役会の審議が中断されることなく接続された状態であり、取締役会への有効な参加を確保する技術上の特性を満たすものとします。当該通信手段により離れた場所で開催される当該会議は、管理会社の登記上の事務所で開催されたものとみなされるものとします。

取締役会は、少なくとも取締役の半数が出席または代理の他の取締役が代理出席した場合のみ、取締役会において適法に審議または行為することができます。

決議は、出席または代理出席している取締役の議決権の多数決で行われます。

当該取締役であることを確認できるビデオ会議またはその他の通信手段により取締役会に出席する取締役は、定足数および多数決の計算において出席したものとみなされるものとします。

全取締役の合意により、全取締役が参加している電話会議は、本項のその他の規定に基づき有効な会議であるとみなされるものとします。

取締役会は、ルクセンブルグ国内外で開催することができます。

前述の規定にかかわらず、取締役会の決議は、書面により行うことができ、これは、決議事項が記載され、各取締役が署名した1件の書類とするかまたは数件の書類とすることができます。かかる決議の日付は、最後の署名の日とします。これらすべてが議事録を形成し、決議の証拠となります。

投資運用会社は管理会社に投資顧問・運用業務を提供し、その職務の遂行にあたっては常に管理会社の取締役会の指図に従います。

(3) 役員および従業員の状況

(2014年11月末日現在)

氏名	管理会社役職名	その他の兼職
増田真一	取締役会長	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー、デピュティ・ジェネラル・マネジャー
中野隆幸	取締役	野村證券株式会社 商品企画部 課長
ジャンフランソワ・カプラス (Jean- François Caprasse)	取締役兼 コンダクティング・ オフィサー	—
アラン・フレデリック・クラ チェット (Alan Frederick Crutchett)	取締役	—
アーンスト・アンド・ヤング・ ソシエテ・アノニム (Ernst & Young Société Anonyme)	監査役	ルクセンブルグの公認会計士事務所

(注) 2014年11月末日現在、管理会社の従業員は6名です。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社（その単独株主はノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー）は1991年7月8日付公正証書（1991年8月16日に「メモリアル」に公告）によりルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立されました。管理会社の定款（2014年2月14日付で改訂済）は、ルクセンブルグの郡裁判所の書記課（同課にて、閲覧および写しの入手が可能）に預託されています。管理会社は期間を無期限として設立されました。その登記上の事務所および本店は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟です。管理会社は、商業登記簿を登録第B37 359号としてルクセンブルグ地方裁判所に登録しています。

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

- ・ルクセンブルグの、およびA I FMDで言うところのA I Fに関し、2013年法第5条第2項及び同法別紙Iに基づき、A I Fの資産に関する運用、管理、販売及びその他の業務を行うこと。
- ・2010年法 第125－2条に従い、ルクセンブルグで設立され、A I FMDで言うところのA I Fとしての資格を有する契約型投資信託、変動資本を有する投資法人および固定資本を有する投資法人に関する管理会社としての役割の遂行。

なお、管理会社は、(a) 顧客ごとのポートフォリオの一任運用、(b) 投資助言、(c) 投資信託の受益証券の保管および管理または(d) 2013年法第5条第4項に企図される金融商品に関する注文の受理および送信のサービスを提供しません。管理会社はまた、自らが業務（所在地および管理支援サービスを含みます。）を行うA I Fの子会社に対して上記の運用、管理および販売業務を行うこともできます。

管理会社は、業務の無償提供および／または支店開設を通じ、ルクセンブルグ国外において許可を受けた活動を行うこともできます。

管理会社は、2010年法および2013年法の定める範囲内であれば、これらにより認められる最大限の範囲まで、その目的の達成に直接もしくは間接的に関連し、ならびに／またはこれに有益および／もしくは必要とみなされるあらゆることを実行することができます。管理会社は、2013年法に従うA I F Mとして認可されています。

管理会社は、ファンドのために投資および再投資業務をノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドに委託しており、またトラスト資産の保管業務およびその他の管理業務を保管受託銀行、登録・名義書換事務・支払、管理事務および発行会社代理人であるノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーに委託しています。

管理会社は、2014年11月末日現在、以下の投資信託の受益証券の管理・運用を行っており、管理投資信託財産額は約2.2兆円です。

なお、以下の投資信託はすべて、契約型オープン・エンド型です。また純資産総額は、別段の記載がない限り、2014年11月末日現在の数値です。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	MMF	2	4,596,776,878.83米ドル
		1	279,180,026.57ユーロ
		2	3,063,979,940.55豪ドル
		1	119,297,095.65カナダ・ドル
		1	680,516,424.05ニュージーランド・ドル
		1	65,702,868.66英ポンド
ルクセンブルグ	その他	19	1,984,317,660.05米ドル
		7	69,143,673.96ユーロ
		13	550,797,729,042円
		9	912,549,301.88豪ドル
		4	51,036,816.83カナダ・ドル
		5	354,425,711.29ニュージーランド・ドル
		3	22,541,967.19英ポンド
ケイマン	その他	20	1,130,665,438.16米ドル
		1	313,500,997.27南アフリカ・ランド
		1	19,590,287.18ユーロ
		29	42,645,832,029円
		7	856,520,198.07豪ドル
		3	248,595,912.22ニュージーランド・ドル
合計		129	

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c. 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されています。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2014年11月28日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝147.20円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【貸借対照表】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2014年３月31日現在

（ユーロで表示）

	注記	2014年 3 月31日		2013年 3 月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
固定資産					
金融固定資産					
－固定資産として保有の証券	3	－	－	710,111	104,528
流動資産					
債権					
－ 1 年以内期限到来未収債権		432,756	63,702	364,956	53,722
銀行預金、郵便小切手口座現金、小切手 および手許現金	12	7,788,467	1,146,462	5,609,156	825,668
		8,221,223	1,210,164	5,974,112	879,389
前払金		29,489	4,341	－	－
資産合計		8,250,712	1,214,505	6,684,223	983,918
負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	4	375,000	55,200	375,000	55,200
準備金					
－法定準備金	5	37,500	5,520	37,500	5,520
－その他の準備金	5	1,290,000	189,888	1,435,000	211,232
繰越利益	5	3,899,759	574,045	2,620,869	385,792
当期利益	5	1,196,177	176,077	1,133,890	166,909
		6,798,436	1,000,730	5,602,259	824,653
引当金					
納税引当金	6	1,222,740	179,987	1,055,121	155,314
その他の引当金	11	－	－	3,047	449
		1,222,740	179,987	1,058,168	155,762
非劣後債					
税金および社会保障費		23,235	3,420	－	－
1 年以内支払期限到来その他の債務	7	206,301	30,368	23,796	3,503
		229,536	33,788	23,796	3,503
負債合計		8,250,712	1,214,505	6,684,223	983,918

添付の注記は当財務書類の一部である。

(2) 【損益計算書】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2014年3月31日に終了した年度

(ユーロで表示)

	注記	2014年3月31日に 終了した年度		2013年3月31日に 終了した年度	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
費用					
その他の対外費用		242,513	35,698	333,462	49,086
人件費					
－給料・賃金	10	757,768	111,543	－	－
－給料・賃金に係る社会保障費	10	67,087	9,875	－	－
その他の営業費用		10,417	1,533	－	－
利息およびその他の財務費用					
－関連企業に係るもの	8	－	－	32,322	4,758
所得税	6	167,619	24,674	160,036	23,557
当期利益		1,196,177	176,077	1,133,890	166,909
費用合計		2,441,581	359,401	1,659,710	244,309
収益					
純売上高	1	2,275,971	335,023	1,563,440	230,138
その他の営業収益	3	88,860	13,080	70,821	10,425
金融固定資産からの収益	9	48,163	7,090	25,449	3,746
その他の利息およびその他の財務収益					
－関連企業からの受領	8、12	28,587	4,208	－	－
収益合計		2,441,581	359,401	1,659,710	244,309

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

財務書類に対する注記

2014年3月31日に終了した年度

注1－一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（「Société Anonyme」）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登記上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社（AIFM）としての認可を2014年2月14日付で得ている。

当社は、当社が子会社としてその一部である最大の組織を形成する野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8011 日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記の段落で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルの連結財務書類に含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2－重要な会計方針の要約

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、またルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に従って作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針は、以下のように要約される。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロ（EUR）で記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨建の取引はすべて、取引日の実勢為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在で有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期の損益計算書に計上される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算した評価額、または貸借対照表日現在の実勢為替レートにより算定された評価額のうち資産については低価な方、負債については高価な方を用いて、それぞれ別個に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

純売上高

純売上高は、管理運用するファンドから受領する管理報酬を表す。純売上高は、発生主義に基づいて計上される。

固定資産として保有される証券

固定資産として保有される証券は、取引日の取得価額で計上される。年度末現在で固定資産として保有される証券は、取得価額かまたは時価のいずれか低価な方を用いて個別に評価される。

評価調整は、関連資産から直接控除される。

固定資産として保有される証券の売却実現損益は、平均原価法で算定される。

未収債権

未収債権は、額面価額で計上される。回収の可能性が低くなった場合には、評価調整が課される。評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には、当該評価調整は継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実もしくはその可能性が高いが、その金額もしくは発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

非劣後債

当該負債科目には、次期事業年度中に支払われるが今期事業年度に関連する費用が含まれている。

配当金および受取利息

配当金は、配当落日に計上される。受取利息は、発生主義に基づいて計上される。

先渡為替契約

先渡契約は、特定の金融商品を将来の特定の日に購入または売却する契約上の合意である。先渡契約は、店頭市場で取引されるカスタマイズされた契約である。

為替契約の公正価値は、類似の満期およびリスク特性を有する契約に適用される現時点の為替レートを参照して計算される。

当社の外貨ポジションをヘッジする目的で、当社は先渡為替契約を締結する。当該契約は、当社によって開始され、市場相場で締結される。貸借対照表または簿外ポジションをヘッジするために締結される取引から生じる利益および損失は、ヘッジ取引に伴う損益と同様に損益計算書に計上される。

注３－固定資産として保有される証券

固定資産として保有される証券の増減は、以下のように要約される。

投資信託の受益証券への投資 (ユーロ)	
取得価額	
期首現在	798,971
期中取得額	—
期中処分額	(798,971)
期末現在	—
評価調整	
期首現在累積評価調整	(88,860)
期末現在評価調整 ⁽¹⁾	88,860
期末現在累積評価調整	—
期末現在純評価額	—
期末現在市場価格	—

⁽¹⁾ 当該金額は、損益計算書の「その他の営業収益」に計上されている。

2014年３月31日に終了した年度中、固定資産として保有される証券は、投資信託の受益証券への投資により構成されていた。固定資産として保有されるすべての証券は、当年度中に全額処分された。

注４－払込済資本金

2014年３月31日および2013年３月31日現在、当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、１株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自社株を購入していない。

注５－準備金および繰越利益

年度中の増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他の準備金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2013年３月31日現在残高	37,500	1,435,000	2,620,869
前期の利益	—	—	1,133,890
資産税準備金の取毀し純額	—	(260,000)	260,000
資産税準備金	—	115,000	(115,000)
配当金	—	—	—
2014年３月31日現在残高	37,500	1,290,000	3,899,759

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも５％を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10％に達した時に充足されたものとみなされる。

その他の準備金

2002年以降、1934年10月16日法（改正済）の８a項に従い、当社は、当該年度の法人所得税を上限とした、資産税の減税を受ける権利を有する。

上記の適用を受けるために、当社は、その年の資産税額の５倍に相当する制限的準備金を設定しなければならない。この準備金は、設定された翌年から５年間維持されなければならない。制限的準備金を配当の対象とする場合には、税控除は配当が行われた年度に廃止される。当社は、この制限的準備金を「その他の準備金」として計上することを決定した。

2014年３月31日現在、配当不能準備金は1,290,000ユーロであり、これは2008年から2013年までの年度の資産税の５倍に相当する。

2013年５月14日に開催された年次総会により、2007年の資産税準備金（260,000ユーロ）が全額取り毀され、2013年のための資産税準備金として115,000ユーロが設定された。

注６－税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。納税引当金は、ルクセンブルグ税務当局からの最終的な課税査定額の出ていない会計期間に関して当社が見積もった納税額（当社が税務当局に支払った前払金を控除した額）に相当する。

注７－その他の債務

2014年３月31日現在、その他の債務は、未払いの監査報酬および税務顧問報酬、給与関連拠出金ならびに法律顧問報酬で構成されていた。

2013年３月31日現在、その他の債務は、未払いの監査報酬および税務顧問報酬で構成されていた。

注８－利息およびその他の財務費用ならびにその他の利息およびその他の財務収益

	2014年３月31日に 終了した年度 (ユーロ)	2013年３月31日に 終了した年度 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現純（損）益	25,540	(30,380)
派生商品および為替契約に係る未実現（損）益の変動純額	3,047	(1,942)
	28,587	(32,322)

注９－金融固定資産からの収益

金融固定資産からの収益は、以下のとおり構成されている。

	2014年３月31日に 終了した年度 (ユーロ)	2013年３月31日に 終了した年度 (ユーロ)
金融固定資産に係る実現純利益	47,902	—
受取配当金	261	25,449
	<u>48,163</u>	<u>25,449</u>

注10－スタッフ

当社は、2014年３月31日現在、６人の従業員を雇用している。

2013年３月31日に終了した年度中に、従業員はいなかった。

注11－その他の引当金

2014年３月31日現在、「その他の引当金」残高も未決済の先渡為替契約も存在しなかった。

2013年３月31日現在、「その他の引当金」は、先渡為替契約に係る未実現損失で構成されており、詳細は以下のとおりであった。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	評価額 (ユーロ)
ユーロ	460,353	米ドル	592,773	2013年６月28日	(2,670)
ユーロ	65,725	日本円	7,955,390	2013年６月28日	(377)
					<u>(3,047)</u>

注12－関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これらには、当座預金口座および為替取引が含まれる。

当座預金口座で、2014年３月31日および2013年３月31日に終了した年度に利息は生じなかった。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

注13－運用資産

当社が投資運用の責任を有するが受益者として所有していない運用資産は、貸借対照表から除外されている。当該資産は、2014年３月31日現在約15,250百万ユーロ（2013年：17,075百万ユーロ）である。

注14－後発事象

2014年４月23日に、当社は、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーから無期限の保証状を受領している。当該保証状によりノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーは、当社が2013年７月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する法律の第８条第３項に定義された自己資本規制に適合する必要がある場合に、2.5百万ユーロを限度として加算金を支払うことを保証している。

[次へ](#)

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Balance Sheet at March 31, 2014
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2014	March 31, 2013
ASSETS			
FIXED ASSETS			
Financial fixed assets			
- Securities held as fixed assets	3	---	710,111
CURRENT ASSETS			
Debtors			
- Trade receivables becoming due and payable within one year		432,756	364,956
Cash at bank, cash in postal cheque accounts, cheques and cash in hand	12	7,788,467	5,609,156
		<u>8,221,223</u>	<u>5,974,112</u>
PREPAYMENTS		<u>29,489</u>	<u>---</u>
TOTAL ASSETS		<u><u>8,250,712</u></u>	<u><u>6,684,223</u></u>
LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	4	375,000	375,000
Reserves			
- Legal reserve	5	37,500	37,500
- Other reserves	5	1,290,000	1,435,000
Profit brought forward	5	3,899,759	2,620,869
Profit for the financial year	5	1,196,177	1,133,890
		<u>6,798,436</u>	<u>5,602,259</u>
PROVISIONS			
Provision for taxation	6	1,222,740	1,055,121
Other provisions	11	---	3,047
		<u>1,222,740</u>	<u>1,058,168</u>
NON SUBORDINATED DEBTS			
Tax and social security debts		23,235	---
Other creditors becoming due and payable within one year	7	206,301	23,796
		<u>229,536</u>	<u>23,796</u>
TOTAL LIABILITIES		<u><u>8,250,712</u></u>	<u><u>6,684,223</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Profit and Loss Account
for the year ended March 31, 2014
 (expressed in Euro)

	Note(s)	<i>Year ended March 31, 2014</i>	<i>Year ended March 31, 2013</i>
CHARGES			
Other external charges		242,513	333,462
Staff costs			
- Salaries and wages	10	757,768	---
- Social security on salaries and wages	10	67,087	---
Other operating charges		10,417	---
Interest and other financial charges			
- concerning affiliated undertakings	8	---	32,322
Income taxes	6	167,619	160,036
Profit for the financial year		<u>1,196,177</u>	<u>1,133,890</u>
TOTAL CHARGES		<u><u>2,441,581</u></u>	<u><u>1,659,710</u></u>
INCOME			
Net turnover	1	2,275,971	1,563,440
Other operating income	3	88,860	70,821
Income from financial fixed assets	9	48,163	25,449
Other interest and other financial income			
- derived from affiliated undertakings	8, 12	<u>28,587</u>	<u>---</u>
TOTAL INCOME		<u><u>2,441,581</u></u>	<u><u>1,659,710</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

**Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2014**

Note 1 - General

Global Funds Management S.A. (the “Company”) was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a “Société Anonyme” governed by Luxembourg laws and holds the following trade register identification: Luxembourg B 37 359.

The Company's registered address is at Bâtiment A - 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Profit and Loss account as “Net turnover”.

The Company has been granted with the Alternative Investment Fund Manager (AIFM) licence with effect on 14 February 2014.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-9-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8011, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Note 2 - Summary of significant accounting policies

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro (“EUR”) and the annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rates effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rates or at their value determined at the exchange rates prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account.

Net turnover

Net turnover represents management fees earned from funds under management. Net turnover is recorded on an accrual basis.

Securities held as fixed assets

Securities held as fixed assets are recorded at acquisition cost on trade date. At year end, securities held as fixed assets are valued individually at the lower of cost or market value.

Value adjustments are deducted directly from the related assets.

Realised profit or loss on sale of securities held as fixed assets is determined on the basis of the average cost method.

Trade debtors

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions

Provisions are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Non subordinated debts

This liability item includes expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Dividend and interest income

Dividends are recorded on the ex-dividend date. Interest income is recorded on an accruals basis.

Forward foreign exchange contracts

Forward contracts are contractual agreements to buy or sell a specified financial instrument at a specific date in the future. Forwards are customized contracts transacted in the OTC market.

The fair values of currency exchange contracts are calculated by reference to current exchange rates for contracts with similar maturity and risk profiles.

The Company enters into forward foreign exchange contracts for the purpose of hedging foreign currency positions of the Company. They are initiated by the Company and concluded at market rates. Gains and losses resulting from transactions which are concluded in order to hedge a balance sheet or an off-balance sheet position are recorded in the profit and loss account similarly to the gains and losses attached to the hedged transactions.

Note 3 - Securities held as fixed assets

Movements in securities held as fixed assets are summarised as follows:

	<i>Investment in units/shares of investment funds</i>
	<i>EUR</i>
Acquisition cost	
at the beginning of the year	798,971
acquisitions during the year	---
disposals during the year	(798,971)
at the end of the year	---
Value adjustments	
cumulated value adjustments at the beginning of the year	(88,860)
Value adjustments at the end of the year ⁽¹⁾	88,860
cumulated value adjustments at the end of the year	---
Net value at the end of the year	---
Market value at the end of the year	---

⁽¹⁾ This amount is recorded in the caption "Other operating income" in the Profit and loss account.

During the year ended March 31, 2014, securities held as fixed assets consisted of investments in units/shares of investment funds. All securities held as fixed assets were fully disposed of during the year under review.

Note 4 - Subscribed capital

As at March 31, 2014 and 2013, the issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 5 - Reserves and Profit brought forward

The movements for the year are as follows:

	Legal reserve	Other reserves	Profit brought forward
	<i>EUR</i>	<i>EUR</i>	<i>EUR</i>
Balance as at March 31, 2013	37,500	1,435,000	2,620,869
Previous year's profit	---	---	1,133,890
Net release of net worth tax reserve	---	(260,000)	260,000
Net worth tax reserve	---	115,000	(115,000)
Dividends	---	---	---
Balance as at March 31, 2014	37,500	1,290,000	3,899,759

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other reserves

From 2002 onwards, in accordance with paragraph 8a of the October 16, 1934 law as amended, the Company is entitled to reduce the net worth tax due for the year by an amount which cannot exceed the corporate income tax due for the year.

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the net worth tax credited. This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under “Other reserves”.

As at March 31, 2014, the non-distributable reserve amounted EUR 1,290,000 representing five times the net worth tax credited for the years from 2008 to 2013.

As per Annual General Meeting held on May 14, 2013, the 2007 net worth tax reserve was fully released by an amount of EUR 260,000 while a net worth tax reserve of EUR 115,000 was constituted for 2013.

Note 6 - Taxes

The Company is responsible for the management of several investment funds. Consequently the Company is subject to taxes on income and capital gains according to Luxembourg corporate tax legislation. The provision for taxation corresponds to the tax liability estimated by the Company for the financial period for which no final tax assessment has been received from the Luxembourg tax authorities, net of advances made by the Company to the tax authorities.

Note 7 - Other creditors

As at March 31, 2014, other creditors consisted of audit and tax advisers fees, salary related contributions and legal advisers fees payable.

As at March 31, 2013, other creditors consisted of audit and tax advisers fees payable.

Note 8 - Interest and other financial charges and Other interest and other financial income

	<i>Year ended March 31, 2014</i>	<i>Year ended March 31, 2013</i>
Net realised gain/(loss) on derivative instruments and foreign currencies contracts	25,540	(30,380)
Net change in unrealised gain/(loss) on derivative instruments and foreign currencies contracts	3,047	(1,942)
	<u>28,587</u>	<u>(32,322)</u>

Note 9 - Income from financial fixed assets

Income from financial fixed assets comprises:

	<i>Year ended March 31, 2014</i>	<i>Year ended March 31, 2013</i>
Net realised gain on financial fixed assets	47,902	---
Dividend received	261	25,449
	<u>48,163</u>	<u>25,449</u>

Note 10 - Staff

The Company has 6 employees as of March 31, 2014.

The Company did not have any employees during the year ended March 31, 2013.

Note 11 - Other provisions

As at March 31, 2014, there were no “Other provisions” balance nor any open forward foreign exchange contracts.

As at March 31, 2013, “Other provisions” consisted in unrealised losses on forward foreign exchange contracts, as detailed below:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Value in EUR
EUR	460,353	USD	592,773	June 28, 2013	(2,670)
EUR	65,725	JPY	7,955,390	June 28, 2013	(377)
					<u>(3,047)</u>

Note 12 - Related parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg) which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts and foreign exchange currency transactions.

Current accounts yielded no interest for the years ended March 31, 2014 and 2013. The interest rates applied derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties' clients.

Note 13 - Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 15,250 million as at March 31, 2014 (2013: EUR 17,075 million).

Note 14 - Subsequent event

On 23 April 2014, the Company has received a guarantee letter from Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an unlimited duration whereas Nomura Bank (Luxembourg) S.A. guarantees to pay any additional amount, limited to EUR 2.5 million, that the Company will need to comply with the capital requirements defined as per article 8 (3) of the law of 12 July 2013 on alternative investment fund managers.

[次へ](#)

中間財務書類

- a. 管理会社の日本語の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていません。
- c. 管理会社の原文の中間財務書類は、ユーロで表示されています。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2014年11月28日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝147.20円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2014年9月30日現在

(ユーロで表示)

	注記	2014年 9 月30日		2013年 9 月30日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
流動資産					
債権					
－ 1 年以内期限到来未収債権		417,052	61,390	544,047	80,084
銀行預金、郵便小切手口座現金、小切手 および手許現金	10	7,664,982	1,128,285	7,148,378	1,052,241
		8,082,034	1,189,675	7,692,425	1,132,325
資産合計		8,082,034	1,189,675	7,692,425	1,132,325
負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	3	375,000	55,200	375,000	55,200
準備金					
－法定準備金	4	37,500	5,520	37,500	5,520
－その他の準備金	4	1,290,000	189,888	1,435,000	211,232
繰越利益	4	5,095,936	750,122	3,754,759	552,701
当期利益		311,425	45,842	758,449	111,644
		7,109,861	1,046,572	6,360,708	936,296
引当金					
納税引当金	5	788,887	116,124	1,244,340	183,167
非劣後債					
税金および社会保障費		23,568	3,469	16,185	2,382
1 年以内支払期限到来その他の債務	6	159,718	23,510	71,192	10,479
		183,286	26,980	87,377	12,862
負債合計		8,082,034	1,189,675	7,692,425	1,132,325

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2014年9月30日に終了した期間

(ユーロで表示)

	注記	2014年9月30日に 終了した期間		2013年9月30日に 終了した期間	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
費用					
その他の対外費用		155,991	22,962	83,789	12,334
人件費					
－給料・賃金	9	423,765	62,378	305,082	44,908
－給料・賃金に係る社会保障費	9	27,536	4,053	27,995	4,121
利息およびその他の財務費用					
－関連企業に係るもの	7	6,157	906	－	－
所得税	5	91,968	13,538	189,219	27,853
当期利益		311,425	45,842	758,449	111,644
費用合計		1,016,842	149,679	1,364,534	200,859
収益					
純売上高	1	1,016,842	149,679	1,196,301	176,096
その他の営業収益		－	－	88,860	13,080
金融固定資産からの収益	8	－	－	48,163	7,090
その他の利息およびその他の財務収益					
－関連企業からの受領	7、10	－	－	31,210	4,594
収益合計		1,016,842	149,679	1,364,534	200,859

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

中間財務書類に対する注記

2014年9月30日に終了した期間

注1－一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（「Société Anonyme」）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登記上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社（AIFM）としての認可を2014年2月14日付で得ている。

当社は、当社が子会社としてその一部である最大の組織を形成する野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8011 日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記の段落で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルの連結財務書類に含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2－重要な会計方針の要約

当社の中間財務書類は、ルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、またルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に従って作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針は、以下のように要約される。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨建の取引はすべて、取引日の実勢為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在で有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期の損益計算書に計上される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算した評価額、または貸借対照表日現在の実勢為替レートにより算定された評価額のうち資産については低価な方、負債については高価な方を用いて、それぞれ別個に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

純売上高

純売上高は、管理運用するファンドから受領する管理報酬を表す。純売上高は、発生主義に基づいて計上される。

未収債権

未収債権は、額面価額で計上される。回収の可能性が低くなった場合には、評価調整が課される。評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には、当該評価調整は継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実もしくはその可能性が高いが、その金額もしくは発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

非劣後債

当該負債科目には、次期事業期間中に支払われるが今期事業期間に関連する費用が含まれている。

配当金および受取利息

配当金は、配当落日に計上される。受取利息は、発生主義に基づいて計上される。

先渡為替契約

先渡契約は、特定の金融商品を将来の特定の日に購入または売却する契約上の合意である。先渡契約は、店頭市場で取引されるカスタマイズされた契約である。

為替契約の公正価値は、類似の満期およびリスク特性を有する契約に適用される現時点の為替レートを参照して計算された。

当社の外貨ポジションをヘッジする目的で、当社は先渡為替契約を締結した。当該契約は、当社によって開始され、市場相場で締結された。貸借対照表または簿外ポジションをヘッジするために締結された取引から生じた利益および損失は、ヘッジ取引に伴う損益と同様に損益計算書に計上された。

注３－払込済資本金

2014年９月30日および2013年９月30日現在、当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、１株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自社株を購入していない。

注４－準備金および繰越利益

期間中の増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他の準備金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2014年３月31日現在残高	37,500	1,290,000	3,899,759
前期の利益	—	—	1,196,177
資産税準備金の取毀し純額	—	—	—
資産税準備金	—	—	—
配当金	—	—	—
2014年９月30日現在残高	<u>37,500</u>	<u>1,290,000</u>	<u>5,095,936</u>

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも５％を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10％に達した時に充足されたものとみなされる。

その他の準備金

2002年以降、1934年10月16日法（改正済）の８a項に従い、当社は、当該年度の法人所得税を上限とした、資産税の減税を受ける権利を有する。

上記の適用を受けるために、当社は、その年の資産税額の５倍に相当する制限的準備金を設定しなければならない。この準備金は、設定された翌年から５年間維持されなければならない。制限的準備金を配当の対象とする場合には、税控除は配当が行われた年度に廃止される。当社は、この制限的準備金を「その他の準備金」として計上することを決定した。

2014年９月30日現在、配当不能準備金は1,290,000ユーロであり、これは2008年から2013年までの年度の資産税の５倍に相当する。

注５－税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。納税引当金は、ルクセンブルグ税務当局からの最終的な課税査定額の出していない会計期間に関して当社が見積もった納税額（当社が税務当局に支払った前払金を控除した額）に相当する。

注６－その他の債務

2014年９月30日現在、その他の債務は、未払いの監査報酬および税務顧問報酬、給与関連拠出金ならびに法律顧問報酬で構成されていた。

2013年９月30日現在、その他の債務は、１年以内に支払期限到来の給与関連拠出金で構成されていた。

注7－利息およびその他の財務費用ならびにその他の利息およびその他の財務収益

	2014年9月30日に 終了した期間 (ユーロ)	2013年9月30日に 終了した期間 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現純（損）益	(6,157)	28,163
派生商品および為替契約に係る未実現（損）益の変動純額	—	3,047
	<u>(6,157)</u>	<u>31,210</u>

注8－金融固定資産からの収益

金融固定資産からの収益は、以下のとおり構成されている。

	2014年9月30日に 終了した期間 (ユーロ)	2013年9月30日に 終了した期間 (ユーロ)
金融固定資産に係る実現純利益	—	47,902
受取配当金	—	261
	<u>—</u>	<u>48,163</u>

注9－スタッフ

当社は、2014年9月30日および2013年9月30日現在、6人の従業員を雇用している。

注10－関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これらには、当座預金口座および為替取引が含まれる。

当座預金口座で、2014年9月30日および2013年9月30日に終了した期間に利息は生じなかった。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

4【利害関係人との取引制限】

約款により、管理会社は、ファンドのために、(a)管理会社、(b)その関係法人、(c)管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d)それらの主要株主（自己または他の名義（ノミニー名義を含みます。）をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいいます。）であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券（ファンド証券を除きます。）の売買もしくは貸付けをし、または金銭の貸与を受けてはなりません。ただし、当該取引が約款に定められた制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々、(i)公に入手可能な相場に基づき決定された価格、または(ii)適正な価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除きます。

5【その他】

(1) 定款の変更

管理会社の定款の変更または解散に関しては、株主総会において、ルクセンブルグの法律に規定される要件に基づき、決議が行われなくてはなりません。

(2) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、ルクセンブルグの法令に基づいてAIFを管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができます。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続します。

(3) 訴訟事件その他の重要事項

管理会社に重要な影響を与えたまたは与えることが予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は3月31日に終了する1年です。

管理会社の存続期間は無期限です。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができます。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

1. ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッド（「投資運用会社」） (Nomura Asset Management U.K.Limited)

(1) 資本金の額

2014年11月末日現在、4,744,391英ポンド（約8億8,118万円）

（注）英ポンドの円貨換算は、便宜上、平成26年11月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1英ポンド＝185.73円）によります。

(2) 事業の内容

ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッド（以下「NAM UK」といいます。）は、NIMCOヨーロッパ・リミテッドとして1984年10月に英国法に基づき設立されました。同社は、その後、1987年12月に名称をノムラ・キャピタル・マネジメントU. K. リミテッドに変更しました。同社の名称は、1997年10月1日に行われたグループ会社の再編の一環としてなされたノムラ・アセット・マネジメント（インターナショナル）リミテッドとの合併によって現在の名称に変更され、同社は、機関投資家その他の企業に対して、証券取引、短期金融商品その他に対する投資に関する助言・運用業務を提供しています。

NAM UKは、投資資産および投資信託の運用に関し日本最大級の会社である野村アセットマネジメント株式会社の完全子会社であり、親会社より投資情報を受領しています。

NAM UKは、英国金融庁による承認および規制を受けています。

2. ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（「保管受託銀行」ならびに「登録・名義書換事務・支払・管理事務 代行会社、発行会社代理人および評価代理人」） (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)

(1) 資本金の額

2014年11月末日現在、2,800万ユーロ（41億2,160万円）

(2) 事業の内容

1990年、ルクセンブルグの法律に基づき株式会社としてルクセンブルグにおいて設立され、銀行業務に従事しています。

3. 野村證券株式会社（日本における「代行協会員」ならびに日本における「販売会社」）

(1) 資本金の額

2014年11月末日現在、100億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受け、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っています。同社は2014年11月末日現在、日本国内に159の本支店を有し、顧客に第一種金融商品取引業に関するサービスを提供しております。なお、野村アセットマネジメント株式会社およびその他の投資運用業者発行の投資信託について指定第一種金融商品取引業者として、また外国投資信託の販売会社および代行協会員として、それぞれの受益証券の販売・買戻しの取扱いを行っています。

4. 高木証券株式会社（日本における「販売会社」）

(1) 資本金の額

2014年11月末日現在、11,069百万円

(2) 事業の内容

1918年11月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

5. ちばぎん証券株式会社（日本における「販売会社」）

(1) 資本金の額

2014年11月末日現在、4,374百万円

(2) 事業の内容

1981年10月に小布施証券株式会社と鳥海証券株式会社が合併したことにより発足し、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

6. 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（日本における「販売会社」）**(1) 資本金の額**

2014年11月末日現在、405億円

(2) 事業の内容

1948年3月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

7. 岩井コスモ証券株式会社（日本における「販売会社」）**(1) 資本金の額**

2014年11月末日現在、13,500百万円

(2) 事業の内容

1917年12月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

8. 丸三証券株式会社（日本における「販売会社」）**(1) 資本金の額**

2014年11月末日現在、100億円

(2) 事業の内容

1933年6月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

9. ＳＭＢＣフレンド証券株式会社（日本における「販売会社」）**(1) 資本金の額**

2014年11月末日現在、272億70百万円

(2) 事業の内容

1948年3月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

10. いちよし証券株式会社（日本における「販売会社」）**(1) 資本金の額**

2014年11月末日現在、14,577百万円

(2) 事業の内容

1944年5月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

11. 藍澤證券株式会社（日本における「販売会社」）**(1) 資本金の額**

2014年11月末日現在、80億円

(2) 事業の内容

1933年10月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

12. 丸八証券株式会社（日本における「販売会社」）**(1) 資本金の額**

2014年11月末日現在、3,751百万円

(2) 事業の内容

1944年3月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

13. キャピタル・パートナーズ証券株式会社（日本における「販売会社」）**(1) 資本金の額**

2014年11月末日現在、1,000百万円

(2) 事業の内容

1999年12月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

14. むさし証券株式会社（日本における「販売会社」）**(1) 資本金の額**

2014年11月末日現在、5,000百万円

(2) 事業の内容

1947年8月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

15. 株式会社SBI証券（日本における「販売会社」）**(1) 資本金の額**

2014年11月末日現在、479億3,792万円

(2) 事業の内容

1999年4月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

16. ふくおか証券株式会社（日本における「販売会社」）**(1) 資本金の額**

2014年11月末日現在、2,198百万円

(2) 事業の内容

1944年7月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

17. 二浪証券株式会社（日本における「販売会社」）**(1) 資本金の額**

2014年11月末日現在、100百万円

(2) 事業の内容

1944年9月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

18. 日本アジア証券株式会社（日本における「販売会社」）**(1) 資本金の額**

2014年11月末日現在、41億円

(2) 事業の内容

1903年7月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

19. スパークス・アセット・マネジメント株式会社（日本における「販売会社」）**(1) 資本金の額**

2014年11月末日現在、25億円

(2) 事業の内容

1998年7月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

20. いよぎん証券株式会社（日本における「販売会社」）**(1) 資本金の額**

2014年11月末日現在、30億円

(2) 事業の内容

2012年2月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

21. 光証券株式会社（日本における「販売会社」）**(1) 資本金の額**

2014年11月末日現在、513,800,000円

(2) 事業の内容

1948年に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

22. ひろぎんウツミ屋証券株式会社（日本における「販売会社」）**(1) 資本金の額**

2014年11月末日現在、6,100百万円

(2) 事業の内容

2008年1月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

23. 八幡証券株式会社（日本における「販売会社」）**(1) 資本金の額**

2014年11月末日現在、2,000百万円

(3) 事業の内容

1948年3月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

24. 八十二証券株式会社（日本における「販売会社」）

(1) 資本金の額

2014年11月末日現在、8億円

(2) 事業の内容

1949年5月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

25. 岡地証券株式会社（日本における「販売会社」）

(1) 資本金の額

2014年11月末日現在、15億円

(2) 事業の内容

1948年5月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

※ 岡地証券株式会社における申込みの取扱いは平成27年2月1日に開始する予定です。

2【関係業務の概要】

1. ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッド（「投資運用会社」）
(Nomura Asset Management U.K.Limited)
ファンドに関する投資運用業務を行います。
2. ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（「保管受託銀行」ならびに「登録・名義書換事務・支払・管理事務
代行会社、発行会社代理人および評価代理人」）
(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)
管理会社との契約に基づき、ファンド資産の保管業務を行います。また、登録・名義書換事務・支払・管理事務代行
業務（純資産価額の計算を含みます。）、発行会社代理人および評価代理人業務等を行います。
3. 野村證券株式会社（日本における「代行協会員」ならびに日本における「販売会社」）
日本におけるU. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドの販売に
関し、代行協会員業務および販売業務を行います。
4. 高木証券株式会社（日本における「販売会社」）
U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本にお
ける販売業務を行います。
5. ちばぎん証券株式会社（日本における「販売会社」）
U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。
6. 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（日本における「販売会社」）
U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。
7. 岩井コスモ証券株式会社（日本における「販売会社」）
U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。
8. 丸三証券株式会社（日本における「販売会社」）
U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。
9. S M B Cフレンド証券株式会社（日本における「販売会社」）
U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。
10. いちよし証券株式会社（日本における「販売会社」）
U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本にお
ける販売業務を行います。
11. 藍澤証券株式会社（日本における「販売会社」）
U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。
12. 丸八証券株式会社（日本における「販売会社」）
U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。
13. キャピタル・パートナーズ証券株式会社（日本における「販売会社」）
U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。
14. むさし証券株式会社（日本における「販売会社」）
U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。

15. SBI証券株式会社（日本における「販売会社」）

U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。

16. ふくおか証券株式会社（日本における「販売会社」）

U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。

17. 二浪証券株式会社（日本における「販売会社」）

U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。

18. 日本アジア証券株式会社（日本における「販売会社」）

U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。

19. スパークス・アセット・マネジメント株式会社（日本における「販売会社」）

U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。

20. いよぎん証券株式会社（日本における「販売会社」）

U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。

21. 光証券株式会社（日本における「販売会社」）

U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。

22. ひろぎんウツミ屋証券株式会社（日本における「販売会社」）

豪ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。

23. 八幡証券株式会社（日本における「販売会社」）

U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。

24. 八十二証券株式会社（日本における「販売会社」）

U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。

25. 岡地証券株式会社（日本における「販売会社」）

U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。

※ 岡地証券株式会社における申込みの取扱いは平成27年2月1日に開始する予定です。

3 【資本関係】

管理会社の株式の全株を、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーが保有しています。

第3【投資信託制度の概要】

（2014年12月付）

I. 定義

1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）
1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）
2002年法	2012年7月1日発効の投資信託に関する2002年12月20日法（改正済）（2010年法が継承）
2007年法	専門投資信託に関する2007年2月13日法（改正済）
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）
2013年法	オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法（その後の改正を含む。）
AIF	2013年法第1条第39項に定めるオルタナティブ投資ファンド
AIFM	2013年法第1条第46項に定めるオルタナティブ投資ファンド運用会社
AIFMD	通達2003／41／ECおよび通達2009／65／ECならびに規則（EC）No.1060／2009および規則（EU）No.1095／2010を改正する、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011／61／EU
AIFMR	適用除外、一般的な運用条件、保管受託銀行、レバレッジ、透明性および監督に関する欧州議会および理事会通達2011／61／EUを補足する2012年12月19日付委員会委任規則（EU）No.231／2013
CFSR	欧州証券市場監督局によって代替された欧州証券規制委員会
CSSF	ルクセンブルグの金融セクター監督当局である金融監督委員会
EC	欧州共同体
EEC	欧州経済共同体
ESMA	欧州証券市場監督局
EU	欧州連合（EECの継承機関であるECを吸収）
FCP	契約型投資信託
KIID	通達2009／65／EC第78条および2010年法第159条に言及される主要投資家情報文書
加盟国	EU加盟国ならびに欧州経済地域を形成する契約の当事者であるEU加盟国以外の国で、当該契約および関連の法律に定める制限内でEU加盟国に相当するとみなされる国
メモリアル パート I ファンド	メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン （特にUCITS IV通達をルクセンブルグ法において導入する）2010年法パート I に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託。かかるファンドは、一般に「UCITS」と称する。
パートIIファンド	2010年法パートIIに基づく投資信託
SICAF	固定資本を有する投資法人
SICAV	変動資本を有する投資法人
SICAR	リスク・キャピタルに投資する投資法人
UCI	投資信託
UCI管理会社	2010年法第16章に基づき認可を受けた管理会社
UCITS	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
UCITS IV通達または 通達2009／65／EC	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）に関する法律、規則および行政規定の調整に関する2009年7月13日付通達2009／65／EC
UCITS所在加盟国	UCITS IV通達第5条に基づき契約型投資信託または投資法人が認可を受けた加盟国
UCITSホスト加盟国	契約型投資信託または投資法人の受益証券が販売される、UCITS所在加盟国以外の加盟国
UCITS管理会社	2010年法第15章に基づき認可を受けた管理会社

II. 投資信託に関する法令の歴史の概要

1988年までは、ルクセンブルグのすべての形態の投資信託は、投資信託に関する1983年8月25日法、1915年法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従っていた。1983年8月25日法は、通達85/611/EEC（以下「UCITS I 通達」という。）の規定をルクセンブルグ法に導入する法律である投資信託に関する1988年3月30日法に取って代えられた。

2002年法は、UCITS I 通達を改正する通達2001/107/ECおよび通達2001/108/EC（以下「UCITS III 通達」という。）をルクセンブルグ法に導入し、1988年3月30日法に取って代わった。

2010年法は、UCITS IV 通達をルクセンブルグ法に導入し、2002年法に取って代わった。

専門投資信託に関する2007年法は、機関投資信託に関する1991年法に取って代わった。専門投資信託（以下「SIF」という。）は、当該ビークルへの投資に付随するリスクを正確に評価できる情報を十分に提供された投資家に対して提供される。SIFは、リスク分散の原則に従う投資信託であり、したがってUCIの一種として区分されている。SIFは、利用可能な会社形態および投資規則の点でより高い柔軟性を提供するのみならず、CSSFによる監督規制をより緩やかにしている。適格投資家は、機関投資家およびプロの投資家のみならず、2007年法第2条に記載される条件を満たした、情報に精通した個人投資家も含まれる。

2013年7月15日に、AIFMDをルクセンブルグ法に法制化する2013年法が公布された。

AIFMDは、主にEU（および一定の条件の下では外国）におけるオルタナティブ資産運用会社に適用される通達ではあるが、運用会社のみならず、運用会社が運用する投資ビークル（すなわちAIF）にも影響を及ぼす多くの規定により構成されている。

その結果、2013年法は、別の新しい法律としてAIFMDをルクセンブルグ法に法制化するのみならず、同時に、リスク・キャピタルに投資する投資法人に関する2010年法、2007年法、1915年法、1993年法および改正2004年6月15日法等の現行のルクセンブルグ法を改正する。SICARについては、本概要において簡潔に記載するにとどめる。

2013年法によって導入された現行の投資信託に関する法律の変更は、（i）完全に適用対象となる投資ビークル（すなわち、AIFMDの「商品」に関する要件が適用される投資ビークル）と、（ii）AIF（いかなる場合もAIFとしての適格性を有しているすべてのパートIIファンド）ではないか、または、AIFではあるが運用会社による運用資産が2013年法およびAIFMDにより規定された最低限度額を下回る投資ビークルとを区別することを主に目的としている。2010年法第16章の改正を通じて、2013年法により、非UCITSの管理会社および非AIFMの管理会社に関する新しい制度が導入された。

AIFMDひいては2013年法は、AIF（当該AIFがルクセンブルグで設立されたか、他の加盟国で設立されたかまたは第三国で設立されたか、規制を受けるか否か、2013年法において規定される適用除外および免除の対象であるか否かにかかわらない。）を運用するルクセンブルグで設立されたAIFMに適用されることに留意することが重要である。また、EU加盟国以外の国で設立されたAIFMが、ルクセンブルグ内で設立されたAIFを運用するか、または、ルクセンブルグにおいて投資家に対してAIF（その投資信託の所在地を問わない。）の販売を行う場合、2013年法は、かかるAIFMに適用される。

III. ルクセンブルグ投資信託の法制度および法的形態の一般的構成

1. 一般規定

1.1. 2010年法

2010年法はパートIのUCITSおよびパートIIのUCIを個別に取り扱い、全体で以下の5つのパートを含む。

- パートI UCITS（以下「パートI」という。）
- パートII その他のUCI（以下「パートII」という。）
- パートIII 外国のUCI
- パートIV 管理会社
- パートV UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定

1.2. 2007年法

2007年法はSIFのみを取り扱い、2つのパートに分けられる。

パート I： 専門投資信託に適用される一般規定

パート II： オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法第2章またはAIFMD第2章に基づき認可されるAIFMにより運用される専門投資信託に適用される固有規定

1.3. 2013年法

2013年法は、主にAIFMの運営および認可制度を扱う。一部の規定は、直接AIFにも適用される。最後に、詳細な規定が販売および第三国規則を扱う。

2. 法的形態

2010年法パート I およびパート II に従う投資信託および2007年法に従うSIFの主な法的形態は以下のとおりである。

1) 契約型投資信託 (fonds commun de placement (FCP), contractual common fund)

2) 投資法人 (investment companies)

— 変動資本を有する投資法人（以下「SICAV」という。）

— 固定資本を有する投資法人（以下「SICAF」という。）

契約型投資信託および会社型投資信託は、2010年法（パート I ファンドおよびパート II ファンド）、2004年法（SIF）、1915年法ならびに共有の原則および一般契約法に関する一部の民法の規定に従って設定されている。

3. 契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要

3.1. 契約型投資信託 (FCP)

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、その管理会社（以下「管理会社」という。）およびその保管受託銀行（以下「保管受託銀行」という。）の三要素を中心に成り立っている。

3.1.1. FCPの概要

FCPは法人格を持たず、投資家の集団投資を表象する、譲渡性のある証券およびその他の資産の分割できない集合体である。かかる投資家はその投資によって平等に利益および損失の分配に参加する。共同所有者は、出資金額を上限として責任を有する。FCPは会社として設立されていないため、個々の投資家は、定義上は投資主ではなく、「受益者」と称されるのが通常である。当該投資家の権利は、投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法およびUCITSおよびパート II ファンドについては2010年法またはSIFについては2007年法のいずれかに従っている。

投資家は、FCPに投資することにより、FCPに関連する契約上の関係を結ぶ。かかる契約上の関係は、FCPの約款（以下を参照のこと。）に基づく。FCPへの投資後、投資家は、かかる投資を行ったことにより、FCPの受益証券（以下「受益証券」という。）を保有する権利を有する。

3.1.2. FCPの受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格（約款にその詳細が規定されることが求められる。）に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、記名式、無記名式証券もしくは証書発行を伴わない証券を発行する。

管理会社は、証券の分割に関する制限を受けることなく、端数の受益証券の受益証券登録簿への記帳に関する書面による証明書を約款に規定された条件に従い発行することができる。

受益者の要請に基づき、パート I ファンドの受益証券は、FCPによりいつでも買い戻されるが、約款に買戻請求の停止に関する詳細な規定がある場合、または、2010年法第12条に基づく場合には買戻しが停止される。この買戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づくものである。買戻しは、原則として月に二度以上許可されなければならない。

パート II ファンドについて、CSSF規則は、2010年法第91条に従い、FCPの受益証券の発行価格および買戻価格の決定の最低頻度を決定することができる。1991年1月21日付IML通達91/75（改訂済）は、パート II ファンドがその受益証券の発行価格および買戻価格を十分に短い固定された間隔で（原則として月に一度以上）決定しなければならない旨を定める。ただし、これには例外もあり、クローズ・エンド型ファンドを設立することができる。

SIFに関連して、受益証券の発行にならびに、適用ある場合は、受益証券の買戻しに適用される条件および手続は約款に規定され、より詳細な規定は課されない。従ってSIFは、買付けおよび買戻しの両方についてオープン・エンド型またはクローズ・エンド型ファンドとして機能することができる。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

FCPの分配方針は約款の定めに従う。

パート I ファンドに関する2010年法第9条、第11条および第23条ならびにパート II ファンドに関する2010年法第91条は、CSSF規則によって特定の追加要件を設定しう旨規定している。

（注）2014年12月現在において、当該規則は制定されていない。

主要要件は以下のとおりである。

- － FCPの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額は、UCITSまたはパート II ファンドとして資格を有するFCPとしての認可が得られてから6か月以内およびSIFとして資格を有するFCPとしての認可が得られてから12か月以内に達成されなければならない。
ただし、この最低額は、CSSF規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- － 管理会社は、FCPの運用管理業務を約款に従って執行する。
- － 発行価格および買戻価格は、パート I ファンドの場合、少なくとも1か月に2度は計算され、その他のすべてのパート II ファンドについては少なくとも1か月に1度（例外がある）は計算されなければならない。SIFは約款に従い発行価格および買戻価格を決定し、ファンドの純資産価額に基づかない場合がある。SIFの純資産価額は少なくとも1年に1度は決定されなければならない。
- － 約款には以下の事項が記載される。
 - (a) FCPの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
 - (b) 具体的な目的に合致する投資方針およびその基準
 - (c) 分配方針
 - (d) 管理会社がFCPから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
 - (e) 公告に関する規定
 - (f) FCPの会計の決算日
 - (g) 法令に基づく場合以外のFCPの解散事由
 - (h) 約款変更手続
 - (i) 受益証券発行手続
 - (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件

（注）緊急を要する場合、すなわち、純資産価格の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が受益者の全体の利益となる場合、CSSFはこれらの停止を命ずることができる。

3.1.3. 保管受託銀行

約款に定められ、CSSFにより承認された保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、保管受託銀行自らまたはその指定する者がFCPの有するすべての資産を保管することにつき責任を負う。保管受託銀行は、FCPの資産の日々の運用に関するすべての業務を行う。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、または、その登録事務所が他の加盟国に所在する場合にはルクセンブルグにおいて設立されなければならない。パート I FCPについては、保管受託銀行は1993年法に定める金融機関でなければならない。一定の場合、パート II FCPまたはSIF FCPの保管受託銀行は、1993年法に定める投資会社になることができ、第三国に登録事務所を有し、ルクセンブルグで設立されることができる。

さらに、FCP（当初投資日から5年間行使可能な買戻権利がなく、主要投資方針に従い、（i）通常、2013年法第19条第8項に従い保有しなければならない資産に投資しないか、または、（ii）通常2013年法に規定する会社に対する支配権を取得するため非上場企業の発行体または非上場企業に投資する。）の保管受託銀行も、一定の条件に従い、1993年法第26-1条に定める金融証書以外の資産の専門保管銀行としての資格を有するルクセンブルグの事業体である場合がある。

パート I およびパート II FCPについては、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- － FCPのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻しおよび消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- － 受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること（パート I ファンドのみ）。
- － 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- － FCPの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- － FCPの収益が約款に従って使用されるようにすること。

2010年法および2007年法は、保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するFCPに関する経験を有していなければならない旨規定する。このため、取締役およびその後任者に関する情報はCSSFに直ちに報告されなければならない。「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

管理会社所在加盟国が、2010年法パート I に従いFCPの所在加盟国と同一でない場合、保管受託銀行は、2010年法ならびにその他の適用される法律および法令に従いその権限を遂行しうるために必要とみなされる情報の流出を規制する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

保管受託銀行は、ルクセンブルグ法に従い、管理会社および受益者に対し、正当な理由のない義務不履行または不適切な履行の結果、管理会社または受益者が被った損失につき責任を負う。受益者に対する責任は、管理会社を通じて間接的に追及される。ただし、管理会社が受益者からその旨の書面による通知を受領した後3か月以内に行わない場合、かかる受益者は直接保管受託銀行の責任を追及することができる。

保管受託銀行の責任は、保管にかかる資産の全部または一部を副保管銀行に委託したことにより影響を受けない。2010年法パート II または2007年法パート II に準拠するFCP（すなわちAIFとしての資格を有するFCP）に関しては、特定のAIFMD預託規則が適用される（第5章を参照のこと。）。

注：すべてのパート II ファンドは、2013年法に定めるAIFとしての資格を有する。

3.1.4. 管理会社

FCPは2010年法または2007年法に従うか否かにかかわらず、管理会社によって運用される。

ルクセンブルグの管理会社には、通達2009/65/EUが適用されるUCITSを運用する管理会社に関する2010年法第15章、または、「その他の管理会社」に関する2010年法第16章が適用される。また、UCITSの管理会社は、AIFを運用するAIFMとしても認可を受けることができる。（さらなる詳細については、以下IV項を参照のこと。）

3.1.5. 関係法人

(i) 投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、FCPの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、この契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。パート I ファンドについて、管理会社による投資運用会社の中核的権限の委託はUCITS規則に定められた追加条件に従う。

パート II ファンドおよびSIFについて、管理会社による委託は、別の条件に従う。

(ii) 販売会社および販売代理人

管理会社は、FCPの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および／または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる。

目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

3.2. 会社型投資信託

ルクセンブルグの投資信託は、2010年法および2007年法に規定される会社形態で設立される場合がある。

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、公開有限責任会社 (sociétés anonymes) として設立されることが多い。

投資法人において保有される投資口は、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る投資法人の投資口の割合に関連して規約中に定められる議決権の制限に従い、投資主に対し投資主総会において1口につき1個の議決権を付与する。

3.2.1. 変動資本を有する投資法人 (SICAV)

3.2.1.1. 2010年法に基づくSICAV

2010年法に従い、UCITSおよびUCIは、SICAVの形態の会社型投資信託として設立することができる。

2010年法に従い、SICAVは、投資主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資口を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した規約を有する公開有限責任会社 (société anonyme) として定義されている。

SICAVは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない範囲で適用される。

3.2.1.2. 2007年法に基づくSICAV

公開有限責任会社の形態に加えて、2007年法はSICAVが株式有限責任事業組合、特別リミテッド・パートナーシップ、普通リミテッド・パートナーシップ、非公開有限責任会社または公開有限責任会社として設立される法人格を有する共同組合の形態の採用を許可している。2007年法に基づくSICAVの唯一の目的は、投資リスク分散を目的としてファンドを資産に投資し、投資家（十分に情報を提供された投資家でなければならない）に資産運用の結果の恩恵を提供することである。規約は、資本金が常に会社の純資産の金額と同額である旨規定している。

2007年法が適用除外を認める場合を除き、投資法人は、1915年法の条項に服する。しかし、2007年法は、SIFについて柔軟な会社組織を提供するためかかる一連の側面に関する規則とは一線を画している。

3.2.1.3. 2010年法および2007年法に従うSICAVの要件

SICAVに適用される最も重要な要件および仕組みは以下のとおりである。

- － 管理会社を指定しない2010年法パート I の対象となっているSICAVの最低資本金は、認可時には30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したSICAVを含め、2010年法パート I に従うすべてのSICAVの資本金は、認可後6か月以内に125万ユーロに達しなければならない。CSSF規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる。
- － パート II SICAVは、株式資本を処理しなければならない、当該株式資本は、125万ユーロを下回ってはならない。当該最低資本金は、SICAVの認可後6か月以内に達しなければならない。CSSF規則によりかかる最低資本は、250万ユーロに引き上げることができる。
- － SIFについては、株式プレミアムまたはパートナーシップ持ち分を構成する金額を加えたSICAVの払込済資本は、125万ユーロを下回ってはならない。かかる最低資本金は、SICAVの認可後12か月以内に達しなければならない。大公国規則によりかかる最低資本金は、250万ユーロまで引き上げることができる。

（注）現在、このような規則は存在しない。

- － 取締役の任命および取締役の変更はCSSFに届け出ることを要し、CSSFの異議のないことを条件とする。
- － 規約中にこれに反する規定がない場合、SICAVはいつでも投資口を発行することができる。
- － 規約に定める範囲で、SICAVは、投資主の求めに応じて投資口を買い戻す。
- － 通常の期間内にSICAVの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り、SICAVの投資口を発行しない。
- － UCITSおよびパート II ファンドの規約は、発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、SICAVの資産評価の原則および方法を特定する。
- － 規約は、法律上の原因に基づく場合について影響を与えない範囲で、発行および買戻しが停止される場合の条件を特定する。
- － 規約は、発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定する（パート I ファンドについては最低1か月に2回、またはCSSFが許可する場合は1か月に1回とし、パート II ファンドについては最低1か月に1回とし、SIFについては最低1年に1回とする。）。
- － 規約は、SICAVが負担する費用の性質を規定する。

3.2.2. 保管受託銀行

会社型投資信託の資産の保管は、保管受託銀行に委託されなければならない。

最低限度額（下記V. 1.5.を参照のこと。）未満でAIFMにより運用されるパート I ファンドおよびパート II ファンドの保管受託銀行の業務はさらに以下のとおりである。

- － ファンドによりまたはファンドのために行われる投資口の販売、発行、買戻しおよび消却が法律およびファンドの規約に従って執行されるようにすること。
- － ファンド資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- － ファンドの収益が規約に従って使用されるようにすること。

SICAVが管理会社を指定した場合において、かつ、管理会社が、ルクセンブルグの管理会社ではない場合、保管受託銀行は、2010年法ならびにその他の適用される法律および法令に従いその権限を遂行しうるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

保管受託銀行は、その義務を遂行しなかったか、不適切な遂行の結果投資家が被る損失について、ルクセンブルグ法に従い責任を負う。

認可を受けてAIFMが運用するパート II ファンドおよび2013年法に規定するAIFとしての資格を有するSIFについては、V. 1.5.に記載されるAIFMD受託規則が適用される。

なお、すべてのパート II ファンドは、2013年法に規定されるAIFとしての資格を有する。

3.2.3. 管理会社

会社型の投資信託は、その資格に応じて、2010年法15章（UCITS）または第16章（パート II ファンドおよびSIF）に従い管理会社によって運営される。

3.2.4. 関係法人

上記III.3.1.5.「関係法人」中の記載事項は、原則として、SICAVの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

3.2.5. 会社型パート I ファンドの追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にSICAVに関し定められているが、パート I ファンドである他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) SICAVが、通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定しない場合

- － 認可の申請は、少なくともSICAVの組織構造を記載した運営計画を添付しなければならない。

- SICAVの業務執行役員は、十分に良好な評価を得ており、当該SICAVが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、取締役およびその地位の後継者は、その氏名がCSSFに直ちに報告されなければならない。SICAVの事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務執行役員」とは、法律もしくは設立文書に基づきSICAVを代理するか、またはSICAVの方針を実質的に決定する者をいう。
- さらに、SICAVと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

CSSFは、また、SICAVが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

SICAVは、CSSFに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

SICAVは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、SICAVの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。

CSSFは、SICAVが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該SICAVに付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合
 - (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
 - (d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ／または組織的に違反した場合
 - (e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合
- (2) 以下のIV.3.2.の(4)、(5)および(6)に定める規定は、通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVに適用される。ただし、「管理会社」は「SICAV」と解釈される。

SICAVは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

- (3) 通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVは、適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、CSSFは、SICAVの性格にも配慮し、当該SICAVが健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、その従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、当該SICAVに係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従って再構築することが可能であること、ならびに管理会社が運用するSICAVの資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

4. ルクセンブルグの投資信託に関する追加的な法律上および規制上の規定

4.1. 2010法および2007年法

4.1.1. 複数コンパートメントおよびクラスの仕組み

2010年法および2007年法は、特に、複数のコンパートメントを有するUCI（いわゆる「アンブレラ・ファンド」）を設立することができる旨を規定している。

さらに、UCI内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたUCIのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を設定することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または配分方針について異なる特徴を持つことがある。CSSFは、2010年法および2007年法に従う投資信託（以下「UCI」という。）の運用開始前のコンパートメント、休止中のコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連するCSSF通達12/540を発行した。当該通達に従い、CSSFによる運用されていないコンパートメント（即ち運用開始前のコンパートメントおよび休止中のコンパートメント）に対する認可は、最長18か月間有効である。

4.1.2. 2010法に基づく受益証券の発行および買戻し

規約に反対の規定がない限り、SICAVはいつでも投資口を発行することができる。2010年法に基づき発行されたSICAVの投資口は全額払い込まれなければならない、無額面であらなければならない。投資口は、SICAVの純資産総額を発行済投資口数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻される。この価格は、費用および手数料

を加えることによって、投資口発行の場合増額し、投資口買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額および手続はCSSF規則により決定することができる。資本は投資口の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

4.1.3. 2007法に基づく受益証券の発行および買戻し

SIFは、形態の如何を問わず、一部払込済み投資口／受益証券を発行することができる。投資口は、発行時に1口につき最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定資本または変動資本を有するSIFを設立することができる。さらに、SIFは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく（買戻しおよび／または申込みについて）オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2010年法に従うUCIに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、2007年法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還（該当する場合）に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2010年法に従うSICAVまたはFCPの場合のように、発行価格、償還価格または買戻価格が純資産価格に基づくことを要求されない。したがって、2007年法の下で、SIFは、（例えば、SIFが発行したワラントの行使時に）所定の確定した価格で投資口を発行することができ、または（例えば、クローズド・エンド型SIFの場合にディスカウント額を減じるため）純資産価格を下回る価格で投資口を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成することができる。

SIFは、一部払込済み投資口を発行することができ、そのため、異なるトランシェの取得は、約定した申込みにより当初申込時に確認された新規投資口の継続取得によってのみならず、一部払込済み投資口（当初発行された投資口の発行価格の残額が分割して払い込まれるもの。）によって行うこともできる。

4.2. 1915年法

商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）は、（2010年法または2007年法により明示的に適用除外されていない限り）FCPの管理会社および投資法人に対して適用される。

4.2.1. 設立に関する要件（1915年法第26条）

最低1名の投資主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,986.69ユーロ相当額である。

4.2.2. 規約の必要的記載事項（1915年法第27条）

規約には、以下の事項の記載が必要とされる。

- (i) 設立者の身元
- (ii) 会社の形態および名称
- (iii) 本店の所在地
- (iv) 会社の目的
- (v) 発行済資本および授權資本（もしあれば）の額
- (vi) 発行時に払込済の額
- (vii) 発行済資本および授權資本を構成する株式のクラスの記載
- (viii) 株式の形式（記名式、無記名式または証券発行を伴わない形式）
- (ix) 現金払込み以外の方法による出資の内容および条件、ならびに出資者の氏名

（注）1915年法は、規制市場で取引されている適格な譲渡性のある有価証券および短期金融商品による出資の場合は、承認された法定監査人の報告書の必要なく現物出資による増資を認めている。しかし、実務上、CSSFは、投資信託については、かかる報告書を依然として要求している。

- (x) 発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
- (xi) 資本の一部を構成しない株式（もしあれば）に関する記載
- (xii) 取締役および承認された法定監査人の選任に関する規約が法を逸脱する場合、その規約およびかかる者の権限の記載
- (xiii) 会社の存続期間
- (xiv) 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬（その種類を問わない。）の見積

4.2.3. 公募により設立される会社に対する追加要件（1915年法第29条）

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

- (i) 設立規約案を公正証書の形式で作成し、これを官報「メモリアル」に公告すること
- (ii) 応募者は、会社設立のための設立規約案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

4.2.4. 発起人および取締役の責任（1915年法第31条および第32条の1）

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込み、および会社が当該法律1915年法の該当条項に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

IV. 2010年法に基づくルクセンブルグのUCITS

1. ルクセンブルグのUCITSに関する序論

2010年法パート I に基づきUCITSとしての適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、その投資口または受益証券を自由に販売することができる（簡単な通知手続に服する。）。

2010年法第2条第2項は、第3条に従い、UCITSを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資スキーム、ならびに
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資スキームの資産から直接または間接に買い戻される投資スキーム（受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。）。

2. ルクセンブルグのUCITSの投資制限

以下に定められた投資制限は、別途指示されない限り、FCPおよび会社型投資信託と同程度まで適用される。

パート I ファンドに適用される投資規則および制限は、2010年法第41条ないし第52条に規定されている。

UCITSが複数の投資コンパートメントを構成する場合、各コンパートメントは、2010年法第41条ないし第52条の目的において、個別のUCITSとしてみなされる。

主な規則および制限は以下のとおりである。

- (1) UCITSは、証券取引所に上場されておらず、定期的取引が行われている公認かつ公開の他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%を超えて投資することができない。かかる証券取引所または他の規制された市場がEU加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるUCITSの約款または設立文書に規定されていなければならない。
- (2) UCITSは、通達2009/65/ECに従い認可されたUCITSまたは同通達第1条第2項第1号および第2号、a)およびb)に規定する範囲のその他のUCIの受益証券に（設立国が加盟国であるか否かにかかわらず）投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
 - かかるその他のUCIは、CSSFがEU法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものまたは監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。
 - かかるその他のUCIの受益者に対する保護水準はUCITSの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分別管理、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が通達2009/65/ECの要件と同等であること。
 - かかるUCIの業務が、報告期間における資産、債務、収益および運用の評価が可能となる形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。
 - （合計で）取得が予定されているUCITSまたはその他のUCIの資産の10%超が、その約款または設立文書に従い、その他のUCITSまたはUCIの受益証券に投資されないこと。
- (3) UCITSは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引き出すことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関が加盟国に登録事務所を有するか、第三国に登録事務所がある場合はEU法の規定と同等とCSSFが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。
- (4) UCITSは、上記(1)に記載する規制された市場で取引される金融デリバティブ商品（現金決済商品と同等のものを含む。）または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品（以下「OTCデリバティブ」という。）に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
 - UCITSが投資することができる商品の裏づけとなるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、UCITSの約款または設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
 - OTCデリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、CSSFが承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。

- OTCデリバティブは、信頼でき、かつ認証されうる日次ベースでの価格に従うものとし、随時、UCITSの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。

CSSFは、とりわけ財務上のリスク、すなわちグローバル・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を詳しく定めた2011年5月30日付CSSF通達11/512を制定している。同通達は、これに関連し、CSSFに提供すべき最低限の情報についても概説している。

- (5) UCITSは、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制された市場で取引されていないもので、2010年法第1条に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。

- 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
- 上記(1)に記載される規制された市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
- EU法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくともEU法が規定するのと同じ程度厳格であるとCSSFが判断する慎重なルールに服し、これを遵守する発行体により発行または保証される短期金融商品
- CSSFが承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、上記3つに規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、発行体は、少なくとも10,000,000ユーロの資本および準備金を有し、第4通達78/660/EECに従い年次財務書類を公表する会社、一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのビークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。

- (6) UCITSは、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。

- (7) 投資法人として組成されているUCITSは、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。

- (8) UCITSは、流動資産を保有することもできる。

- (9) (a) ルクセンブルグに登録事務所を有する投資法人または管理会社（各運用UCITSに関するもの）は、常時、ポジション・リスクおよびそれらのポートフォリオのリスク・プロファイル全体への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。UCITSはまた、OTCデリバティブの価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。UCITSは、CSSFが規定する詳細なルールに従い、デリバティブ商品のタイプに関して、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、CSSFに定期的に報告しなければならない。

- (b) UCITSは、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段をCSSFが定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。いかなる場合も、これらの運用によりUCITSはその設立証書に記載された投資目的から逸脱しないものとする。

- (c) UCITSは、デリバティブ商品に関するグローバル・エクスポージャーが、ポートフォリオの純資産総額を超過しないようにしなければならない。

当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、将来の市場動向およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。

UCITSは、その投資方針の一部として、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)に規定する投資上限額を超過してはならない。UCITSが指数を基礎とする金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する上限額の目的において合計する必要はない。

譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブ商品を内包する場合は、本項の要件への適合については、デリバティブ商品も勘案しなければならない。

- (10) (a) UCITSは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。

UCITSは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。UCITSの取引の相手方に対するOTCデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記(3)に記載する信用機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてはならない。

- (b) UCITSがその資産の5%を超えて投資する各発行体について、UCITSが保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのOTCデリバティブ取引には適用されない。
上記(a)に記載される個別の制限にかかわらず、UCITSは、その資産の20%を超える部分が一つの機関に投資されることになる場合は、以下のものを合計してはならない。
- 当該機関により発行された譲渡性のある証券もしくは短期金融商品
 - 当該機関への預金、または
 - 当該機関について行われたOTCデリバティブ取引から生じるエクスポージャー
- (c) 上記(a)の第1文に記載される制限は、加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることができる。
- (d) 上記(a)の第1文に記載される制限は、その登録事務所が加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、当該債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の全有効期間中、債券に付随する請求をカバーできる資産であって、かつ、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払いに充てられる資産に投資されなければならない。
UCITSがその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。
- (e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、(b)に記載される40%の制限を適用する目的において考慮されなければならない。
- (a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、または上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金もしくはデリバティブ商品への投資は、合計で当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。
- 通達83/349/EECまたは公認の国際的な会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては同一発行体とみなされるものとする。
- UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%の制限まで投資することができる。
- (11) 以下の(15)に記載される制限に反することなく、(10)に記載する制限は、UCITSの約款または設立文書に従って、その投資方針の目的がCSSFの承認する株式または債務証券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および／または債務証券への投資については、20%まで引き上げることができる。ただし、次の条件をみたす場合に限り。
- 指数の構成銘柄が十分分散されていること
 - 指数が関連する市場の適切なベンチマークを表示するものであること
 - 指数が適切な方法で公表されていること
- この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制された市場での例外的な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、一発行体のみ許される。
- (12) (a) (10)にかかわらず、CSSFは、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、加盟国、その一もしくは複数の地方自治体、非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国が属している公的国際機関が発行または保証する、異なる種類の譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。
- CSSFは、(10)および(11)に記載する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。
- これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、単一の銘柄がその全資産の30%を超えてはならない。
- (b) (a)に記載するUCITSは、その約款または設立文書において、その資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関について明記しなければならない。
- (c) さらに、(a)に記載するUCITSは、その目論見書または販売文書の中に、かかる許可に関する注意喚起文言を記載し、その資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を表示しなければならない。

- (13) (a) UCITSは、(2)に記載するUCITSおよび／またはその他のUCIの受益証券を取得することができるが、一つのUCITSまたはその他のUCIの受益証券にその資産の20%を超えて投資することはできない。
この投資制限の適用上、複数のコンパートメントを有するUCIの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていなければならない。
- (b) UCITS以外のUCIの受益証券への投資は、合計して、一つのUCITSの資産の30%を超えてはならない。
UCITSがUCITSおよび／またはその他のUCIの受益証券を取得した場合、UCITSまたはその他のUCIのそれぞれの資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。
- (c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されている他のUCITSおよび／または他のUCIの受益証券に、UCITSが投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかる投資先UCITSおよび／またはUCIの受益証券への投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。
他のUCITSおよび／または他のUCIにその資産の相当部分を投資するUCITSは、目論見書において、当該UCITSならびに投資を予定している投資先UCITSおよび／またはUCIの両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。さらに、年次報告書において、当該UCITSならびに投資先UCITSおよび／またはUCIの両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。
- (14) (a) 目論見書は、UCITSが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるかどうかについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。
- (b) UCITSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株式または債務証券指数に追従する投資を行う場合、目論見書および必要な場合は販売文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (c) UCITSの純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合は販売文書において、当該UCITSの特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UCITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該カテゴリーの商品の主なリスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。
- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2010年法パート I または通達2009/65/ECに該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しようとする議決権付株式を取得してはならない。
- (b) さらに、UCITSは、以下を超えるものを取得してはならない。
(i) 同一発行体の議決権のない株式の10%
(ii) 同一発行体の債務証券の10%
(iii) (2010年法第2条第2項の意味の範囲の) 同一UCITSまたはその他のUCIの受益証券の25%
(iv) 一発行体の短期金融商品の10%
上記(ii)ないし(iv)の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。
- (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。
1) 加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
2) 非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
3) 一または複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品
4) EU非加盟国で設立された会社の資本における株式で、UCITSがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がUCITSによる当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、EU非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。

- 5) 子会社の資本における株式で一または複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が設立された国における運用、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。
- (16) (a) UCITSは、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本書IV.2.の制限に適合する必要はない。
リスク分散の原則の遵守の確保に当たっては、新しく認可されたUCITSには、認可を受けた日から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。
- (b) 上記(a)の制限がUCITSのコントロールを超えた理由または引受権の行使により超過した場合、UCITSは、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。
- (17) (a) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、UCITSは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。
- (b) (a)にかかわらず、
- 1) UCITSは、借入れが一時的であり、かつ投資法人の場合はその資産の10%までを表象する場合は当該10%までを、またはFCPの場合はそのファンド価額の10%までを表象する場合は当該10%までを借入れをすることができる。
- 2) 投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。
- UCITSが、1)および2)に基づき借入れを承認される場合、当該借入れは、合計でそのUCITSの資産の15%を超過してはならない。
- (18) (a) 上記(1)ないし(9)の適用を害することなく、投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となってはならない。
- (b) (a)は、当該投資法人、管理会社または保管受託銀行が、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品であって一部払込未了のものを取得することを妨げるものではない。
- (19) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。
- 2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則は、一定の定義の明確化に関する通達およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する、2007年3月19日付EU通達2007/16/ECを、ルクセンブルグにおいて実施している。
- 2008年2月19日に、CSSFは、大公規則を参照してかかる2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の条文を明確化する通達08/339（以下「通達08/339」という。）を出した。
- 通達08/339は、2002年法の関連規定（2010年法の対応する規定により取って代えられる。）の意味の範囲内で、かつ2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産に該当するか否かを評価するに当たり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。通達08/339は、2008年11月26日にCSSFにより出された通達08/380により改正された。
- 2008年6月4日に、CSSFは、特定の証券貸借取引においてUCITSが利用することのできる技法と商品の詳細について示したCSSF通達08/356を出した。
- 通達08/356は、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を取り扱っている。当該通達08/356は、UCITSのカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどのように保管すべきかを定めている。当該通達は、証券貸借取引によってUCITSのポートフォリオ運用業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨を再言している。さらに、当該通達は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

通達14/592は、ETFおよびETFを扱う他のUCITSの問題に関するESMA指針のルクセンブルグにおける実施、金融派生商品の使用、UCITSおよび適格金融指数に関する付随的規則を取り扱う。

通達2009/65/ECを実施する2010年法は、マスター／フィーダー構造（B）の設定可能性だけでなくUCITS（A）の合併に関するルクセンブルグ法の特定の規定も導入している。

- A. 2010年法は、それぞれの法的形態にかかわらず、UCITS（またはそのコンパートメント）の国境を越える合併または国内の合併に関連して新しい規則を定めている。これらの規定は、UCITSのみに適用され、その他の種類のUCIには適用されない。2010年法に従い、CSSFは、2010年法の特定の規定を明確化したCSSF規則10-05を採用している。
- B. UCITSフィーダー・ファンドとは、その資産の少なくとも85%を別のUCITS（以下「マスター」という。）に投資するUCITSであると定義される。残りの15%は、以下のように保有することができる。
- － 補助的な流動資産（2010年法第41条第2項に定義される。）
 - － 金融デリバティブ商品（ヘッジ目的でのみ利用できる。）
 - － 事業を行う上で必須の動産または不動産

3. UCITSの管理会社／第15章の管理会社

パート I ファンドを運用するルクセンブルグの管理会社には、2010年法第15章が適用される。

3.1. ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社が業務を行うための条件

- (1) 2010年法第15章の意味においてルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社の業務の開始は、CSSFの事前の認可に服する。2010年法に基づき管理会社に付与された認可は、すべての加盟国に対し有効である。管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または株式有限責任事業組合として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。
- 2010年法が1915年法の規定から逸脱しない限り、1915年法の規定は第15章の管理会社に適用される。認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、メモリアルにおいて公告される。
- (2) 管理会社は、通達2009/65/ECに従い認可されるUCITSの運用以外の活動に従事してはならない。ただし、当該通達に定められていないその他のUCIの運用であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、通達2009/65/ECの下でその他の加盟国において販売することはできない。UCITSの運用のための活動は、2010年法別表IIに列挙されている業務を含む。
- （注）当該リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売業務が含まれている。
- (3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。
- (a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオの運用（年金基金が保有するものも含む。）
 - (b) 付随的業務としての、投資顧問業務およびUCIの受益証券に関する保管および管理事務業務
- (4) 1993年法第1-1条、第37-1条および第37-3条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。
- (5) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。
- (6) 上記(2)とは別に、2010年法第15章に従い授權され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、AIFMDが規定するAIFのAIFMとして任命される。ただし、同管理会社は、2013年法第2章に基づくAIFのAIFMとしてCSSFによる事前の授權も得るものとする。
- AIFMとして行為する管理会社は、2013年法別表Iに記載される行為および2010年法第101条による授權を条件としUCITSの管理に関する追加行為のみを行うことができる。
- （注）表は、ポートフォリオ管理およびリスク管理からなる投資運用業務ならびにAIFMがAIFの集成的管理において追加的に遂行する「その他の業務」（管理、マーケティングおよびAIFの資産に関連する行為等）から構成される。
- AIF運用の管理行為に関連して、管理会社は、金融証書に関連する注文の受理および送信など2013年法第5条4項に規定される非中核的サービスも提供する。
- (7) 管理会社は、いわゆる「管理会社パスポート」を使用してクロス・ボーダー・ベースで活動を遂行する。
- (8) CSSFは、以下の条件が満たされない限り管理会社を認可しない。
- (a) 管理会社は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならない。
 - － 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオのうち250,000,000ユーロ超過額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しないものとする。
 - － 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。

- (i) 管理会社が運用するFCP（管理会社が運用権限を委託したかかるFCPのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）
- (ii) 管理会社が指定管理会社とされた投資法人
- (iii) 管理会社が運用するUCI（管理会社が運用権限を委託したかかるUCIのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）

- これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、通達2006/49/EC第21条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%まで追加することができない。信用機関または保険機関は、加盟国またはCSSFがEU法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

- (b) (8)(a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。
 - (c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、十分に良好なレピュテーションを有し、管理会社が運用するUCITSに関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者の身元情報は、CSSFに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。
 - (d) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。
 - (e) 本店と登録事務所は双方ともルクセンブルグに所在しなければならない。
 - (f) 取締役は、当該ファンドの種類に関して、2010年法第129条第5項の規定する意味において、十分な評価を得ており、かつ、十分な経験を有する者でなければならない。
- (9) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、当該関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。
- CSSFは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。
- CSSFは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。
- (10) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
 - (11) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。
 - (12) CSSFは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、2010年法第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。
 - (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。
 - (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
 - (d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、通達2006/49/ECの変更の結果、1993年法に適合しなくなった場合。
 - (e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
 - (f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。

管理会社が、（2010年法第116条に従い）集团的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、CSSFは、管理会社の認可を撤回する前に、UCITS所在加盟国の監督当局と協議する。

- (13) CSSFは、一定の適格保有または保有額を有する、管理会社の投資主またはメンバー（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社における一定の保有は、1993年法第18条に基づく投資会社に適用されるものと同様の規定に服する。
CSSFは、管理会社の健全で慎重な運用の必要性を勘案し、上記の投資主またはメンバーの適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。
- (14) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有することが証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。

承認された法定監査人の変更は、事前にCSSFの承認を得なければならない。

3.2. ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

- (1) 管理会社は、常に上記(1)ないし(5)および(8)ないし(9)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は(8)(a)に特定されるレベルを下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な事由がある場合、CSSFは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。
- (2) 管理会社が運用するUCITSの性格に関し、またUCITSの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、通達2009/65/ECに従い、管理会社は、以下を義務づけられる。
 - (a) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム(特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己の資金の投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。)を有すること。少なくとも、UCITSに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が運用するUCITSの資産が約款または設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。
 - (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とUCITSまたはUCITS間の利益の相反により害されるUCITSまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。
- (3) (3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている管理会社は、
 - 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が運用するUCITSの受益証券に投資してはならない。
 - (3)の業務に関し、1993年法に基づく投資家補償スキームに関する通達97/9/ECを施行する2000年7月27日法の規定に服する。

(注) 上記規定により、当該管理会社はルクセンブルグに本拠を置く投資家補償スキームの構成員であることを要する。
- (4) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の業務を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の条件のすべてが充足されなければならない。
 - a) 管理会社は、CSSFに適切に報告しなければならない。CSSFは、UCITS所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
 - b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、投資家の最善の利益のために管理会社が活動し、UCITSが運用されることを妨げてはならない。
 - c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。
 - d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、CSSFおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
 - e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行または受益者もしくは管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
 - f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
 - g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、権限が委託された者に常に追加的指示を付与し、または投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
 - h) 委託される権限の性格を勘案し、権限が委託される者は、当該権限を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
 - i) UCITSの目論見書に、管理会社が委託した権限を列挙しなければならない。

管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に権限を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが単なる連絡機能のみを有することとなるような形の権限の委託をすることはしないものとする。
- (5) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範により、以下を行う。
 - (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。
 - (b) 管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。
 - (c) 事業活動の適切な遂行に必要なリソースと手続を保有し、効率的に使用しなければならない。
 - (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が運用するUCITSが確実に公正に取り扱われるようにしなければならない。

(e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務を遵守し、投資家の最善の利益および市場の信頼性を促進しなければならない。

- (6) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを運用する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちのいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

- (7) 管理会社は、1993年法第1条に規定する関連代理人を任命することができる。
管理会社が関連代理人の任命を決定する際、当該管理会社は、2010年法に基づき許可される行為の範囲内で、1993年法第37-8条に従う投資会社に適用される規則を遵守しなければならない。

3.3. 設立の権利および業務提供の自由

- (1) 2010年法第15章に従い認可された管理会社が、その他の活動または業務を行うことを提案することなく、2010年法別表IIに定めるとおり自らが運用するUCITSの受益証券を支店を設置せずにUCITS所在加盟国以外の加盟国において販売することのみを提案する場合、当該販売は、2010年法第6章の要件のみに従うものとする。
- (2) 通達2009/65/ECに従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。
- (3) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、他の加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

UCITS管理会社に適用される制度は、最初に2003年7月30日付CSSF通達03/108に記載され（かかる通達の目的はUCITS管理会社に適用される規定および要件を明確にすることであった。）、その後、CSSF通達05/185により補足された。

CSSF規則No.10-4は、管理会社の基本的な設立要件ならびにその利益相反、業務遂行およびリスク管理に関する要件を定めている。

さらに、2010年法の効力発生後、CSSFは、2010年法第15章に従うルクセンブルグの管理会社および2010年法第27条の意味における管理会社を指定していない投資法人（いわゆる「自己管理型投資法人」）に適用される新たな規定に関するCSSF通達11/508を発行した。CSSF通達11/508の目的は、2010年法の効力発生後にUCITS管理会社および自己管理型投資法人が遵守すべき新たな要件につき詳細に説明することであった。

2012年10月24日、CSSFは、CSSF通達03/108、CSSF通達05/185およびCSSF通達11/508に取って代わるCSSF通達12/546を発行した。CSSF通達12/546は、第15章に従う管理会社および自己管理型投資法人に関する認可の取得および維持のための関連ある条件を一つの通達内に含み、CSSF規則No.10-4の一定の原則を詳述する。

CSSF通達12/546は詳細にわたり、以下は主要な点をまとめたものにすぎない。

- 業務プログラムを記載した申請ファイルは、CSSFに提出されなければならない。
- 管理会社および／または自己管理型投資法人は、その事務所をルクセンブルグに置かなければならない。
- 人的資源について、管理会社および／または自己管理型投資法人は、原則として、その決定事項を実行し、職務を遂行し、受任者の業務を有効に監督するために必要な技能、知識および専門的技術を有する十分な数の常勤職員を雇用しなければならない。ただし、CSSFにより認められる特例として、職員は他の機関から出向または派遣することが可能である。また、業務は、個々に評判および経験に関する要件を満たす少なくとも2名の業務執行役員が遂行しなければならない。
- 一般的規則として、管理会社および／または自己管理型投資法人の業務を遂行する少なくとも2名の者はルクセンブルグを本拠としなければならない。管理会社が一任顧客ベースでポートフォリオの運用業務を行っている場合、業務を遂行する2名の者は、いかなる場合も、ルクセンブルグを本拠としなければならない。また、業務執行役員のいずれも、管理会社が管理会社を務めるUCITSの保管銀行の従業員であってはならない。業務執行役員は、業務契約により管理会社／自己管理型投資法人の従業員になるかまたは管理会社と関連性を有することができる。
- 通達では、職員数は管理会社／自己管理型投資法人の業務と、多分に管理会社が自らその権限を遂行するか委任を通じその権限を遂行するかに依拠すると示唆している。
- 管理会社のコンプライアンス担当役員、内部監査人およびリスク管理者は、管理会社の取締役会の構成員であってはならない。

- － 通達では、管理会社／自己管理型投資法人が最初のおよび継続的な審査および監督に従いその権限の一部の委任を認められるため充足すべき条件、管理会社／自己管理型投資法人の職員および特に業務遂行の責任を負う2名が、管理会社／自己管理型投資法人から権限を委任された者を監視するためのシステムおよびアレンジならびにかかる2名が権限の委任先が実行する業務を監督するため受領すべき報告書の種類が詳細に記載されている。管理会社／自己管理型投資法人の業務を遂行する者は常にUCITSに関する会計書類をリアルタイムでまたは簡易な請求手続で入手できなければならない。
- － 中央管理事務権限は、他のルクセンブルグの認可された規制対象企業に対してのみ委任することができる。
- － 投資運用権限の保管銀行に対する委託は禁止されている。

4. ルクセンブルグのUCITSに関する追加的な法律上および規制上の要件

4.1. ルクセンブルグのUCITSの認可、登録および監督

4.1.1. UCITSの認可および登録

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

(i) 次の投資信託はルクセンブルグのCSSFから正式な認可を受けることを要する。

- － ルクセンブルグの投資信託は、設立または設定の日から1か月以内に認可を受けること。
- － EU加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託、および他のEU加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。

(ii) 認可を受けたUCIは、CSSFによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味する。

(iii) ルクセンブルグ法、規則およびCSSFの通達の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。CSSFのかかる決定に対し不服がある場合には、行政裁判所（tribunal administratif）に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない。これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはCSSFの要請に基づき、該当するルクセンブルグのUCIの解散および清算を決定する。

CSSFの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

4.1.2. 投資家に提供される情報

2010年法第150条は投資信託による目論見書、年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年法の第159条は、パート I ファンドが、簡潔、かつ、専門的でない用語により記載された主要投資家情報文書を公表する義務も規定している。

2010年法は、さらに以下の公表義務を定めている。

- － 投資法人および管理会社は、自己が運用している各FCPのために、その目論見書および主要投資家情報文書^(注)ならびにそれらの変更、ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。
- － 主要投資家情報文書は、投資家がUCITSの受益証券／投資口の申込みを行う前に、無償で投資家に提供されなければならない。
主要投資家情報文書は、加盟国以外の国の投資家に必ずしも提供される必要はない。ただし、かかる国の監督当局が、当該情報を投資家に提供するように要求する場合を除く。
さらに、目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。
- － 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書および主要投資家情報に記載された方法により入手できる。
- － 年次報告書および半期報告書は、請求により投資家に無償で提供される。
- － 監査済年次報告書ならびに監査済または未監査の半期報告書は、当該期間終了以降、4か月および2か月以内に公表されなければならない。

4.1.3. ルクセンブルグのUCITSに適用される規制

- － 2011年7月1日時点での欧州のマネー・マーケット・ファンドに共通の定義に関する2010年5月19日付CESRガイドライン10-049（改定済）

- － 設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理ならびに保管受託銀行および管理会社との契約の内容についての通達2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会通達2010/43/EUを置き換える2010年12月22日付CSSF規則No.10-4
- － ファンドの合併、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定についての通達2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会通達2010/44/EUを置き換える2010年12月22日付CSSF規則No.10-5
- － 他のEU加盟国においてその受益証券の販売を希望しているルクセンブルグ法に従うUCITSおよびルクセンブルグにおいてその受益証券の販売を希望している他のEU加盟国のUCITSが踏むべき新たな通知手続に関連する2011年4月15日付CSSF通達11/509
- － 運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する2012年7月9日付CSSF通達12/540

4.2. ルクセンブルグのUCITSに適用される追加的な規制

(i) 公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドが活動を行うためにはCSSFの認可を受けなければならない旨規定している。

(ii) 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

(iii) 2010年法パートIに従うUCITSは、上記(ii)に定める条件のほか、以下の条件を満たさない限り、CSSFにより認可されないものとする。

a) FCPは、当該FCPを運用するための管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。

管理会社を指定した投資法人は、当該投資法人を運用するために指定された管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。

b) 上記a)を損なうことなく、ルクセンブルグにおいて設立されたUCITSが通達2009/65/ECに従う管理会社により運用され、通達2009/65/ECに基づき他の加盟国の管轄当局により認可されている場合、CSSFは、2010年法第123条に従い、当該UCITSを運用するための管理会社の申請書について決定するものとする。

2010年法第129条第4項に基づき、CSSFは、以下の場合、2010年法第2条の範囲内においてUCITSの認可を拒否することができる。

a) 投資法人が2010年法第3章に定める前提条件を遵守していないことを立証した場合

b) 管理会社が2010年法第15章に基づきUCITSを運用することを認可されていない場合

c) 管理会社がその所在加盟国においてUCITSを運用することを認可されていない場合

2010年法第27条第1項を損なうことなく、管理会社または投資法人(該当する場合)は、完全な申請書が提出されてから2か月以内に、UCITSの認可が付与されたか否かにつき通知を受けるものとする。

(iv) 販売資料

2005年4月6日付CSSF通達05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の権限ある当局による監督に服していない場合であっても、コメントを得るためにCSSFに提出する必要はないものとされている。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

(v) 目論見書の記載情報

目論見書は、提案された投資について投資家が情報を得た上で判断を行うことができるようにするための必要な情報、特に、投資に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資する商品のいかににかかわらず、投資信託のリスク概要について明瞭かつ分かりやすい説明をしなければならない。目論見書は、少なくとも2010年法の別紙IのスケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する約款または設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

(vi) 目論見書の更新義務

2010年法第153条は、完全な目論見書の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

(vii) 財務状況の報告および監査

1915年法第73条第2項の一部修正により、SICAVは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送

付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をメモリアルに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なCSSF通達02/81に基づき、CSSFは、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。CSSF通達02/81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、UCIの運用（その中央管理事務および保管者を含む。）および（マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について）監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的にみることであると述べている。長文式報告書は、公衆の閲覧に供することを意図しておらず、UCIまたはUCIの管理会社の取締役会およびCSSFによる使用のためだけに発行される。

(viii) 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、CSSFが、UCIに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、UCIの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

IML通達97/136（CSSF通達08/348により改正）に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。

(ix) 違反に対する罰則規定

1915年法および2010年法に基づき、1人または複数の取締役または投資信託の運用・運営に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および／または、一定の場合には50,000ユーロ以下の罰金刑に処される。

4.3. 税制

4.3.1. ファンドの税制

4.3.1.1. 資本税（*droit d'apport*）

2002年法第128条および2003年4月14日の大公規則の廃止に従い、2010年法に従う投資信託の設立に際しては、資本税は今後課されない。

4.3.1.2. 年次税（*taxe d'abonnement*）

2010年法第174条第1項に従い、ルクセンブルグの法律の下に存続する投資信託は、以下の場合を除き純資産価額に対して年率0.05%の年次税を各四半期末に支払う。

2010年法第174条第2項に従い、以下の投資信託については、年率0.01%に軽減されている。

- 短期金融商品への集団的投資および信用機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの投資信託
- 金融機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの投資信託
- 2010年法に規定された複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメントおよびUCI内で発行された証券の個別のクラス、または複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメント内で発行された証券の個別のクラス。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は機関投資家によって保有されなければならない。

2010年法第174条における「短期金融商品」の概念は、2010年法第41条の投資制限における概念より広いものであり、2003年4月14日付大公規則において、譲渡可能証券であるか否かにかかわらず、債券、譲渡性預金証券（CD）、預託証券およびその他類似のすべての証券を含む一切の債務証券および債務証券と定義されている。ただし、関係する投資信託による取得時に、当該証券の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券に係する

金融商品を考慮した上で、12か月を超えない場合、または当該証券の要項で、当該証券の金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められている場合に限られる。

2010年法第175条はまた、以下について年次税の免税を規定している。

- (a) 他のUCIに保有される受益証券／投資口により表象される資産の価額。ただし当該受益証券／投資口は、2010年法第174条に規定される年次税をすでに課されているものとする。
- (b) UCIおよび複数コンパートメントを有するUCIの各コンパートメント
 - (i) その受益証券が機関投資家に保有され、
 - (ii) その専属的目的が短期金融商品への集合的投資および信用機関への預金であり、
 - (iii) そのポートフォリオ満期までの加重残余期間が90日を超えず、かつ
 - (iv) 公認の格付機関から最高の格付けを取得している場合複数のクラスがUCIまたはコンパートメント内に存在する場合、年次税の免除は、有価証券が機関投資家のために留保されるクラスにのみ適用される。
- (c) その投資口または受益証券が（i）従業員のために1もしくは複数の雇用者の主導により設定された企業退職年金のための機関または同様の投資ビークルおよび（ii）従業員に退職手当を提供するため自らが保有するファンドに投資する1もしくは複数の雇用者の会社のために留保されるUCIおよびそのコンパートメント
- (d) 主な目的が小規模金融マイクロファイナンス機関への投資であるUCIおよびかかる目的の複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント、
- (e) 以下のような複数のコンパートメントを有するUCIおよびかかるUCIの個々のコンパートメント
 - (i) その証券が定期的に営業し、公認され、かつ公開されている一つ以上の証券取引所もしくは別の規制市場において上場または取引されているもの、および
 - (ii) 一つ以上の指数の運用実績を複製することを唯一の目的とするもの。複数のクラスがUCIまたはコンパートメント内に存在する場合、年次税の免除は、（i）の条件を満たすクラスにのみ適用される。

- 4.3.2. 日本の投資主または受益者およびルクセンブルグに居住しない投資主または受益者の課税関係
現在のルクセンブルグ法のもとにおいては、契約型および会社型の投資信託ともに、投資信託自体または投資信託の投資主もしくは受益者が、当該ファンドの投資口または受益証券について、通常の所得税、キャピタル・ゲイン課税、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、当該投資主または受益者がルクセンブルグ大公国に住所、居所または恒久的施設を有している場合は、この限りでない。
契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当の支払国において源泉課税を受けることがある。

4.4. 清算

4.4.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法に基づいて設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。FCPまたはSICAVの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきFCPが終了した場合または投資主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、設立文書もしくは規約または適用される法令の規定に基づいて清算が行われる。

4.4.1.1. FCPの強制的・自動的解散

- a. 管理会社または保管受託銀行がその権限を停止し、その後2か月以内に後任が見付からない場合
- b. 管理会社が破産宣告を受けた場合
- c. 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合

（注）純資産価額が法律で要求される最低額の3分の2を下回った場合、自動的には清算されないが、CSSFは清算を命じることができる。
この場合、清算は管理会社によって行われる。

4.4.1.2. SICAVについては以下の場合には投資主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a. 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、単純多数決によって決定される。
- b. 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、当該投資信託の解散の決定は、かかる投資主総会において4分の1の投資口を保有する投資主によって決定される。

4.4.1.3. ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、CSSFによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

4.4.2. 清算の方法

4.4.2.1. 通常の清算

清算は、通常、次の者により行われる。

a) FCP

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定（もしあれば）に基づき受益者によって選任された清算人

b) 会社型投資信託

投資主総会によって選任された清算人

清算は、CSSFがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする（2010年法第145条第1項）。

清算人がその就任を拒否し、またはCSSFが提案された清算人の選任を承認しない場合は、地方裁判所の商事部門が利害関係人またはCSSFの請求により清算人を申請するものとする。

清算の終了時に、受益者または投資主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関であるCaisse de Consignationに預託され、権限を有する者は同機関において受領することができる。

4.4.2.2. 裁判所の命令による清算

地方裁判所の商事部は、CSSFの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いCSSFの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記4.4.2.1.に記載された方法で預託される。

V. 2013年法に従うオルタナティブ投資信託

2013年7月15日に、AIFMをルクセンブルグ法に法制化するオルタナティブ投資信託運用者に関する2013年7月12日付が公表された。

(i) 2013年法に従い、その通常業務が一または複数のAIFを運用することである法人は、（当該AIFMが2013年法の適用外である場合を除き）2013年法を遵守しなければならない。AIFとは、以下の投資信託（そのコンパートメントを含む。）をいうと定義される。

a) 多数の投資家から資金を調達し、かかる投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資することを目的としており、かつ、

b) UCITS IV通達に基づき認可を必要としない投資信託。

(ii) 2013年法は、以下のAIFMには適用されない。

a) AIFM、AIFMの親会社もしくは子会社またはその他AIFMの親会社の子会社のみが投資家であるAIFを運用する、ルクセンブルグで設立されたAIFM（ただし、かかる投資家のいずれも、それ自体がAIFではないことを条件とする。）

b) ルクセンブルグで設立されたAIFMであり、共同運用もしくは共同管理により、または、直接的もしくは間接的な実質的保有により、当該AIFMと関連する会社を通じて、以下のいずれかのAIFのポートフォリオを直接的または間接的に運用するAIFM

(i) その運用資産（レバレッジの利用を通じて取得される資産を含む。）の総額が100百万ユーロの限度額を超えないAIF、もしくは

(ii) レバレッジされておらず、各AIFへの当初投資日から5年間行使可能な買戻請求権を有していないAIFによりポートフォリオが構成される場合は、その運用資産の総額が500百万ユーロの限度額を超えないAIF

（それぞれを「最低限度額」という。）

AIFMは、上記b)(ii)に基づき2013年法の適用が除外される場合であっても、CSSFへの登録を行わなければならない。2013年法は、かかる登録に関して適用除外規則を定めていない。2013年法の適用が除外されるAIFMは、CSSFへの登録時に、当該AIFMが運用するAIFを特定し、かかるAIFの投資戦略に関する情報をCSSFに提供する。2013年法の適用が除外されるAIFMは、その登録の完了後、CSSFに対し、CSSFが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該AIFMの主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該AIFMが運用するAIFの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に（少なくとも年に一度）提供しなければならない。2013年法の適用が除外されるAIFMが最低限度額を上回る場合、当該AIFMは、CSSFにかかる変更を通知し、完全な認可の申請を行わなければならない。

当該AIFMは、AIFMDパスポート（下記V. 1.6.を参照のこと。）の恩恵を受けることはなく、このためパートIIファンドまたはSIFの販売は、国内私募規則に今後準拠する。

EU加盟国以外の国で設立されたAIFM（すなわち、EU圏外のAIFM）の認可は、2015年7月から取得可能となる。それまで、2013年法は、EU加盟国以外の国で設立された一または複数のAIF（すなわち、EU圏外のAIF）を運用し、ルクセンブルグにおいてかかるAIFを販売しないEU圏外のAIFMには適用されない。しかしながら、ルクセンブルグにおけ

るEU AIFの管理またはEU圏外のAIFの販売を意図するEU圏外のAIFMは、2013年法第58条第5項に記載される要件に従わなければならない。

1. 2013年法に従うAIFM および保管受託体制

1.1. AIFM

1.1.1. AIFMの概要

AIFの資格を有するルクセンブルグのファンドは、下記のいずれかの例外が適用される場合を除き、認可済みAIFMにより運用されるものとする。

AIFMが、

a) AIFによりまたはAIFのために選任される法人であり、かかる選任を通じてAIFを運用することにつき責任を負う「外部AIFM」である場合、もしくは

b) AIFの法的形態により内部運用が可能な場合で、AIFの統治組織が「外部AIFM」を選任しないことを選択した場合におけるAIFそれ自体（かかる場合、「内部AIFM」、すなわちAIFそれ自体がAIFMとして認可される必要がある。）である場合。

内部で運用されるAIFは、2013年法別表Iに記載されるAIFの内部運用行為以外の行為に従事しないものとする。

上記とは別に、外部AIFMは、さらに以下の業務を提供することができる。

a) 通達2003/41/EUの第19条第1項に従い、投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う年金基金および退職金運用機関により所有される投資ポートフォリオを含むこれらの運用

b) 付随的業務としての

i) 投資顧問業務

ii) 投資信託の投資口または受益証券に関する保管および管理事務業務

iii) 金融証書に関する注文の受理および送達

AIFMは、2013年法第2章に基づき以下の業務の提供を認可されない。

a) 上記段落に記載される業務のみ

b) 上記段落のa)に記載される業務について認可を得ることなく、上記段落のb)に記載される付随的業務

c) 管理事務、販売行為のみおよび／またはAIFの資産に関する行為

d) リスク管理業務の提供を伴わないポートフォリオ運用業務またはポートフォリオ運用業務を伴わないリスク管理業務

1.1.2. AIFMの認可

ルクセンブルグで設立されたAIFMの行為を開始するには、CSSFの認可を条件とする。

認可申請は、以下の情報を含む物とする。

a) AIFMの事業を実質的に行う者に関する情報

b) 適格保有を有するAIFMの投資主またはメンバー（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元およびこれらの保有額に関する情報

c) AIFMが2013年法第2章（AIFMの認可）、第3章（AIFMの運営条件）および第4章（透明性要件）および、適用する場合、第5章（特定タイプのAIFを運用するAIFM）、第6章（EU AIFMのEUにおけるEU AIFの販売および運用権限）、第7章（第三国に関する具体的規則）および第8章（個人投資家に対する販売）を遵守する方法に関する情報を含む、AIFMの組織構成を記載する活動プログラム

d) 報酬方針に関する情報

e) 第三者に対する業務の委託または再委託について締結された取り決めに関する情報

さらに、認可申請はAIFMが2013年法第6条に記載されるとおり運用を意図するAIFに関する情報を含むものとする。

認可の付与に伴い、AIFMは履行前に、とりわけCSSFが認可付与の根拠とした情報の重要な変更についてCSSFに通知する義務が生じる。

1.2. AIFMとしても認可された管理会社

以下の事業体はAIFMとしての資格を有する可能性がある。

(a) 2010年法第15章記載の管理会社

(b) 2010年法（第125－1条および第125－2条）第16章記載の管理会社

(c) 2010年法パートIIに従い内部運用されるUCI

(d) 2007年法に従い内部運用されるSIF

(e) 2004年法に従い内部運用されるSICAR

(f) 2013年法に従い規制されるAIFMたる適格性を採用する予定のその他のルクセンブルグの事業体

1. 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないAIFに対して運用業務を提供するルクセンブルグの事業体
2. 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないAIFの資格を有する、内部運用されるルクセンブルグの事業体

1.2.1. 第15章記載の管理会社

2010年法第101条に従う第15章記載の管理会社の主な活動は、UCITS IV通達に従い認可されたUCITSの運用である。しかしながら、2010年法第15章に従いCSSFにより認可され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、2013年第2章に基づくAIFMとして行為するため追加許可をCSSFから得ることを条件とし、AIFMDが規定するAIFのAIFMとして任命される場合もある。

AIFMとして行為する第15章記載の管理会社に関する認可情報については、IV3.1.を参照のこと。

1.2.2. その他の管理会社—第16章記載の管理会社

第16章記載の管理会社は、AIFの管理会社およびAIFMとして行為することができる。2010年法第125-1条、第125-2条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社は、充足しなければならない要件および遂行できる行為について規定している。

(1) 管理会社の業務の開始にはCSSFの事前の認可が必要となる。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または株式有限責任事業組合として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、CSSFによりメモリアルにおいて公告される。

A) 以下B)に記載される2010年法第125-2条の適用を害することなく、2010年法第125-1条に基づき認可された管理会社は以下の活動にのみ従事することができる。

- (i) AIFMDに規定される範囲内のAIF以外の投資ビークルの運用を行うこと。
- (ii) AIFMDに規定される範囲内のAIFとしての適格性を有している一または複数の契約型投資信託、またはAIFMDに規定される範囲内のAIFとしての適格性を有している一または複数の変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人のために、2010年法第89条第2項に規定する範囲の管理会社の業務を行うこと。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および／または変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人に代わり、2010年法第88—2条第2項a)に従い外部AIFMを選任しなければならない。
- (iii) その運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれかを超えない一または複数のAIFの運用を行うこと。かかる場合、当該管理会社は、以下の事項を行わなければならない。
 - CSSFに対して当該管理会社が運用するAIFを特定すること。
 - 当該管理会社が運用するAIFの投資戦略に関する情報をCSSFに提供すること。
 - CSSFに対し、CSSFが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該管理会社の主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該管理会社が運用するAIFの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に提供すること。

上記に定められる限度額の条件を満たさなくなった場合で、当該管理会社が2010年法第88-2条第2項a)に規定する範囲の外部AIFMを選任していない場合、または当該管理会社が2013年法に服することを選択した場合、当該管理会社は、2013年法第2章に規定される手続に従い、30暦日以内にCSSFに対し認可の申請を行わなければならない。

AIFMDに規定する範囲のAIF以外の投資ビークルがそれに関係する特定分野の法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる場合も、b)またはc)に記載される業務をあわせて行うことなくa)に記載される業務のみを行うものとして、2010年法第125-1条に基づく認可を受けることはできない。

管理会社自らの資産の運用は、付随的なものである限り、これを行うことができる。

当該管理会社の本店および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

2010年法第125-1条第4項a)またはc)に記載される活動を行う2010年法第125—1条の範囲内に該当する管理会社は、活動のより効率的な実施のため、自らの業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

a) CSSFは、適切な方法で通知を受けなければならない。

- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、UCIが運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体にのみ付与される。
当該権限付与が慎重な監督に服する国外の事業体に付与される場合、CSSFと当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- d) c) の条件が充足されない場合、かかる委託は、CSSFの事前の承認を得た後でなければ、その効力を生じない。
- e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行に付与されてはならない。

上記(ii)の活動を行う2010年法第125-1条の範囲内に該当する管理会社は、当該管理会社が選任した外部AIFMが当該管理会社の運用業務および販売業務を引き受けていない場合、活動のより効率的な実施のため、かかる業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) CSSFは、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為すること、および契約型投資信託、変動資本を有する投資法人または固定資本を有する投資法人が運営されることを妨げてはならない。
- B) 2010年法第88-2条第2項a)に規定される範囲内の外部AIFMを任命せずに、選任を受けた管理会社としてAIFMDに規定する範囲の一または複数のAIFを運用する2010年法第125-2条に基づき認可された管理会社は、運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれか一つを上回る場合、2013年法第2章に基づき、AIFのAIFMとしての認可をCSSFから事前に取得しなければならない。

2010年法第125-2条に記載される管理会社は、2013年法別表Iに記載される活動および同法第5条第4項に記載される非中核的活動にのみ従事することができる。

管理会社は、2010年法第125-2条に基づき運用するAIFに関し、選任を受けた管理会社として、当該管理会社に適用される範囲において、2013年法に規定されるすべての規則に服する。

- (2) CSSFは以下の条件で管理会社に認可を付与する。
 - a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、CSSF規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。
(注) 現在はかかる規則は存在しない。
 - b) 上記a)に記載される資本金は、管理会社の永続的な処分により維持され、管理会社の利益のために投資される。
 - c) 2010年法第129条第5項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に得ており、その義務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有していなければならない。
 - d) 管理会社の参照投資主またはメンバーの身元情報がCSSFに提供されなければならない。
 - e) 認可申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。
- (3) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (4) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。
- (5) CSSFは、以下の場合、2010年法第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することがある。
 - a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて2010年法第16章に定められる活動を中止する場合。
 - b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
 - c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
 - d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ／または組織的に違反した場合。
 - e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。
- (6) 管理会社は、自らのために、運用するUCIの資産を使用してはならない。
- (7) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

- (8) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な専門経験を有することを証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は事前にCSSFの承認を得なければならない。
- (9) 管理会社の任意清算の場合、清算人は、CSSFから承認を受けなければならない。清算人は、誠実さについてのあらゆる保証および専門技術を提供しなければならない。

1.3. 委託

2013年法に従い、AIFMは、業務を遂行する職務を自己の代わりに第三者に対して委託することが許可されているが、委託取り決めが発効する前にCSSFに対してその意思を通知するものとする。2013年法第18条に従い、以下の条件が充足される必要がある。

- a) AIFMは、その委託のストラクチャー全体を客観的理由に基づき正当化できなくてはならない。
- b) 委託先は各業務を遂行するために十分な人員を配置しなければならず、実際に委託業務を行う者は十分に良好な評価および十分な経験を備えていなければならない。
- c) 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与する場合、CSSFの監督に服すか、その条件が充足できない場合は、CSSFの事前の承認を得て、資産運用のために認可または登録された組織に対してのみ委託されなければならない。
- d) 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与し、第三国の組織に委託される場合、c)の要件に加えて、CSSFおよび同組織の監督官庁間の協力が確保されなければならない。
- e) 委託はAIFMの監督の有効性を阻害してはならず、特にAIFMが投資家の最善の利益のために行われ、または運用されることを妨げてはならない。
- f) AIFMは、委託先がかかる業務を引き受ける資格と能力を有し、あらゆる適切な配慮の上に選択され、AIFMは委託された行為を常に実質的に監督し、委託先にいつでも追加指示を付与し、投資家の利益にかなう場合は、即時に当該権限付与を撤回する立場にあることを示さなければならない。

AIFMは各委託先が提供する業務を継続的に精査しなければならない。

(注) AIFMは第三者が委託業務の適切な遂行のために必要とされる、十分な人員を有し、技能、知識および専門知識を持つ十分な人員を雇用することを確保するため、委託先について適切な配慮を当初から徹底し、委託業務の遂行を支援する適切な組織的構造を有することとする。また、この適切な配慮は、AIFMによって、継続的に遂行されるものとする。

AIFMは、保管受託銀行もしくは保管受託銀行の代理人またはAIFMもしくはAIFの投資家と利益が相反するその他の事業体にポートフォリオ管理またはリスク管理を委託しないものとする。

上記の制限は、委託先が業務上および階層構造上、ポートフォリオ管理またはリスク管理の遂行を他の潜在的相反リスクから分離している場合には、適用されない。

AIFに対するAIFMの責務は、AIFMが第三者または再委託により業務の一部を委託した事実により影響を受けないものとする。

AIFMは、AIFMの運用者として見なされなくなる程度まで、つまり、名義のみの事業体として見なされる程度まで、すべての業務を委託することはできない。

委託先がAIFMから委託された業務の一部を再委託する範囲において、以下の条件を充足するものとする。

- 再委託に対するAIFMの事前合意
- AIFMは再委託契約の条項を当該契約遂行の前にCSSFに通知すること。
- AIFMからの委託先（第三者）に対する業務委託に関する上記の他の条件すべてを充足しなければならない。

注：ポートフォリオ管理は、ルクセンブルグのAIFMによって非EU運用者に対して委託することができる。認可済みルクセンブルグのAIFMからの委託により、非EU運用者によって最終的に運用されるルクセンブルグのAIFは、EUパスポートに基づき、EUでプロの投資家に対して販売することができる。

1.4. 透明性要件

1.4.1. 投資家に対する開示

AIFMは、AIFMが運用する各EU AIFおよびAIFMがEU内で販売する各AIFについて、AIFの規約（またはFCPの場合は約款）に基づき投資家がAIFに投資する前に投資家に下記の情報およびそれらの重要な変更を提供しなければならない。

- AIFの投資戦略および投資目的の記載ならびにAIFが投資戦略または投資目的もしくはその両方を変更する際の手続に関する記載
- 投資のために締結した契約関係の主な法的意味についての記載
- AIFM、AIFの保管受託銀行、監査役およびその他の業務提供者の身元ならびにそれらの職務および投資家の権利に関する記載

- － AIFMの専門職業賠償責任要件の遵守状況に関する記載
- － 保管受託銀行により委託された委託管理業務および保管業務、委託先の身元、かかる委託により生じる可能性のある利益相反に関する記載
- － AIFの評価手続および資産評価のための価格決定方法に関する記載
- － AIFの流動性リスク管理、買戻権利および買戻り取り決めにに関する記載
- － 投資家が直接または間接に負担するすべての報酬、手数料および費用ならびにそれらの限度額に関する記載
- － AIFMが投資家に対する公正な対応を確保する方法、および投資家が優遇措置を受けるか、優遇措置を受ける権利を取得する場合はいつでも、当該優遇措置、当該優遇措置を取得する投資家の種別、および関連ある場合は、AIFまたはAIFMとの法的または経済的関連についての記載
- － 2013年法第20条に記載される直近年次報告書
- － 受益証券または投資口の発行および販売の手続および条件
- － 2013年法第17条に基づき決定されるAIFの直近純資産価額またはAIFの受益証券もしくは投資口の直近市場価格
- － 入手可能な場合、AIFの過去の実績
- － プライム・ブローカーの身元ならびに、AIFおよびAIFのプライム・ブローカー間の重要な取り決めにに関する記載、および関連する利益相反の管理方法、保管受託銀行との契約における、AIF資産の譲渡および再利用の可能性に関する規定、ならびにプライム・ブローカーに対する責務の譲渡に関する情報
- － レバレッジ利用、リスク特性およびAIFのポートフォリオの流動性管理に関する情報の定期的開示の方法および時期に関する記載

AIFがその目論見書に公表する必要がある情報に付加される情報のみ、別途または目論見書の追加情報として開示する必要がある。

上記のとおり、AIFMは管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、資産の非流動性に関する情報、ファンドの流動性管理の取り決めおよび直近のリスク特性を定期的に投資家に開示するものとする。

AIFMは、さらにAIFのレバレッジ利用に関する情報を開示するものとし、AIFが許容し得るレバレッジの上限の変更ならびに担保再利用の権限またはレバレッジ契約に基づき認められる保証および当該AIFが用いるレバレッジの総額について定期的に、開示するものとする

1.4.2. 年次報告書

ルクセンブルグで設立されたAIFMは、管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、各会計年度の年次報告書をその関係会計年度末から6か月以内に入手可能にしなければならない。

年次報告書は、請求に基づき投資家に提供され、CSSFおよび適用ある場合、AIFの所在加盟国に提供されなければならない。

規制ある市場での取引が認可されたAIFは、通達2004/109/ECに基づき、年次財務報告書をその関係会計年度末から4か月以内に公表することを要求されている。

年次報告書は、監査を受けなければならない、少なくとも貸借対照表または資産および負債計算書、収益および費用計算書、会計年度中の活動報告、投資家に提出すべき情報の重要な変更（上記1.4.1参照のこと）ならびにAIFMがスタッフに支払った会計年度中の報酬総額およびAIFが支払った繰り越し利息に関する情報を記載するものとする。

1.4.3. CSSFへの報告義務

2013年法第22条に従い、AIFはCSSFに定期的に報告しなければならない。

当該報告は、AIFMが管理するAIFのためにAIFMが取引する主な商品、AIFMが取引する主要な市場、AIFMが取引する主な商品、AIFMが加入する市場または積極的に取引を行う市場ならびにAIFMが管理する各AIFの主なエクスポージャーおよび最も重要な集中投資に関する情報を含むものとする。

AIFMは、管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、CSSFに以下の情報を提供しなくてはならない。

- － 非流動性により生じる特定の取り決めに従うAIFの資産の割合
- － AIFの流動性を管理するための新たな取り決め
- － AIFの直近リスク特性ならびに市場リスク、流動性リスク、カウンターパーティー・リスクおよびオペレーション・リスクを含むその他のリスクを管理するためAIFMが用いるリスク管理システム
- － AIFが投資した資産の主な種類に関する情報
- － 2013年法のリスク管理および流動性管理の規定に従い実施されたストレス・テストの結果

AIFMの報告期間の頻度は、AIFの構造、運用資産の額および使用されたレバレッジの水準に基づく。

- － 運用資産の総額がAIFMDの第3(2)条a項およびb項の条項に基づく1億ユーロまたは5億ユーロいずれかの上限を超えるが、10億ユーロ未満のAIFのポートフォリオを運用するAIFMの場合、運用する各EU AIFおよびEU内で販売する各AIFについて半年ベース
- － 上記の要件に従うAIFMの場合、レバレッジの利用により取得した資産を含む運用資産総額が、各AIFについて5億ユーロを超える場合、当該AIFについて四半期ベース
- － 運用資産の総額が10億ユーロを超えるAIFのポートフォリオを運用するAIFMの場合、運用する各EU AIFおよびEU内で販売する各AIFについて四半期ベース
- － 主要投資方針に従い、支配権取得のため非上場の企業および発行体に投資し、AIFMの運用下にあるレバレッジされていない各AIFについては、年次ベース

上記1.4.2.に記載される年次報告書に加えて、AIFMは、請求に応じてCSSFに、運用するすべてのAIFに関する詳細なリストを各四半期末に提供しなければならない。

1.4.4. レバレッジの報告

大規模にレバレッジを用いるAIFを運用するAIFMは、運用する各AIFが用いるレバレッジの全体的な水準、現金または証券の借り入れにより生じるレバレッジおよび金融派生商品に組み込まれたレバレッジ間の内訳、ならびにAIFの資産がレバレッジ契約に基づき再利用された範囲についての情報をCSSFに提供するものとする。

かかる情報は、AIFMが運用する各AIFのために借り入れた現金または証券の上位5出所の身元および各AIFのために、これらの各出所から受領したレバレッジの金額を含むものとする。

CSSFが当該通信がシステミック・リスクの有効な監視のために必要と見なす場合、AIFMに対し、定期的かつ逐次ベースで、V. 1.4.記載の情報に加えて情報の伝達を要求する場合がある。

1.5. 保管受託銀行

2013年法は、完全にAIFMDの範囲内でAIFの新保管受託制度を導入した。わずかな調整を条件として、2013年法は、2013年法の範囲内に完全には該当しないパートIIファンドおよびSIFについては従前の保管受託制度を維持する。

1.5.1. 適格保管受託銀行

2013年法は、金融証書以外の資産の専門保管受託銀行の導入により適格性を有する保管受託銀行のリストを拡張する。

この新たな金融セクターの特殊専門機関の活動は、(i)当初の投資から5年間に於いて行使することができる買戻権がなく、かつ(ii)主な投資方針に基づき、2013年法第19条第8項(a)に基づき保管される資産に通常投資しないか、または通常発行者もしくは非上場会社（例えば、主にプライベート・エクイティ・ファンドおよび不動産ファンド）に対する支配権取得を目指す、2007年法に規定するSIF、2004年法に規定するSICARおよびAIFMDに規定するAIFに対する保管受託機能の提供として1993年法によって定義されている。

かかる活動は、通信事務代行者、登録事務代行者、管理事務代行者および／または所在地事務代行者に適合するその他の者の業務と両立し、500,000ユーロの最低資本要件を条件とする。

前節に記載され、上記の条件でのみ使用することができる新たな金融セクターの特殊専門機関に加えて、適格性を有する保管受託銀行は、（従前の保管受託制度と同じく）通常ルクセンブルグで設立された信用機関である。さらにルクセンブルグの投資会社は、以下の条件を充足する場合、保管受託銀行としても行為することができる。

- － 投資会社の認可は、1993年法別表IIの第C項1において言及される、顧客のための金融商品の保護預かりおよび管理に関する付随的なサービスを含むこと。
- － 投資会社は、法人であること。
- － 投資会社は、730,000ユーロの全額払込済最低資本を有しなければならないこと。
- － 投資会社は、保管受託銀行として活動するために適切な組織構造および管理上の構造ならびに内部管理上の手続を含む内部統制上の手続を有しなければならないこと。
- － 投資会社は、CSSFによって明確にされるとおり、AIFMD第21条第3項(b)に規定される、自らの資金に関する要件を充足すること。

AIFの保管受託銀行は、CSSFによる要求に応じて、CSSFがAIFによる2013年法の遵守を監視できるように特定の開示義務を遵守しなければならない。

1.5.2. 職務および責任

2013年法に規定される範囲内に完全に該当するAIFの保管受託銀行は、その義務および責任に関して、2013年法に規定される新たな保管受託制度に従わなければならない。

かかる新たな制度により、以下を含む特定の義務が保管受託銀行に課される。

- － AIFの資産の保護預かり義務
- － AIFのキャッシュ・フローを監視する義務
- － 特定の監督業務

保管受託銀行自体が実施しなくてはならない監督およびキャッシュ・フロー監視とは反対に、保管受託銀行は、一定の条件下で、その保管業務の全部または一部を委託する権限を有する。

2013年法に基づき、保管受託銀行の責任制度もまた、見直され、強化されている。保管受託銀行は、保護預かりの対象とされている金融商品に損失が生じた場合に厳密に責任を負い、同一の種類の金融商品またはその対当額を、AIFまたはAIFを代理して行為するAIFMに対し、不当な遅滞なく返還しなければならない。かかる厳重な責任制度を回避する可能性は、非常に限られている。さらに、AIFMDの第21条第13項に従い、数例の例外を条件とし、保管受託銀行の責任は第三者に対するその業務の委託によって影響されないものとする。

さらに、保管受託銀行はまた、2013年法に基づく義務を適切に履行する際の保管受託銀行による過失または意図的な不履行によって、AIFまたはその投資家が被った一切のその他の損失に関し、AIFまたはその投資家に対して責任を負う。

1.6. AIFのクロス・ボーダー・マーケティングおよび運用

2013年法第6章（EU AIFMのEUにおけるEU AIFの販売および運用権限）および第7章（第3国に関する具体的規則）に規定される通り、AIFはAIFMに規定されるパスポート制度に基づき、認可済みAIFMによってルクセンブルグおよびその他の加盟国においてプロの投資家に販売される。これらの規定はさらに、認可済みAIFMが、これらのAIFをクロス・ボーダーベースで運用することを許可する。

これは規制当局間の通知制度の利用により、AIFの販売または運用を行うためAIFMがホスト加盟国からの認可を取得するか、AIFMが販売を希望する各加盟国の関連ある国内要件を満たす必要性を回避することにより達成される。

2. 2010年法および2007年法に従うルクセンブルグUCIの概要

2.1. 2010年法に従うパートIIファンド

2.1.1. 一般規定とその範囲

すでに記載したとおり、すべてのパートIIファンドは、2013年法の規定するAIFとして資格を有する。2010年法第3条は、2010年法第2条のUCITS規定に該当するが、2010年法パートIに該当するUCITSの適格性を取得するものではなく、パートIIに準拠するものとする。

- － クローズド・エンド型のUCITS
- － EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS
- － 約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券を販売しうるUCITS
- － 2010年法第5章に規定する規則によりその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であるとCSSFが判断する種類のUCITS

2.1.2. ルクセンブルグ・パートIIファンドの投資制限

パートIファンドに該当しないルクセンブルグ投資信託に適用される制限は、CSSF規則によって、FCPについては2010年法第91条第1項に従い、SICAVについては2010年法第96条第1項に従い決定され得る。

（注）かかる規則は未だ出されていない。

IML通達91/75は、パートIIファンドについて一般的な投資制限を規定している。

パートIIファンドに課されている投資制限の目的は、投資対象が十分に流動的かつ分散されていることを確保することである。限定的な例外はあるものの、パートIIファンドは原則として、

- a) 証券取引所に上場されておらず、また定期的に営業し、かつ公認および公開されている別の規制市場でも取り扱われていない証券には、その純資産の10%を超えて投資できず、
- b) 同じ発行体から発行された同じ種類の証券を10%を超えて取得することはできず、
- c) 同じ発行体から発行された証券に、ファンドの純資産の10%を超えて投資することはできない。

上記の制限は、OECD加盟国もしくはその地方自治体、または地域もしくは世界を範囲とするECの公的国際機関により発行または保証されている証券には適用されない。

上記a)、b) およびc) の制限は、当該UCIがパートIIファンドに適用されるものと同等のリスク分散化要件に従っていない場合は、オープン・エンド型UCIの受益証券の購入にも適用される。

上記にかかわらず、規則については、ケース・バイ・ケースでCSSFとともに協議することができる。

2.1.3. 管理会社およびAIFM

各パートIIファンドは、2013年法第2章に基づき認可されたルクセンブルグで設立されたAIFMか、通達2011/61/EUの第2章に基づき認可された他の加盟国または第三国で設立されたAIFMのいずれか単一のAIFMによって運用されなければならない。

パートIIファンドは、2013年法に従い、（i）パートIIファンドの運用に責任を有する別のAIFMを任命することによって外部運用されるか、または（ii）ファンドの法的形態が内部運用を許可する場合およびファンドの支配組織が外部AIFMを任命しないことを選択する場合、内部運用される。後者の場合、パートIIファンドは、それ自体が

AIFMとしてみなされ、（i）AIFMに適用される2013年法上の義務の全てを遵守すること、および（ii）2013年法に基づく認可請求を提出することを要求される。

2.1.3.1. 第15章にいう管理会社およびAIFM

これらの管理会社がパートIIファンドを運用する条件は、上記の通りである。

2.1.3.2. 第16章にいう管理会社およびAIFM

上記の記載事項は、原則として、パートIIファンドを運用する第16章にいう管理会社に適用される。

2.1.4. パートIIファンドの認可、登録および監督

2.1.4.1. 認可および登録

パートIIファンドは、その機能を遂行するため事前にCSSFの認可を受けなければならない。

パートIIファンドは、CSSFがそれぞれ設立証書または約款および保管受託銀行の選任を承認した場合にのみ認可されるものとする。

前項に定める条件のほか、および2013年法第3条に規定される免除を条件として、パートIIファンドは、2010年法第88—2条第2項a）に従って選任されたその外部AIFMが当該条項に従って事前に認可されている場合にのみ認可されるものとする。

内部運用されるパートIIファンドは、2010年法第129条第1項に従い要求される認可に加えて、2013年法第3条に規定する例外を条件として、2013年法第2章に従い、AIFM自体として認可されなければならない。

パートIIファンドの取締役は、十分に良好な評判があり、十分な経験を備えていなければならない。取締役および取締役の後任者の身元をCSSFに通達しなければならない。

認可済みパートIIファンドは、CSSFによってリストに記載されるものとする。

2.1.4.2. 投資家に提供される情報

2010年法第150条は、目論見書ならびに年次および半期報告書を公表する投資信託の義務を規定している。

2010年法は、以下の公表義務を規定する。

— 投資会社および管理会社は、自己が運用する各FCPIにつき、目論見書およびその修正ならびに年次および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。

— パートIIファンドは、2010年法に規定する範囲内において、主要投資家情報を含む文書を作成する権限を有する。かかる場合において、当該文書は、主要投資家情報を作成するUCIは、通達2009/65/ECに従うUCITSではない旨の明確な記述を含まなければならない。

さらに、目論見書ならびに直近に公表された年次報告書および半期報告書は、投資家からの請求に応じて、無料で投資家に提供されなければならない。

— 年次および半期報告書は、目論見書に規定される方法で投資家に提供される。

— 監査済み年次報告書は、6か月以内に、半期報告書は3か月以内に公表されなければならない。

投資家に対する追加開示は、AIFMの範囲に完全に該当し、2013年法第2章に基づき認可されたAIFMによって運用されるか、または内部運用されるAIFM（下記参照のこと。）としての資格を有するパートIIファンドに対し、2010年法および2013年法によって要求されている。

2.1.4.3. ルクセンブルグのパートIIファンドに適用される追加的な規制

（i）公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、全てのルクセンブルグのUCITが活動を行うためにはCSSFの認可を事前に受けなければならない旨規定している。

（ii）設立書類の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

（iii）販売資料

2005年4月6日付CSSF通達05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の監督当局に服していない場合であっても、コメントを得るためにCSSFに提出する必要はないものとされている。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

（iv）目論見書の更新義務

2010年法第153条は、目論見書（全体版）の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

（v）財務状況の報告および監査

1915年法第73条第2項の一部修正により、SICAVは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場合および実務上の取決めに記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をメモリアルに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なCSSF通達02/81に基づき、CSSFは、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。CSSF通達02/81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、UCIの運用（その中央管理事務および保管者を含む。）および（マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について）監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的にみることでありと述べている。

(vi) 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、CSSFが、UCIに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができることに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、UCIの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

IML通達97/136（CSSF通達08/348により改正）に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。

(vii) 違反に対する罰則規定

1人または複数の取締役またはルクセンブルグの1915年法および2010年法に基づき、投資信託の運用・運営に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および／または、一定の場合には50,000ユーロ以下の罰金刑に処される。

2.1.5. 保管受託銀行

AIFMDの範囲に完全に該当するパートIIファンドの資産の保管は、2013年法第19条の規定に従い任命された、保管受託銀行一社に委託されなければならない。

2.1.6. 課税

上記IV.4.3.「課税」の記載は、2010年法に従うパートIIファンドの清算にも適用される。

2.1.7. 清算

上記IV.4.4.「清算」の記載は、2010年法に従うパートIIファンドの清算にも適用される。

2.2. 2007年法に従うSIF

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会は、専門投資信託に関する2007年法を採択した。

2007年法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、情報に精通した投資家向けの投資信託のための法律を定めることであった。

2007年法の下で設定されたピークルと2010年法に従うUCIをさらに区別するため、2007年法は、前者を「専門投資信託」（以下「SIF」という。）と称している。

上記II.に記載するとおり、2007年法は、AIFMDをルクセンブルグ法に法制化する2013年法によって実質的に改正された。かかる改正後、2007年法は、現在、2つのSIF制度、すなわち、（i）2007年法パートIに従い、AIFMDの対象となるAIFとしての資格を有しないSIF、および、（ii）2007年法パートIIに従い、認可されたAIFMによる運用が必要なSIFを区別する。

2.2.1. 一般規定およびその範囲

SIF制度は、(i) その証券がまたは複数の情報に精通した投資家向けに限定されるUCI、および、(ii) その設立文書によりSIF制度に服するUCIに適用される。

SIFは、リスク分散原則に従う投資信託であり、それによりUCIとしての適格性も有している。かかる地位は、特に通達2003/71/EC等の各種欧州通達(いわゆる「目論見書通達」)の適用可能性の有無について重要性を有する。同通達は、2012年7月3日法によって置き換わった通達2010/73/EUによって改正されている。

SIFは、当該ピークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資家向けのものである。

2007年法第2条では、機関投資家および専門投資家を含む情報に精通した投資家のみならず、その他の情報に精通した投資家で、情報に精通した投資家の地位を守ることを書面で確約する投資家で、125,000ユーロ以上の投資を行う投資家か、またはSIFへの投資を適切に評価する専門技術、経験および知識を有することを証明する、通達2006/48/ECに定める金融機関、通達2004/39/ECに定める投資会社もしくは通達2009/65/ECに定める管理会社が行った査定の対象となった投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報に精通した投資家は、洗練された小口投資家または個人投資家がSIFへの投資を認められることを意味する。

SIF制度に従うためには、当該投資ピークルの設立文書(規約または約款)または募集書類に当該趣旨を明確に記載してこれを明示しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資家向けの投資ピークルが、必ずしもSIF制度に従うとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ピークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

2.2.2. ルクセンブルグのSIFの投資規則

EU圏外の統一UCIについて定める2010年法パートIIと同様に、2007年法は、SIFが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、あらゆる種類の資産に投資しあらゆる種類の投資戦略を追求するピークルが、本制度を選択することができる。

SIFはリスク分散原則を遵守する。2007年法は、特別な投資規則または投資制限を規定していない。そのためCSSFは、個人投資家への販売が可能なUCIよりも低レベルの分散投資を認めることができる。従って、個人投資家に販売することができるUCIに適用されるきめ細かい定量的投資および借入制限ではなく、投資制限に基づく原則が適用される。

CSSFは、SIFに関するリスク分散について通達07/309(以下に詳述する)によって規制ガイドラインを発行した。SIFがアンブレラ・ファンドとして設立されている場合、SIFへの言及は、そのコンパートメントの一部に関する言及として理解されなければならない。

(1) SIFは、その資産または約定した申込みの30%を超えて同一発行体が発行する同種の有価証券に投資しない。

(1) の制限は、以下の証券に適用されない。

(i) OECD加盟国または超国家的組織に対して発行された有価証券

(ii) 少なくともSIFに適用されるものと同等のリスク分散規制に服するターゲットUCI

(2) 同一の発行体が発行する同質の有価証券の空売りは、SIFの資産の30%を超えない。

(3) 金融派生商品を使用する場合、SIFは当該金融派生商品の裏付け資産の適切な分散により、上記に匹敵する水準のリスク分散を確保しなければならない。同様に、OTC取引の取引相手リスクは、適用ある場合、取引相手の性質および資格に応じて制限されなければならない。

CSSFは、ケース・バイ・ケースで例外を認める。

CSSFは、SIFが上記分散規則を逸脱できる「猶予期間」を認める。この猶予期間は、SIFの目論見書に開示されるものとし、運用資産の種類に応じて変更する。

2.2.3. 管理会社およびAIFM

ルクセンブルグの管理会社は、2010年法第15章および第16章に従い、SIFを運用する。SIFが2013年法の条項に従うAIFとしての資格を有する場合、後者は、2013年法第2章の条項に従う認可済みAIFM(AIFMの運用資産が最低限度額を超えない場合)または登録済みAIFM(当該AIFMが最低限度額免除の恩恵を受けることができる場合)によって運用されるものとする。

第15章にいう管理会社は、SIFの管理会社およびAIFMとして行為することができる。これらの管理会社がAIFMとして資格を有するための条件は、上記の通りである。

第16章にいう管理会社は、SIFの管理会社およびAIFMとして行為することができる。2010年法第125-1条、第125-2条および第126条は、第16章に従い存続する管理会社が満たさなければならない要件を規定している。これらの要件は上記の通りである。

2.2.4. SIFの認可、登録および監督

2.2.4.1. 認可および登録

SIFは、CSSFによる恒久的監督に服する規制されたビークルである。しかし、情報に精通した投資家は小口投資家と同一の保護までは要しないという事実にも照らし、SIFは、承認手続および規制当局の要件の両方について、2010年法に従うUCIの場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2010年法に従うUCIについて、CSSFは、SIFの設立文書、SIFの取締役／運用会社、中央管理事務代行会社、保管銀行および承認された法定監査人の選任を承認しなければならない。SIFの存続期間中、設立文書の修正および取締役または上記の業務提供業者の変更もまた、CSSFの承認を必要とする。

2.2.4.2. 投資家に提供すべき情報

募集文書および直近に公表された年次報告書は、購入者からの請求に応じて、無料で購入者に提供されるものとする。しかしながら、2007年法は、かかる文書の最小記載内容について具体的な内容を課していない。

募集文書は、投資家が投資家に提案された投資および特に、投資に付随するリスクについて、情報に基づく判断を下すことができるよう必要な情報を記載しなければならない。

募集文書の継続的更新は要求されないが、新規証券またはパートナーシップ持ち分が新たな投資家に対して発行される際には重要部分の更新をしなければならない。募集文書の修正は、CSSFの承認を条件とする。

2.2.5. ルクセンブルグのSIFの追加的な規制

(i) 規制上の側面

2007年法上、SIFは、適切なリスク管理システムを実施することを要求され、利益相反により投資家の利益が害されるリスクを最小化するような方法で組成され、設定されなければならない。2012年8月13日付CSSF規則12-01は、これらの要件に関する措置を講じている。

(i) 財務報告書の監査

SIFの年次財務書類は、十分な専門経験を有するルクセンブルグの承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない。

UCITSおよびパートIIファンドについては、1915年法第73条(2)項とは別に、SICAVは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および適用ある場合は、監査役会の見解を、年次総会の招集通知と同時に、登録受益者に送付することを要しない。招集通知は、これらの文書を受益者に提供する場所および実務上の取り決めを記載するものとし、各受益者は、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および適用ある場合は、監査役会の見解を送付するよう請求することができる旨明記するものとする。

SIFは、監査済年次報告書をその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。

SIFは、ルクセンブルグ会社法上の連結決算書作成義務を免除されている。

(ii) 財務報告書の提出

2007年法第56条は、SIFが募集文書およびその修正ならびに年次報告書をCSSFに送付しなければならない旨規定している。

2.2.6. 保管受託銀行

SIFは、その資産を安全に保管するため、保管受託銀行に保管を委託しなければならない。2007年法のパートIIに服し、認可済みAIFMによる運用を要するSIFおよび2007年法のパートIIに服し、AIFMDの範囲内のAIFとしての資格を有しないSIFは、異なる保管受託制度に服す。AIFMDによる制度は、V. 1.5.に記載され、AIFMDに服さないSIFについては、資産の保管は、「監督」を意味すると理解されるべきである。すなわち、保管受託銀行は、常にSIFの資産の投資方法ならびに当該資産が利用できる場所および方法を承知していなければならない。これは、資産の物理的な保管を地域の副保管受託銀行に委ねることを妨げるものではない。

以下の段落の規定を損なうことなく、保管受託銀行は、1993年法に規定する範囲内の信用機関または投資会社でなければならない。投資会社は、上記に詳述される、2013年法の第19条第3項で言及される条件（例えば、保管受託機能を実行するための特定の資本要件および自らの資金要件ならびに適切な組織、運用上およびコーポレート・ガバナンス上の仕組み）を充足する範囲においてのみ保管受託銀行として適格性を有するものとする。

その中核的な投資方針に従い原則として2013年法第19条第8項a)に従って保管されなければならない資産に投資しないか、または、2013年法第24条に従い発行者または非上場会社に対する監督権を潜在的に獲得するために当該発行者または非上場会社に一般的に投資する、当初の投資が行われた日から5年間行使可能な買戻しの権利を有しないSIFに関しては、1993年法第26-1条に規定する範囲の金融機関の地位以外に資産の専門保管受託銀行の地位を有する、ルクセンブルグ法に準拠する機関が保管受託銀行となることができる。

2.2.7. 税制

SIFについては、0.01%（これに対して、2010年法に基づき存続する大部分のUCIについては、0.05%）の年次税を課される。かかる税金は、各暦四半期末に評価される純資産総額に基づき決定される。2007年法は、2010年法と同様の方法により、年次税を免除している。年次税の免除は、以下を対象とする。

- a) 他のUCIに保有される受益証券／投資口に表象される資産の価額。ただし、当該受益証券は、2007年法第68条または2010年法第174条に規定される年次税をすでに課されているものとする。
- b) SIFおよび複数のコンパートメントを有するSIFの各コンパートメント
 - (i) その専属的目的が短期金融商品への集合投資および信用機関への預金であり
 - (ii) そのポートフォリオの満期までの加重平均残余期間が、90日を超えず
 - (iii) 公認の評価機関から最高の格付けを取得している場合
- c) 従業員のために1もしくは複数の雇用主の主導により設定された企業退職年金のための機関または同様の投資ビークルおよび(ii)従業員の退職金を提供するため1もしくは複数の雇用主が自らが保有するファンドに投資する会社のために、有価証券またはパートナーシップ持ち分を留保するSIF。本節の規定は、これらの条件を満たす複数のコンパートメントを有するSIFの各コンパートメントならびにSIF内または複数のコンパートメントを有するSIFのコンパートメント内に設定された各クラスに準用される。
- d) マイクロ・ファイナンス機関への投資を主な目的とするSIFおよび複数のコンパートメントを有するSIFの各コンパートメント

SIFが受領する収益およびSIFによって実現されたキャピタル・ゲインに対しては税金は課されない。

2.2.8. 清算

IV.4.4.「清算」の記載事項は、2007年法に従うSIFの清算にも適用される。

2.3. SICAR

2004年6月15日に、ルクセンブルグ議会は、リスク・キャピタルへ投資する投資法人（以下「SICAR」という。）に関する2004年6月15日法（以下「2004年法」という。）を採択した。リスク・キャピタルへの投資は、証券取引所への参入、進展または上場を目指す事業体に資産を直接または間接に投資することを意味する。このタイプのビークルは、情報を十分に提供された投資家（SIFに関する2007年法と同様に2004年法によって定義される。）にのみ利用可能である。

第4【参考情報】

ファンドについては以下の書類が関東財務局長に提出されています。

平成26年1月31日	有価証券届出書の訂正届出書 有価証券報告書（第15期）
平成26年3月19日	臨時報告書
平成26年4月30日	半期報告書（第16期中） 有価証券届出書

第5【その他】

該当事項ありません。

独立監査人の報告書

ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト
の受益者各位
ルクセンブルグ

我々は、ノムラ・グローバル・セレクト・トラストおよびその各ファンドの2013年7月31日現在の投資有価証券明細表を含む結合純資産計算書、同日に終了した年度の結合運用計算書および結合純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要およびその他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示に関して、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を可能とするために必要であると管理会社の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

公認企業監査人（"réviseur d'entreprises agréé"）の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融監督委員会（"Commission de Surveillance du Secteur Financier"）が採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないかどうかの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認企業監査人の判断に依拠している。それらのリスク評価を行う際に、公認企業監査人は、状況に相応しい監査手続きを策定するために、財務書類の作成および公正な表示に関する事業体の内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および管理会社の取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、ノムラ・グローバル・セレクト・トラストおよびその各ファンドの2013年7月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

その他の事柄

年次報告書に含まれる補足的情報は、我々に対する委任に関連して検討されているが、上述の基準に準拠して実施される特定の監査手続きを課されていない。従って、我々はかかる情報に対して意見を表明するものではない。しかし我々は、財務書類との関連で全体として見た場合、かかる情報に関して特に意見はない。

アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニム
公認の監査法人（Cabinet de révision agréé）

ケリー・ニコル

ルクセンブルグ、2013年11月28日

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To the Unitholders of
Nomura Global Select Trust
Luxembourg

We have audited the accompanying financial statements of Nomura Global Select Trust and of each of its Funds, which comprise the combined statement of net assets and the statement of investments as at July 31, 2013 and the combined statement of operations and the combined statement of changes in net assets for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors of the management company for the financial statements

The Board of Directors of the management company is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements and for such internal control as the Board of Directors of the management company determines is necessary to enable the preparation and presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the judgement of the “réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors of the management company, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Nomura Global Select Trust and of each of its Funds as of July 31, 2013, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Other matter

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

Ernst & Young
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé

Kerry Nichol

Luxembourg, November 28, 2013

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

独立監査人の報告書

ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト
の受益者各位
ルクセンブルグ

我々は、ノムラ・グローバル・セレクト・トラストおよびその各ファンドの2014年7月31日現在の投資有価証券明細表を含む結合純資産計算書、同日に終了した年度の結合運用計算書および結合純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要およびその他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示に関して、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を可能とするために必要であると管理会社の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

公認企業監査人（“réviseur d'entreprises agréé”）の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融監督委員会（“Commission de Surveillance du Secteur Financier”）が採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないかどうかの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認企業監査人の判断に依拠している。それらのリスク評価を行う際に、公認企業監査人は、状況に相応しい監査手続きを策定するために、財務書類の作成および公正な表示に関する事業体の内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および管理会社の取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、ノムラ・グローバル・セレクト・トラストおよびその各ファンドの2014年7月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

その他の事柄

年次報告書に含まれる補足的情報は、我々に対する委任に関連して検討されているが、上述の基準に準拠して実施される特定の監査手続きを課されていない。従って、我々はかかる情報に対して意見を表明するものではない。しかし我々は、財務書類との関連で全体として見た場合、かかる情報に関して特に意見はない。

アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニム
公認の監査法人（Cabinet de révision agréé）

ケリー・ニコル

ルクセンブルグ、2014年11月28日

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To the Unitholders of
Nomura Global Select Trust
Luxembourg

We have audited the accompanying financial statements of Nomura Global Select Trust and of each of its Funds, which comprise the combined statement of net assets and the statement of investments as at July 31, 2014 and the combined statement of operations and the combined statement of changes in net assets for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors of the management company for the financial statements

The Board of Directors of the management company is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements and for such internal control as the Board of Directors of the management company determines is necessary to enable the preparation and presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the judgement of the “réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors of the management company, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Nomura Global Select Trust and of each of its Funds as of July 31, 2014, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Other matter

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

Ernst & Young
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé

Kerry Nichol

Luxembourg, November 28, 2014

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
の株主各位
L-5826 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番A棟

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2014年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示に関して、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を可能とするために必要であると取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

公認企業監査人（"réviseur d'entreprises agréé"）の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融監督委員会（"Commission de Surveillance du Secteur Financier"）が採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないかどうかの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認企業監査人の判断に依拠している。それらのリスク評価を行う際に、公認企業監査人は、状況に相応しい監査手続きを策定するために、財務書類の作成および公正な表示に関する事業体の内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2014年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正に表示しているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニム
公認の監査法人（Cabinet de révision agréé）

シルヴィー・テスト

ルクセンブルグ、2014年6月4日

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Buiding A
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2014 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the “réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2014, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, 4 June, 2014

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。